


210.09
Si413b
K

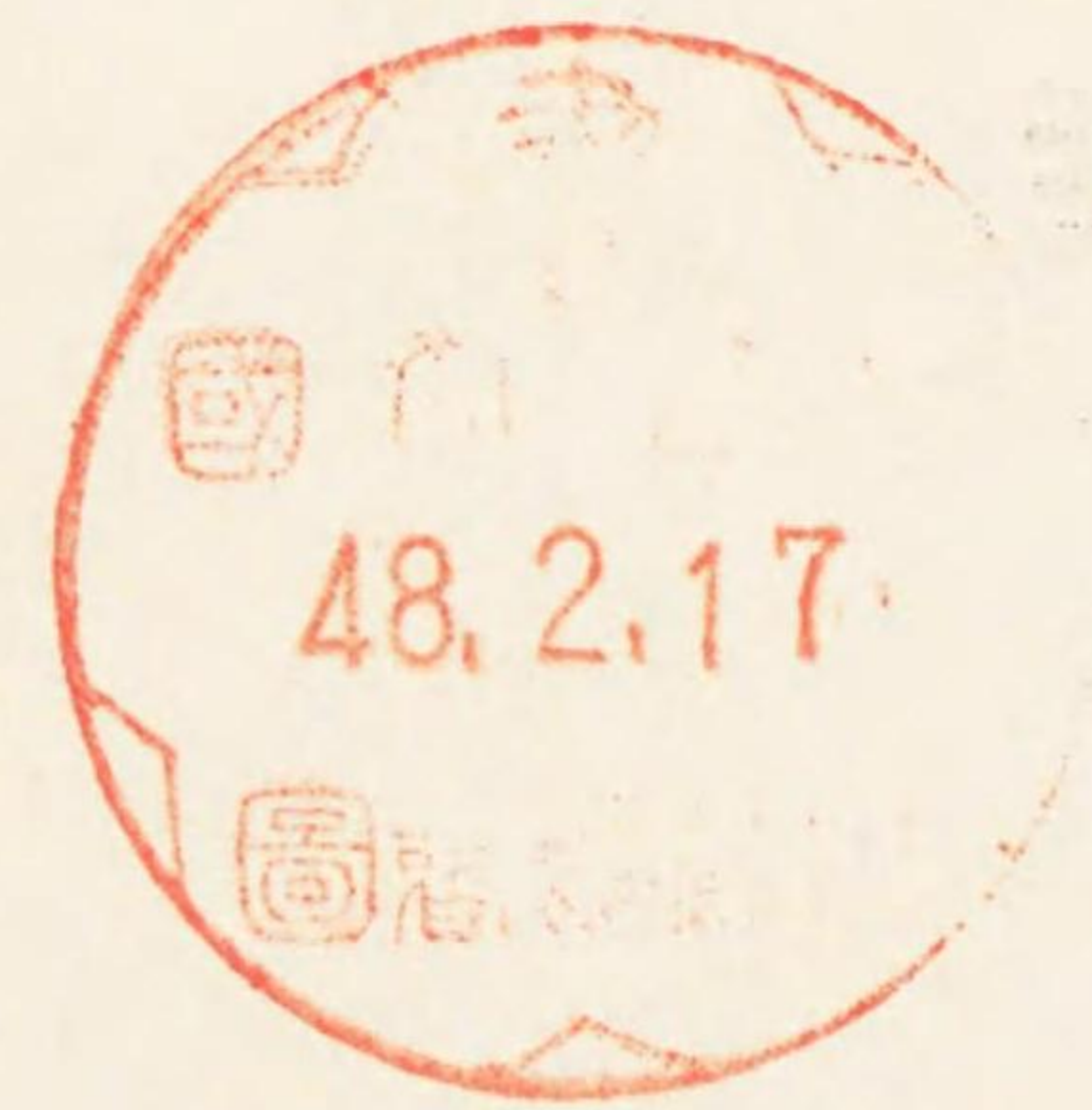


00930145



幕末ノ宮廷

210.09
S74136
KIII



930145

緒言

本書ハ大正十年七月十六日ヨリ二十日マデ五日間本寮ニ於イテ下橋敬長氏ヲ招聘シテ維新前ノ宮廷ニ關スル談話ヲ速記セシモノナリ氏ハ(本年七十八歳)一條攝政家ノ侍ニシテ十二歳ノ時同家ノ御側席ニ出仕シ其ノ後裝束召具方ヲ勤メ慶應三年八月嫡孫承祖ニテ祖父陸奥守敬義ノ跡ヲ繼承シ明治維新後ハ泉山御陵主殿寮出張所等ニ勤務セリ氏ハ攝家ノ御側席ヲ勤メタルヲ以テ朝廷ノ公事ニ精通シ且博聞強識ナルヲ以テ維新前後ノ事實ヲ記憶シ往事ヲ談ズルコト掌ヲ指スガ如シ今其ノ速記ヲ印刷シテ之ヲ頒布スルコトトセリ。

大正十一年十二月

圖書頭心得 五味均平

緒言

一

目次

一、主上日常の御動作……………一頁
朝の御身仕舞—御遙拜—朝餉おあさ—おあさの盛方—朝御膳—晝御膳
—夕御膳—河端道喜—立入宗繼
一、御内儀の御様子……………一一
奥向の女官—典侍局—内侍局—典侍局の家格—命婦—三位の家—命婦
の名称—御差—お下さん—御末—女孺—御服所—御末女孺の親取—使
番の養女—仲居—三仲間—内侍所刀自
一、皇子皇女の御取扱……………二〇
皇子皇女の降誕—薨去逝去—典侍内侍所出の皇子女
一、朝廷の御賄……………二五
一、禁中の年中行事……………二七
元日朝賀—烹糴—攝家の朝賀—元日朝賀の行列—攝家の命名—太刀馬

の献上—御の字の書方—元日節會—陽明門の門代—明治六七年頃の御所—節會の次第—大臣の格式—還御—御成—殿と様との別—勅使と將軍との會見—典仁親王尊號のこと—御書初—二日—兩役の御對面—雲井補略の献上—所司代の參賀—御掃除始—三日—親王華族大臣の參賀—四日紫宸殿の御掃除始—外様堂上の年禮—武家傳奏の年禮—政官列參—五日披露始—千秋萬歲—献上太刀—御湯殿始—文殿召使の御禮—六日年越—七日七種の御粥—北陣—白馬節會—八日内々門跡の參賀—御修法—隱居の女房—九日黒御所外様門跡の參賀—十日諸禮—十一日神宮奏事始—十二日賀茂奏事始—十五日左義長—十六日踏歌節會—十八日御歌會始—十九日鶴の庖丁—舞御覽—一般人民の拜觀—諸大夫地下官人の拜禮—二十日僧侶の年禮—五山の僧侶の著衣—紫衣—靈源院の常長老—現今の紫衣—二十日の小豆粥—二十一日僧侶の拜禮—御樂始—知恩院僧侶の拜禮—二十六日泉涌寺長老の拜禮—三十日清涼殿の御掃除—官位勅問—神官の位階—五位と六位、七位と八位との差等—圖

書寮の史生—會頭の話—二月一日現任一覽及一日十五日二十八日の祝日—一日の御拜—攝家親王華族の參内—配膳役—攝家親王大臣の退出—配膳手長—兩役の御膳—口向執次使番以下の御膳—辨當の話—徳川將軍の使者高家—高家の大澤—三月大原野祭春日祭—春日祭の行列次第—群行—御寺務—下行米

一、禁裏の御交際……………一〇五

一、宮殿の制……………一〇七

常の御殿—官位勅問—競望—轉任—家例—勘例—傍例—勅問日—改元

—難陳—恩赦—黒戸—御學問所—近習—内々番所—外様番所—六位藏

人の詰所—非藏人の詰所—非藏人の失策—非藏人の職掌

一、口向諸役人……………一三二

御附武家—御附の參内行列—案内同心—仕丁の預—中詰—御附と五攝家大臣との路頭禮—施藥院—五攝家の家領—朝廷以下の御石高—朝廷の御用命—執次使番の任命—御附の交際待遇—執次—賄頭—勘使—御

膳番 中詰 御膳番岡田義綱と進藤右近番長との異名 座田の兩家
 牛 公卿の異名 修理職 賄方 板元吟味役 福田芳峰 鍵番 奏者
 番 使番 番頭 筆頭 御撫物の御使 御代參 五攝家への使 御法
 樂の歌の使 典侍内侍に對する使番の職 小間使 使番格 仕丁 内
 侍所侍 御茶碾 六門番と三門番 根來同心 大宮御所舊院番 准后
 御門番 准后御里御殿門番 御厨子所の小厮 預 山の者 山科 仕
 丁の所役 預 史生 根來同心 燒飯

一、地下の官人……………一七六

三催の分掌外記方 催 文殿 召使 少納言侍 中務省史生 大舍人
 寮 大舍人寮史生 内藏寮兼造酒司 同官人 同史生 縫殿寮 同史
 生 式部省 同史生 大膳職 同史生 大炊寮史生 掃部寮 同史生
 造酒司史生 内豎 陣官人 左馬寮 右馬寮 兵庫寮 同史生 兵
 庫寮鉦師 同替者 使部 官方 左右大史 左右少史 左右史生 左
 右官掌 召使 辨侍 内舍人 内匠寮史生 大藏省 木工寮 大藏省

史生 木工寮官人 同史生 主殿寮伴方 同官人 同史生 主殿寮佐
 伯方 同官人 同史生 左生火官人 右生火官人 使部 衛士 御香
 水役人 鋒立役人 幡鋒 駕輿丁 左右近府兄部 同府沙汰人 四府
 駕輿丁 藏人方平田出納 御藏小舍人 藏人所衆 行事所 圖書寮
 同史生 内藏寮官人 同史生 主水司 同史生 修理職 戸屋主 下
 南座 仕人 釜殿 衛士 御車童子 御車副 御車舍人 御車大工御
 車副 御車棧持 御車榻持 掛竿持 鑑取 右近府鼓師 右近府鉦師
 陰陽大黒 大佛師 院承仕 繪所 一、二、三采女 主殿司 内教坊
 關司 職事の直支配 檢非違使 樂人 瀧口 左右近衛府 近衛府番
 長 女院主典代 女院 女院北面 東宮陣頭 東宮侍者 啓内舍人
 東宮帶刀 院廳官又後院廳官 院所衆又後院所衆 院召次又御壺召次
 後院召次 上北面 下北面 後院北殿侍 肩書無き者 神祇官 山口
 春邦 一行事官二出納三四が抜けて五堀川 陰陽寮幸徳井 陰陽師陰
 陽生 陰陽大黒 典藥寮 醫師 醫生 醫師と醫生との區別 賀川

奥—藤木—坊さんの醫者—小森—駕籠を許す—朱傘をさす—大允小允
 —大屬小屬—典藥寮史生—天脈拜診—内膳司—内膳司史生—膳部—御
 厨子所預—同番衆—同小預—仕丁—上御倉立入—下御倉多—畫所預—
 院雜色

一、問答録……………二〇一

時刻—公卿門—四足門—開門—外辨—内辨の下行—諸大夫の著衣—闈
 司—大納言權大納言—宮中の席次—拜謁—天酌—御附武家の警護—施
 藥院—家茂將軍の參内—家茂將軍に對する待遇—文久三年の増知行—
 鬪鷄—八朔の馬獻上—月蝕の時御殿を包む

目次終

幕末の宮廷

○主上日常の御動作

朝の御身
仕舞

是は申上ぐる迄もなく、どなたも御承知でゐらつしやいませすが、御上の日常の御動作と申しますれば、毎朝お目覺になりますと、先づ恐れながら、お手水をお使ひ遊ばします。御維新前のこととてございます故に、唯今のやうに、結構な石鹼と云ふやうな物はございませぬ。其時分の石鹼の代りになる物は糠でございます。糠も吾々の所では、木綿の袋に入れて洗ひますが、御上には絹の袋に入れて差上げます。御舎嗽を遊ばした後に、糠袋を以てお洗ひになります。さうして、お湯でお拭き遊ばします。尤も拭きますものは、お局が絞つて差上げます。それを濟ませられますと、是は毎日ではございませぬが、隔日或は三日目に、其時分には、主上を始め堂上一同は、女と同様に鐵漿をお附け遊ばします。其の鐵漿や、五倍子の粉は、寺町通竹屋町下ル川端陸奥大掾と云ふ者

主上日常の御動作

から差上げることになつて居ります。お身仕舞はこれで済みます。

朝餉、おあさ

お身仕舞が済みますと、常の御居間へ還幸になられました。表向の御拜は、四方拜、其他定まつた日にございますが、日々恐多くも神様、佛様、御陵等に御自分限り御遙拜遊ばされます。それを済ませられますと、どなたも御承知でございませうが、御朝餉アサカシヒを献上いたします。其順序を申し上げますと、先づ、おあさを献上致します。「おあさ」と申すのは、餅でございますが、何故餅を、おあさ御と云ふか、それには一ツの御話がございます。徳川様の御政治の前は、豊臣秀吉公、其前が平信長公、其前が足利御代々の御政治、足利家におきましても、遂には天子をお養ひ申すところの話でない。御承知の通り、十二三年も彼方此方と逃げてござる時分でございますに依つて、失敬な話ですが、自分の三度の食事もしかねて居る。中々天子をお養ひ申すところの話でありませぬ。従つて御上に於いても、恐多くも、殊の外御難澁を遊ばされて、召しあがる物がございませぬ。所が、河端道喜カハバタダキと云ふ、是は俗に申す餅屋でございますが、桓武天皇様が大和國から山城國長岡へ御遷都の時から、御供をして來たと申すのが、河端の

家の申傳へでございます。格別の御由緒がございますから、おあさの餅と云ふものを拵へまして献上いたします。其餅は、先づ普通の團子位の大きさで、外に餡が澤山被せてあります。それも砂糖の無い時分でございますに依つて、鹽餡でございます。これを數六ツ、五ツとか、七ツとかにしたならば、數が宜しいやうに思ひますが、數六ツを献上いたしましたして、申傳へに依りますと、朝廷御難澁の頃には、朝のものはまだ來ぬかとおつしやつて、恐れながら主上がお待ち兼であつたと云ふことでございます。其後御時節も變り、徳川様の御政治となりましたけれども、矢張り、昔からの例に依つて、毎朝献上致します。神様へあげると同様に、土器に盛り、白木の三方に載せまして、御上の御側へ奉ります。是は御覽遊ばすだけで、昔の様に召上りは致しませぬ。召上りました所が、鹽辛いのでおいしいものではございませぬ。併し、砂糖をかけますとおいしいらでございます。其餅を御維新まで上げて居りましたが、御維新後、御上が東京へ成らせられ、道喜も御供して参りました。参りましたが、商ふものは糴チキとか、さう云ふ類の物だけでございますに依つて、それのみでは家族を養つて行くこ

とが出来ませぬので、已むを得ず、元の京都の宅へ歸りました。今でもやつて居ります。虎屋と云ふ菓子屋も、其時に御供をして参りましたが、是は今でも、東京に於いて繁榮して居ります。京都の店の方が却つて微々で、東京の方が繁榮になりました。河端道喜は、東京では餘り賣れませぬので、京都へ歸りました。さうして、御上が京都へ成らせられますと、必ず昔の通りに献上を致します。所が、明治二十八年に大本營を京都に置かれました時に、明治天皇様の行幸がございました。其時にも相變らず献上を致しました。是は序に御話を致しますが、其時にも數を六ッ上げました。其時に私が道喜をつかまへて、道喜さん、お願ひがあるが、明日御上へ上げる時に、其餅を持つて來て呉れないか、持つて來て上げませう、何ぼだと申しましたら、朝廷へ上げるのは五錢ですが、あなた方へ上げるのは三錢で宜しうございますと云ふことで、翌日持つて來て呉れました。これに砂糖をかけて食べました所が、中々おいしい。其儘ではいけませぬ。それから、懇意な人にもやりました所が、えらう流行りまして、己にも頼んで呉れ、私にも頼んで呉れと云ふやうなことで、大分に頼んで上げ

たこともございます。是は餘計なことでございますが、河端道喜が例に依つて、御上へ献上いたしました所が、其當時の大膳職に於いては盛り方が分らぬ膳部長が九州の豊後の御方で、久米井さん、膳部職は、舊の板元イタモトの桂と申します者、是は先年死にしましたが、此人が膳部副長でございました、二人とも盛り方が分らぬ所が、福田芳峰ヨシタカ、此人は私と同年でございますが、其人が毎日朝廷へ出て、奥向のことを掌つて居りましたから、盛ることはよく知つて居ります。それから膳部長に、福田がよく知つて居りますから、お聞き遊ばせ、さうして、大膳職でも覚えてお置きなされ、何でもないことでございます、そんなら、福田さんを頼んで呉れと云ふことでございました。それで、福田に、久米井さんも、桂も、盛り方が分らぬと云ふから盛つて呉れ、宜しうございます。それから、福田がお三方と土器を持つて來て下さい、大膳職がお三方と土器を持つて参りました。さうすると、六ッの餅を一ッ宛、手でそっくり持ちまして、四ッ列べ、其上へ二ッ置きしました。何でもありません。それから、まだ是ばかりではいかぬ、清い箸を一揃持つて來て下さい。朝廷の御膳箸は、細い柳箸で、それを持つて來ますと、其箸で折角綺

麗に積んである餅に、縦横に筋を附けて仕舞つた。途方もない醜い餅になりました。妙な事をするなと申しましたら、斯うせにやいかぬ、何故御上へ上げる物を手で持つのは、何ぼ綺麗に洗うても恐多い、それで箸で持つたのだと云ふことが分るやうに、箸で形を附けるのぢや、さうせぬと手で持つたことになら、昔から斯う云ふ風にして居るのだ、左様ですか、お蔭さんで覚えましたと云ふやうなことで、其翌日からは、大膳職の膳部長が、其通りにやられたことがございませぬ。さう云ふ風に、朝の御膳を召上ります前に、おあさを奉る。是は御覽遊ばした儘で下げて仕舞ひませぬ。それを下げますと、今度はほんまの朝御膳、是は板元イタノで持へまして、板元から板元吟味役に差出す。もう板元の方で甘い辛いのお加減も、恐れながら、御上のお口に合ふやうに致してあります、吟味役が尙それを調査を致す。さう致しますと、其處へ御膳番が出て來ます。御膳番と板元吟味役が向ひ合ひになりまして、其御膳を點檢して、さうして、板元吟味役が附けてございませぬのを、御膳番へ出しますと、御膳番が、其お茶碗を取つて拭きまして、お三方の上へ載せませぬ。それが悉く載つて揃ひますと、御

朝御膳

膳番から、御内儀の御末オノノと申します女官へ出します。御末は命婦へ渡します。命婦がまた内侍に渡しまして、内侍が御上の御側へ持つて來て奉ります。そこで朝の御膳を召あがる。斯う云ふ順序になります。それから御膳を濟ませられますと、舊の通りに下げまして、一番終に御末が受取ります。御殘物は御末の拜領でございませぬ。御末と申す女官は七人ありますが、七人が平等に分配いたします。尤も御末の頭を尾張と申しますが、どうしても、是が餘計に戴きまして、あと六人が平等に分配します。三度々々、御末の方へ下りまして、それを御末が戴きますから、我家なり親族に向けて、毎日それを遣ります。私も貰ひましたことがございませぬが、眞に綺麗な御膳でございませぬ。それから、暫く御休息遊ばされて、恐多くも、お手習、お學問、お歌等を遊ばされ、晝の御膳迄の間に、御煎茶、御薄茶などを召あがる、或はお菓子などを召あがる、それから、御休息になる中に、今日で申す正午、十二時になりますと、晝の御膳を召あがる。其時には、おあさのものはありませぬで、御膳番から御末に出しました御膳を召あがる。其數は中々澤山で、鯛などは、御規則で眼の下一尺、毎日々々よく揃

晝御膳

主上日常の御動作

七

へたものでございます。御出入の魚屋から板元に出します。板元で鹽焼にして御器に載せ、お三方に載せませぬ。味噌汁は精進の味噌汁、或時には鯛とか、お魚の入った味噌汁を添へます、それから、午後に至りますと、暫く御休息を遊ばして後に、薄茶御煎茶、御菓子などを召あがる、さうして、前に申上げましたお學問、お手習、お歌などを遊ばす、随分お忙しい。それから夕景になりますと、今日の時刻で申しますと、午後六時か七時、日の長短で變りませんが、其頃になりますと、夕の御膳を奉る。それも前に申上げましたやうな順序でございませぬ。其時には、御酒を召上ります、吾々の家では、焼物の徳利を用ひますが、朝廷では、錫の御徳利で燗をして差上げます。勿論お局さんがお酌、殊に孝明天皇様は御酒がお好きであらせられます、御酒の御席が餘程長い、六時七時から召上りまして、十時頃まであがつて御座ると云ふやうなことを伺つて居ります。それが濟みますと、前の順序で下げまして、それから、御好みに依つて、お菓子、お茶の出ることもあると聞き傳へて居ります。さう云ふ次第で、御所は夜が更けると云ふのは外

夕御膳

ではございませぬ。御酒がお長うゐらつしやるからでございませぬ。それから、いよく夜の御殿へお越しになるのであります、大抵今の十二時頃になります。先づ日常の御動作と申しますと、斯様なことと申します。

河端道喜

それから河端道喜は、足利時分から御維新迄、おあさと云ふ物を上げました功勞に依りまして、維新後特別をもちまして、士族に仰付けられ、金五百圓を賜はりました。今日では京都府士族河端道喜でございませぬ。さうして、唯今でも京都へ行幸の際には、必ず「おあさ」を清らかな唐櫃に入れて献上致します。是は眞に昔を思ふ感心なことでございませぬ。尙附たりとして申上げますが、足利の末には右の次第でございませぬ。河端道喜が「おあさ」を差上げると云ふやうなことがございませぬが、當時立入宗繼と云ふ者がございませぬ。官は左京亮、それが九十六まで生きて居つて、當年(大正十年)九月二十六日が三百年になります。其子孫もございませぬが、御上がさう云ふ時代でございませぬに依つて、其人の祖父から、父と自分まで三代續けまして、御粥を朝廷に献上いたしました。さうして、此人は書物にも出て居りますが、御上の密旨を受けて、尾張ま

立入宗繼

で忍んで参りまして、信長公を京都へ招んで参りました。さうして、信長公が京都へ出られて政治の權を有たれて、御所も次第に好うなりました。其例をもちまして、御維新まで、御粥を上げませぬが、八月一日、八朔と云ふ時に甘酒を拵へまして、香の物を百本添へて、毎年御所へ献上いたします。昔時、毎日御上の召あがる御粥を献上いたしました代りでございます。眞に恐多いことではございますが、左様に御困難を遊ばしましたこともあるのでございます。

○御内儀の御様子

奥向の女官

典侍局の
家格

内侍局

典侍局

次に御内儀の御様子を申し上げます。御承知の通り御内儀と申しますと、朝廷の奥向でございます。其奥向の女官と申しますのは、典侍局、内侍局、命婦、女藏人、御差、下の方で御末、女孀、御服所などであります。是が日々出勤を致しまして、天子の御側近い所で勤めます。御末は御側へは行きませぬ。典侍と、内侍と命婦が、御側に勤めて居られます。典侍局は七人居りますが、其中で大典侍と云ふのは、格別の御身分でございます。奥向の女官のお頭でございます。さうして、大典侍と云ふ官は、時々變らぬ置据でございます。其次に、新大典侍、權中納言典侍、宰相典侍、按察使典侍、是等は時々變りますが、さう云ふ職名を置きます。それから新典侍、今參等があります。それから、内侍局は四人でございます。お頭は長橋局、官は勾當内侍、其次に是も時々變りますが、小式部内侍、中將内侍、右衛門内侍、是は有職では、ヨモノ内侍と申します。それから新内侍、極新しい人は今參、二箇月で新典侍さんになられます。それで典侍局は、堂上

の中で格別の家柄の娘でございませぬ。唯今で例へて言ひますと、伯爵の娘と思召したら宜いかも知れませぬ。伯爵のみと申す譯ではありませぬ。今城さん、東園さん、櫛笥さんなどは、格別の御家柄で、頭中將に任せられます家でございますが、子爵になつて居られますが、併し、大體今日で申します伯爵の御家柄と思召して戴いたら宜しうございます。さう云ふ風に、今日の御時節ではございませぬが、いきなり、典侍局へ出る家は極つて居りませぬ。今日子爵になられたお公卿さんが、澤山にあらせられますが、其子爵の家の方が、典侍になりたいと云ふことであれば、典侍の家の養女になります。例へば、中山前大納言忠能卿養女、實は倉橋正二位何々卿の娘、斯うなりますと、つき出しに典侍に行かれます。倉橋何々卿の娘と云ふだけでありませぬ。内侍より行かせぬ。今日の御時節は、そこらが開けて來まして、内侍さんにも、典侍さんにも上つて居ります。以前は親取をしなければ、内侍局の家からは典侍局へは行かれません。それが御規則でございます。今日は命婦からでも、内侍へ上るお人がございます。以前でございませぬと、命婦の家と、内侍の家と

命婦

三位の家

は御身分が違ひますから、親取をしなければ行かせぬ。それは何でございませぬかと申しますと、命婦は、俗に申す地下の娘でございます。命婦に出ますのは、地下でも正三位、従三位、従二位の娘でないと命婦にはなれませぬ。正四位の娘ではいけません。さうして、命婦は七人でございます。此中に女藏人一人、御差が一人、それを合せて七人でございます。其三位の家を一寸申上げますが、兩局の押小路大外記、壬生左大史、陰陽寮の幸徳井カトクヰ身分は諸大夫。それから、坊官、諸大夫の娘、下賀茂の社司四軒、それは泉亭イヅミテイと申す苗字と、梨木ナシキと申す苗字と、それから鴨脚イデフと云ふのが二軒、都合四軒でございます。それから、上賀茂の社司、是が松下、梅辻、富野、鳥居、大路、林、森、岡本。松尾神社で、東、南と云ふ苗字、是は二軒です。それから、春日が十七軒、是は悉くは覚えませぬ。それから、住吉の津守。江州坂本の日吉神社、是が生源寺二軒、樹下二軒、合せて四軒。先づこれらの娘が命婦になります。併し、親が三位でないといけません。同じ命婦になれる人でありながらも、親が三位になつて居りませぬと、他の三位の人の養女になつて出ます。中々窮屈であつたのです。さうして、其お名前が唯

命婦の名

御差

今と違ひまして、今は菊の命婦、桐の命婦、萩の命婦など、申しますが、其時分は一番頭が伊豫、二番目が^{オホオチ}大御乳、あとは總て伊賀とか、大和とか、駿河とか云ふ國名です。それから、御差、御差は諸大夫の娘でも、坊官^{バウヅラン}の娘でも、四位の娘でも、御差だけは行けません。唯今は御差といふのはございませぬが、其御差の御役は、天子様のお手水の時に御供をして行く、お大便、お小便の御供をして行く、夜分は御差を御起しになつて、御差が蠟燭をとぼし、手燭を持つて、天子様の先に立つて御供をして参る、おとうと云ふ言葉がございます。大便小便にいらつしやるのを、おとうに成らせらるゝ。東司と書いて、とうしとは讀みませぬ、おとうと讀んで戴きます。さうして、今は御さるまたでございませぬが、其當時は絹の六尺の御犢鼻褌、綺麗なものでございませぬ。どうも、御差は何をする役だと言はれますと、返答が出来ませぬが、それが御差の職掌です。それに、妙な御規則でございまして、命婦は總稱お下さん^{シモ}で、お手がかゝりまして、吾等の謂ふお手かけにもなりません。従つて皇子皇女も御誕生になります。有栖川職仁親王、妙法院入道堯恭親王、徳川有章院殿の御室八十宮は、御下様のお子さんです。

お下さん

お下にはお手のかゝらぬのが宜いのでございませぬ、お手のかゝることもある所が、命婦は天子が物をおつしやつても御返辭することはならぬ、皆おつしやるまで黙つて聽いて居る、さうして、御返答は典侍、内侍を以て申上げる。直接には申上げることが出来ないのではありませんが、御差だけは、御返答を申上げる事が出来る、何せと申しますと、命婦は先刻申上げました御差見たいな御用はございませぬ、どうせよとおつしやつても、黙つて御辭儀をして居つて、典侍さん、内侍さんに、斯うおつしやつたと言つて御上へ申上げて貰ふ。御差はお手水の御供をして参りますから、御返辭も申上げる。従つて、御差が一番お親しいさうでございませぬ。現に桂宮の生島成房^{ナリノサ}朝臣の娘が駿河と申して、御差に出て居りまして、後に隠居しました。其人に聽いて見ましても、お局より却つて私等の方が、天子様へよく申上げると言うて居りました。それから、其下の御末、御末は七人居ります。御末の一番頭が尾張と申します、是は四位、五位、六位の有位有官の娘で、表向の御用の外に、天子の召上り物を拵へます、つまり奥御膳番であります。さうでございませぬから、御末をした人は、煮炊^{ニヒキ}が上

御末

手でございます。板元から上げる外に、御末が拵へて上げます。それで、妙な事がございます。御末をした人で、隠居した心安い人がありましたから、よく参りました。が、色々な物を煮て食べさせて呉れます。中々おいしい、殊に東京では何と申しますか、京都では、からと申します、上品に言ふと卯の花、これなどは、私は御末の宅でよばれましたが、中々おいしい、私共の宅では、逆もあゝ云ふおいしい、からは食べられませぬ、それで斯う云ふ物を天子様へ上げますかと聞きましたら、上げます、天子様もお好き、皇后様もお好きです、それで、斯う云ふ工合においしく煮て上げます、表向に上げるとは出来ぬに依つて、わざ／＼豆腐屋へ買ひにやる、椎茸、湯葉、銀杏、麻の實、さう云ふ類を入れて煮ますからおいしい筈です。さうして、私の手許から上げますが、それはほんまによく上がりますと笑うて居りました。さうして、お餘りは御末が戴きます、それが御末の役得でございます。月に二三度位は、御茶碗などまで戴いて持つて來ます。

女孀

私も頼みまして、天子の御茶碗などを貰つたこともございます。其次は女孀です、女孀は御道具方でございます、是も四位、五位、六位の有位有官の娘で七人

居ります、一番頭を阿茶、又、あかゝと申します。是は御道具方でございすに依つて、燈火の油を差すこと、今のランプとか、西洋蠟燭と云ふやうな結構な物はございませぬ、燈油、燈心、日本の蠟燭、それから御煙草盆に火を入れます炭、御火鉢に火を入れます炭、さう云ふものを女孀が扱ひます。其他總て天子のお側で使ひます器具を扱ひます。それで、若し家の爲にしやうと思へば、女孀に上げて置くのです。女孀に上げて置きますと、油、割木、炭、蠟燭と云ふやうな物が買ひます。其他世帯道具と云ふやうな物まで貰へる、半分家で買ふたら、半分は御所から呉れます。其次は御服所、是も七人ありまして、一番上席が右京大夫、右京大夫は表使を兼ねます。天子の御召物は、残らず其處で仕立まして、命婦さんへ出して、命婦が典侍さんへ出して、典侍が御寝巻でも何でも整理を致します。此御服所へは、有位有官の者の娘と、無位無官の士分の娘と、兩方から出ます。所が、御服所へ出ます身分の人が、御末、女孀に出たいと云ふ時には、親取をしなければいけません。先年も使番の谷口、これは無位無官の使番でございましたが、其娘は御服所へ出るのが當り前であるのに、女孀に出ました。

御服所

御末女孀の親取

使番の養女

それに付いて面白いことが起りました。使番の娘が使番の養女になつた、使番の谷口の娘が使番の石川の娘になつた。要らぬことぢやないか、同じ使番なら谷口の娘で宜いぢやないかと思はれますが、其當時は決して要らぬことぢやない。谷口は無位無官の使番、石川は使番は兼職で、本職は内舍人、正六位下です。それで石川の養女になつた、資格が違ひます。使番の娘が、使番には違ひないけれども、内舍人の石川の養女になつた、資格が違ひますから、使番の娘になつたと云ふやうな面白いことも起るのであります。其下が仲居、是は商法人の娘で、紅木綿の前掛をかけて居ります。所が、御維新になりまして、女嬬と御末と御服所を御廢しになりました。其三つを三仲間と申して居りました。三仲間を廢して、總て女嬬に致しました。女嬬の中に内譯があらまして、御末の役を御膳係、女嬬の役を御道具係、御服所を御服係と云ふことにして、官名は女嬬と總稱して云ふことになつたのであります。それから内侍の御局になりますと、是は五人と六人、大抵五人でございます。さうして天子が紫宸殿に出御になります時に、御劔を持つて居ります。是が内侍局の役、典侍局

仲居

三仲間

女嬬の内譯

内侍所刀自

は致しませぬ。内侍所に刀自五人あります。これは有位有官の女で、女嬬と同等であります。女官の職務分掌は、先づこんなことでございます。

○皇子皇女の御取扱

皇子皇女の降誕

皇子皇女の御降誕と云ふ事を申し上げます。准后さんが、御子様を御誕生あらせられますと、御男子御女子に限りませず、徳川様から三百石の御祿を附けられます。其三百石で、一年の間の御賄をして行かなければなりません。無論乳人が付きまして、御所の別の御殿で御養育になります。唯今でございまずと、其御子さんが御男子でございまずと親王宣下になります。其時分にはいきませぬ。御成長遊ばされてから親王宣下あらせられる。無論桂宮さん、有栖川宮さん、伏見宮さん^{アタリ}へ、御養子にいらつしやると親王宣下あらせられます。御内^{ミウチ}に居られる間は親王宣下がございませぬ、王の儘でございまず。さうして、徳川さんから附けて居ります三百石は、御養子先へ持つていらつしやいます。詰り皇子を御養子に戴きますと、宮様の家祿が三百石殖える。其三百石は水損早損はない、二條の御倉から出しますから三百石きつちり入ります。それで御内に在らせられます間に、御病氣を遊ばされて薨去になります。

薨去逝去

すと、今日では皇室典範で、總て皇族は薨去でございまずが、此時分には天子の御子様と雖も、親王宣下でございませぬ中は、薨去と云はさぬ御逝去です。逝去と云ふのは、無位無官の貴人の死なしやつた時の事、今日に限らず、吾々と雖も從三位になると薨去です。親王さんでも同じこと、今はさうです。今伏見宮さん、東伏見宮さん、高松宮さん、閑院宮さんを除く外は王さんですが、何れも皆薨去と仰せられます。昔はさう云ふ向は御逝去でございまず。御達で薨去と云はさぬのであります。それで、親王宣下のあらせられぬ皇子皇女が御逝去になりますと、御尊骸を御下^{オサガ}り御殿と云ふ所へお下げになりまして、御下り御殿から日を経て御葬式の日限を仰せ出されて、多くは泉涌寺中^{ウシヨウジ}雲龍院に向けて御葬送があらせられます。是は相當の御行列であります。それから又、典侍さん、内侍さんの御誕生遊ばされました皇子皇女、是は有栖川宮さん、伏見宮さん、閑院宮さん等へ御養子に行かれますれば親王宣下があります。さうでございませぬと、徳川さんでお手かけの御子と云ふので、三百石は附けませぬ、五十石を附けます。五十石で別の御殿で御養育になります。其御子

典侍内侍所出の皇子女

様が、攝家若くは宮様と御縁組になり、或は又尼さんになりますと、徳川さんで二百五十石を殖して、准后様の御子さんと同じやうに三百石を附けられます。又五攝家、宮様に行かれてからおかくれになりますと、御殿から御葬式が出ますが、朝廷に御座る間に御逝去になりますと、それは恐入つたもので、お局さんの家へ御尊骸を引いて仕舞ひます。さうして、御葬送も御里の御寺、例へば堀河さんなら堀河さん、勸修寺さんなら勸修寺さんの御寺へ御埋葬になります。堀河さんのお姫様が右衛門内侍、是は、右衛門内侍と書いて、ヨモノナイシと讀むのが有職讀でございます。其方が皇子、壽萬宮御誕生で後におかくれになつた、其時には御尊骸を、其晩の中に堀河さんの御宅へ御引きになつて、翌日が御葬式、それも泉涌寺へは行けませぬ、堀河さんのお寺です。先拂は白張の高張二人、白張の箱提灯二人、青侍三人と、御輿側が四人位で、御棺には入れてございますが、御病氣の體で御寺へ持つて行つて、お寺でおかくれ遊ばしたと云ふことに致しまして、坊さんに引導を渡して貰つて、直にお墓へ埋めて仕舞ふ、其お墓も京都へ行つて御參詣になれば分りますが、吾々の墓と隣合ひです。詰

らぬ商法人の墓と列んで居ります。廬山寺と申します寺や、淨華院などは、今でこそ、鴨川が浚へて大水と云ふものがありませぬが、御維新前までは、鴨川の大水で五條大橋、三條大橋の流れたこともありませぬ。其鴨川に沿うて居る所でございませぬから、お墓を掘りますと、直水が出ます、一間程下には水がある。さう云ふ所へ、恐多くも是は言ふべきことではございませぬが、御石棺もありませぬで、其中へ埋めて仕舞ふ。それ程ざつとしたものでございませぬ。誰か御供をして行くかと申しますと、右衛門内侍の親御さん堀河前中納言さんが一人御供をして行く、御法事のございませぬ時にも、唯今のやうに勅使が立つたりなど致しませぬ。典侍さん、内侍さんが、お寺へ參詣して焼香するのみのことでございませぬ、ざつとしたものでございませぬ。御葬式の青侍は使番が勤めます。どういふものでございませぬか、准后さんの御子様の外は、朝廷のお寺へは葬らぬ。それ故に皇子の御墓は、京都には彼方此方にございませぬ。淨福寺に御一方、遣迎院に御一方、誓願寺には御二方あらせられる。橋本園さんのお姫様の時には、誓願寺へ埋めませぬ、唐橋さん、高辻さんのお姫様のお生み申し

た御子様の時には淨福寺ジヨウフクジ、中山さんのお姫様の時には廬山寺へ埋めました。

○朝廷の御賄

御賄

是は日常の御動作の後に附けた方が宜しいと思ひますが、朝廷の御賄と申すものは十萬石でございます。其中三萬二十一石六斗だけが、恐れながら主上の御日常費でございます。さうして、跡の約七萬石の中、徳川様の勢で、東京の上野の輪王寺の宮様へ一萬三千石を取つて仕舞うて居ります。其殘を宮様、五攝家、其他のお公卿さんへ百五十石、或は百三十石と云ふやうに分配になります。三萬二十一石六斗が全く天子様のお賄になるのであります。で、恐れながら、天子様の召上り物から、御衣類から、毎月朔日に、攝家親王、或は大臣に下される御馳走、議奏や、傳奏、其他御所へ出ます者の三度の御膳から、典侍さん始め雜仕に至る迄の女官の給金から、御所で食べさせます御膳、口向クチムクの武士、下僕に至りますまで、御所に勤めます者の三度の食事、それ等を三萬二十一石六斗で賄ひます。さうしますと、御所は途方もない好いことにはございませぬけれども、貧乏で天子様のあがる物が無いと云ふやうなものではありませ

ぬ。御所はゆつくり致して居ります。天子様も中々御馳走をあがつて御座る。宮様、攝家、大臣などに下される御膳なども、中々御馳走がございませぬ。勿論唯今とは比較になりませぬけれども、決して貧乏はして居られませぬ。さうして、御大名、徳川様始め薩州さん、長州さん、土州さん、細川さん、其他紀州さん、尾張さん、さう云ふ御大名から官位昇進の節には一廉の御禮が上ります。さう云ふ譯で、朝廷は決して御不自由のことはございませぬ。

○禁中の年中行事

元日朝賀

是は詳しく申し上げますと餘程長うございませぬが、先づ元日の朝賀でございませぬ。寅の一點と申して居りますが、今日の午前三時、お湯のおかゝりがありまして、御上がお湯をお使ひ遊ばして、御膳をあがる迄に御拜禮があります。それは、清涼殿の御庭に出られまして、四方に御屏風を圍つて、神様に御燈明を上げてございませぬ。其中へ御上が束帯でお入りになりまして、天照皇大神を始め奉り、天つ神國つ神を御拜禮遊ばします。さう申し上げると、一口でございませぬが、神様の御名をおつしやつて御拜禮を遊ばし、次に天の星のお名前をおつしやつて、夜半星とか、北斗星とか、何とか色々ございませぬが、其お名前をおつしやつて、それを濟ませられませぬと、御陵の方へお向ひになりまして御拜禮になります。其御拜禮の前に神饌を奉ります。鹽、鰯とか、生のかます、鱒、薇、荒布、昆布、蕪、さう云ふ類をお三方に載せてお供へになります。それ等の御式が、口で申すと短いやうでございませぬが、中々長うございませぬ。それを濟ませ

煮雜

られますと夜が明けます。夜が明けますと、常の御殿に還御遊ばされて、そこで初めてお雑煮を召あがる、お雑煮のことを煮雜ヌイザと申します。其煮雜と申すのは、菱形になつて居る生餅が三ツ、生大根が十三本、それから鮎アサギの生ナマを生きて居る形に串に刺して附けます。其外二種計ありますが、今ちよつと記憶致しませぬ。それを供へる中清ナカキヨが准后さん、今の皇后さん、親王さん、其親王さんは明治天皇で、明治天皇は皇太子におなり遊ばさずに、親王からすぐ天子でございませぬ。其御二方は大根ダイコンが十一本、主上のは大根が十三本、つまり其間に二本の差があります。准后さんが十一本、親王さんも十一本、お雑煮としてさう云ふ物を差上げますが、表向のお雑煮はあがりは致しませぬ、御覽遊ばすだけでございませぬ。さうして、是は表向に書くべきものではございませぬが、内證で、御末が別にほんまのお雑煮を拵へて差上げます。それは白味噌を湯で溶かしたのに餅を入れ、小芋、焼豆腐、大根を薄う切つて入れて、雪平鍋か、何かで煮てあげる。お茶碗につけて、ほんまの鰹節をかけてあげる。是は元日二日三日とも、御末が拵へて上げる。さう云ふ恆例になつて居ります。表向の煮雜は食

攝家の朝賀

べることは出来ませぬから、内證で拵へて上げます、それはほんまにあがります。それから、これを濟ませられますと、攝家五軒の朝賀となります。此日は、攝家五軒だけで、他の朝賀はありません。攝家五軒、近衛さん、九條さん、二條さん、一條さん、鷹司さんの五人ですが、お子さんが加はつて十人になります。十人の方の朝賀でございませぬ。五攝家は黒い装束で、直衣に單、指貫でございませぬ。轎カゴと云ふものに乗つて、有職の行列を立て、此日は御所の公卿門クノウケカドへお出になつて、公卿門の門代で下乗です。門代は御承知の通り門の柱と柱との間に敷石があります。ありまして、石が三段ございませぬが、其高い所、其門代の所まで御輿ウツを持つて参りました。輿の先の轎、それを敷居の中へ入れます。さうして、前の御簾アサを掲げて、沓カブを穿いて、参内殿へ向けて参ります。其時には、雲上明覽にある連中、門流の堂上と云ふ者は、残らず出迎へでございませぬ。四位以上は黒い装束、五位は赤い装束で、出迎うて居ります。それで、五攝家が朝賀せられますと、隨行して行きます。さうして、参内殿へ入られますと、参内殿に御簾が下してあります。のを、右京大夫と、もう一人他の女官とで御簾を掲げます、そこで攝家が拜賀を

致します。それから、奥の間で御休息、日が短いので直ぐ朝の十時十一時になります。さうしますと、劔璽間へ天子が出御になります。其時に天子は西を向いて御座り、五攝家は北を向いて御座る。そこで、天盃を賜はります。それから、晝の御膳を賜はります。それから、下ります時は、元の参内殿から公卿門を出て、今度は准后さんへ御祝詞を申し上げます。御會ひはございませぬ。今の皇后さんは、奏任官以上には残らず拜謁を仰付けられますが、其時分には男さんには一人もお會ひはございませぬ。唯其時の准后さん、後の英照皇太后さんは、九條さんから上られたので、九條さんだけは、奥へ御通りで、准后さんの御殿に於て御馳走がございます。あとの攝家は、年始の御祝詞を申上げるだけでございます。さうして、お歸りになる時には、關白さんならば、殿下さん還御と御家來を呼びます。左大臣ならば左府さん還御、右大臣ならば右府さん還御、前關白ならば前の殿下さん還御、内大臣ならば内府さん還御、大納言ならば大納言さん還御と云ふ風に觸れて、御自分の邸宅へお歸りになります。家へ歸られますと、もう日が暮れて居ります。是が元日朝賀の次第であります。

其元日朝賀の時の行列は、中々うるさいもので、關白さんでございますと、御車副が六人、大臣は四人、大納言、中納言の人ですと二人、奏任の武官の人を二人、判任の武官を六人を共に連れ、其他雑色、白丁などでございます。それから、近衛さんの諸大夫には天盃を賜はります。近衛さんの親御さんが左大臣でございますと、其御方に三人、四位、五位、六位とあります。お子さんが左大將でございますと、之にも三人、四位、五位、六位とあります。此六人に参内殿に於いて天盃を下さります。其お酌は誰がするかと云ふと、右京大夫が致します。さうして、あとの九條さん、二條さん、一條さん、鷹司さんの諸大夫には下さいませぬ、近衛さんは攝家の本でございますから、大分御待遇が宜しうございます。一寸序に申し上げますが、近衛さん丈は、御元服の前に名前を宸翰で賜はります。御直書で、忠房なら忠房と書いてございます。あとの四軒は、此方から名を伺はなければならぬ。名を之に定めて御差支ございませぬかと、天子に奏聞します。差支ないと云ふことであると、さう極まる。近衛さんは宸翰で御名を賜はる。それには、天子様もどんな名を附けて宜しいか分りませぬから、近衛

さんから、前以て内々に此名を下さいと云ふことを申上げる。さうすると、其通りに書いて下さる。近衛さんだけは、特別の御扱ひでございませぬ。

それから、尙朝賀の節に、攝家残らずから、天皇に太刀及び馬を献上致します。これは目録に書きまして、御太刀一腰、御馬一匹、馬は代銀ですが、太刀は木で拵へた献上太刀であります。此太刀は今諸方から頼まれて、何處ぞにないか知らぬと思つて居りますが、九條さんにも無いさうです。京都の古道具屋などにも更にありませぬ。仕様がな程澤山にあつたのですが、御維新の際に焚物にでもしたのかも知れませぬ。欲しがつて居る人がありまして、どうぞ捜して呉れぬかと云ふのですが、どうも有りませぬ。御馬一匹と云ふのは銀です、大高を三折にしまして、御太刀一腰、御馬一匹、以上と書きませぬ。それは楷書です。御の字なども書き方に色々區別がございませぬ。五攝家はどの御の字、宮さんはどの御の字、大納言はどの御の字、仙洞さんはどの御の字、と云ふやうに色々書き様がありまして、一番悪いのになると、ちよぼくの御の字です。身分に依つて使ひ別けるのであります。献上太刀は木ですから、今日で

太刀、馬
の献上御の字の
書方

も十錢では賣りますまいが、まあそんなものです。御馬一匹と云ふのは銀一枚、之を門流の堂上が持つて参りまして、天子に献上の取計ひを致します。献上太刀の事は、お湯殿上日記にも書いてございまして、今日昔の物を残して置きたいと云ふ方もありますが、何處にもありませぬ。それを献上致しますと、それを又そつくり包みかへて、一條さんなら一條さん、近衛さんなら近衛さんへ、御太刀一腰、御馬一匹として、朝廷からお返しになります。元々です。それがお大名からですとお得になります。縦令お返しになつても、銀十枚と云ふのへ一枚お返しになるので、九枚はお得になります。

それから、元日の節會、是は日が暮れますと、紫宸殿を綺麗に掃除をして、残らず開けて仕舞ひませぬ。さうして、蠟燭を立て列ねられます。其時分には、大層明るい綺麗だと思つて居りましたが、今日から見ると、實に暗いものでございませぬ。御庭には篝火を焚いてございませぬ。是は衛士の焚く火の夜は燃えて、と云ふやうに歌などでは、衛士が焚くやうになつて居りますが、衛士は火を焚く役ではございませぬ、どう云ふ所から、さう云ふ間違が出来たか、或はあの時

元日節會

分には焚いたものか分りませぬが、御維新前には、主殿寮の役で、火炬タカコシユ手が焚き
ます。御庭の體裁も中々綺麗なものです。それから、元日の節會を行ひます
に付て、日が暮れますと、大臣始め大納言、侍従、中納言、參議、少納言、中將、少將、それ
等を皆紫宸殿へお召しになつて御馳走を下さる、表向の御馳走ですに依つて、
食べる物は何もない、酒は冷酒です。それから、紫宸殿までお出ましになつて、
大納言を召される、大納言を十人召されます。中納言を十人、參議八人、それは
半分づゝであります。それ等が残らず、日之門ヒノカドから行列を立て、松明をとぼ
して、其時分には提灯はございませぬ。松明をとぼして、轎ナカエに乗つて、先驅サキウに諸
大夫を連れて參内致します。陽明門代にて下乗して、それより日之門から進
んで、和徳門へ入らせられ、敷政門、宣仁門を経て陣の座に著かれます。陽明門
の門臺は、何處であらう、今日お捜しになつても門代が無い。御上が東京へ成
らせられて後、御所は京都府へ御引渡しになつた。其時分の知事が長谷信篤ナガヤフ
長州の榎村正直さんが權大參事の時です。あの御所を入札拂になつた時で
ございます。そんな時でありますから、中々石の保存どころの話ぢやない。

陽明門の
門臺明治六
七
年頃
の御
所

其時に取つて仕舞うたものと見えまして、十五六年前に京都に出張されて、ど
の邊かと云うて捜しましたが、そんな物はないです。此處であつたと確かに
は申せませぬ。少しは違ひませうが、場所は略分ホトつて居ります。日之門の隣
に穴門がございます。穴門の前の所から、ちよつと二十間ほど東です。繪圖
を描きますと、此處に穴門の扉がある、此處に少し高い道があつた、裝束で歩く
道がございます。此處に石があつた。今は平地になつて居るから分りませ
ぬ。何か書いたものでもあれば分りますが、書いた物はありませぬ。何しろ
明治六七年頃には、あの邊を残らず桑畑にして、お公卿さんの御立退になつた
家は、廉い値段で賣拂ふ、只同様で貰うて行つた者もあると云ふ譯で、一條家の
屋敷などは、神宮奉齋會の京都の本部になつて居た。さう云ふ風に、只同様で
貰うたり貰うたりした。御所も今でこそ綺麗でございしますが、草原になつて
居ることは申す迄もなく、屋根の瓦も落ちて居りませぬし、壁は落ちて居ります。
御所の中の汚いことは見られた體裁ではなく、之を賣つて仕舞うて、桑畑にし
ようと云ふやうなことで、既に二條城などへは、桑を植ゑましたが、値が高いか

ら誰も買はぬ。今日ならば安いのですけれども、其時分としては高い、御所が五千圓、二條の城が一萬圓、それでも高いと云うて買ひませぬ。御所は東本願寺で買はうかと云ふ話もありました。恰度、其後でございましたが、岩倉具視さんが京都へ來られましたから、御所が賣物に出て居るさうですなと申しましたら、それはいかぬ、其儘置けとおつしやつてお止めになつた。岩倉さんの御言葉がなかつたら、今頃は、紫宸殿は桑畑になつて居つたかも知れぬです。今日のやうに結構になりましたのは、全く岩倉さんのお蔭さんでございます。是は大きい聲で言ふべきことでないかも知れませぬが、序でございますから申上げます。

それから、元に戻りまして、陽明門代から建春門一名日之門、和徳門、敷政門、宣仁門を越えまして、大臣始め參役が入られました、陣ヂの座ザに著かれます、陣の座に残らずお入りになつて、圓座に束帶で笏を持つてゐらつしやる。陣で行ふだけの式を行ひまして、それから紫宸殿へ成らせられます。大臣と大納言、中納言、參議、追々に入られる。承明門からは入られませぬ。陣の側の側にござ

第節會の次

います紫宸殿の東の階から入られました、紫宸殿の中へお入りになつて、中に臺盤と申して、今日のターフルの様な高い物が列べてある、そこへ向けて、官位の順で列びます。攝家、大臣、あとは大納言十人、中納言十人、參議八人の半分でありますから、大納言五人、中納言五人、參議四人でございます。其時には官位の順でありますから、伯爵のお公卿さん、特に大納言さんが先になつて、攝家の近衛さんが後になると云ふ様な事がある、そこで、攝家に見識があると云ふのは、伯爵の御人が上席になつて、近衛さんが二番目に居られると云ふ様な事がありますと、伯爵のお公卿の大納言が一尺後へおめります、遠慮ですな。それだけは攝家の見識です。御所では遠慮することをおめると申します。さう云ふ風に列べれます。其時には、まだ天子は出御になりませぬ。それが揃ひますと、中將、少將、少納言の人が、右近の橘の所より二三間隔て、東に列びます、残らず揃ひますと、もし其時に大臣に何か差支がある、御病氣とか、何とかで、不參の場合には、大納言の一番頭、候爵か、伯爵の頭の人か、外辨と、それから内辨に代りまして、外辨、内辨の役を致します。さう云ふ事も折々はございます。さ

うすると、大臣が、天子の御帳臺の前に謹で立つて、それは北向き、天子は南を向かれる。其時には、天子はまだ出御になりませぬ。さう致しますと、内辨が大聲に「開門仕つれ」と言はれます。さうすると、陣の官人、位は六位、官は左近將監、右近將監、左近將曹、右近將曹、紫宸殿の階の下に弓を持つて居ります。それが紫宸殿の階の下から弓を伏せて、「開門仕つれ」と言はれます。其順序が極つて居りますから、承明門と建禮門を開かなければならぬ。建禮門外には、左の方に左衛門、右の方に右衛門、それと承明門内外の左の方に左兵衛、右の方に右兵衛、今日の大尉、少尉でございます。束帯で四位、五位、六位もあります。それが開きますので、すけれども、それは開きませぬで、下役が開きます。さうすると、今申上げた陣の前から、武官が弓を持つて、紫宸殿の東の階へ參つて、弓を下にして、開門仕つて候と申上げる。左近將監、左近將曹が、束帯で椅子に掛けて列んで居ります。それから、ハシ關司は罷りをんぬるかと呼ぶ、關司は女で、女官の装束、沓を穿いて、承明門の横から入つて、承明門の中の扉の所に北を向いて列ぶ。そこで、陣の官人が「ハシ關司著座」と内辨に申上げます。さう云ふ様な、色々な順序

がございまして、天子出御となります。出御になりますと、大臣、即ち内辨が、紫宸殿の東の階から降りて、御庭を一周して、天子の前へ出て拜禮を致します。此間が中々長い、二時間位かゝりませう。寒い最中に、束帯で笏キョウを持つて裾キョウを引ずつて、大臣の裾ですから三間位ありませう、沓を穿いて、左近櫻の所から、承明門の前の所まで行かれ、それから右近橘の所まで来る、それがお練りです。かゝら、どんなにしても二時間位かゝります。さうして、天子に拜をして、東の階から外陣へ入ります。入ります時に、裾は陣の官人が綺麗に直します。さうして、紫宸殿へお入りになりますと、今度は節會、御馳走を天子の御側へ持つて行く、大臣始め參議に至るまで、臺盤に御馳走が列べてある、そこで一獻です。お肴は食べられませぬ、食べれば食べられませうが、食べる人はありませぬ。大根も生、昆布も生、何から何まで生です。御盃をちやんと戴いて一獻注ぎます。食べる眞似をして流します。それだけでお終ひですが、其間が又長いです。其次が二獻、前の通り、二獻が濟みますと三獻です。順序を逐うて三獻が濟みますと、天子様は奥へお入りになります。さう致しますと、大臣始め、紫宸殿の

大臣の格

東の階から降りて、敷政門、和徳門ワトクを出て、建春門より陽明門を出てお歸りになります。家へお歸りになりますと、明けの三時頃になります。

序に申し上げますが、今日は大臣さんでも、中々御丁寧であります。其時分に大臣は勅任で、大臣に對しては、奏任の人はうっかり物も言はれぬ、斯う云ふ事があります。或時節會の晩です。太政官の村田右大史、其位階は正五位下、官は右大史、御所の方では太政官に勤め、一條家では御側近習を勤めて居る、兼刑部大丞です。それが、大納言、中納言、參議の列座して居る席で、装束を著た儘で、燈心を搔立てなければならぬ、其搔立てる時に、うっかりして落して、二條さんの装束の膝に油がかゝつた。そこで恐入りましたと、両手をついて謝罪アヤマつた、それは其處で謝罪らぬで、諸大夫へかゝつて、唯今疎忽なことを致しました、何れおことわりに出ますけれども、どうぞ今晚の所は宜しう願ひますと言へば、それで宜かつたけれども、大臣に向つて卑い者から聲をかけては相濟まぬ。宜しくないと言ふので、右大史を辭すべしと云ふ事になつて、太政官に出られない様になつて仕舞つた。其時分の大臣は、勢のあつたものでした。今日は

無位無官の人でも、大臣の御側に行つて物も言へますが、昔は中々大臣に會ふ譯にもいかぬ、まるで、大臣は天子と異なる所なしです。えらい勢のあつたものです。

還御

(問)大納言でも還御と申しますか

(答)還御は、攝家は何に拘らず、殘らず還御、それから宮様、御門跡、大臣、久我さんなら久我さん、三條さんなら三條さんが、内大臣になられると還御です。

(問)大納言は還御と言へませぬか

御成

(答)攝家でも、大納言も、中納言もありませんが、攝家は總て還御と申します。是は官でない、家で行く、清華の家は内大臣になられると還御です。さうすると斯うなる。准后さん、皇后さんと同等でございますから、此方から御成と云ふ。左大臣、大納言、一條大納言殿御成と言ふ。向う様は左府さん還御、一條大納言様還御、御所ではそれはいけませぬ。參内ですと、向ふからは御退出、一條大納言様御退出、有栖川宮御退出、左府殿御參内、左府さん御退出、又伏見宮様が一條家へお出になつても、向うからは御遠慮で伏見殿御成、此方は尊敬して伏見様

御成、御歸りの時は、向うからは伏見殿還御、此方は伏見様還御、向うへ行きますと、有栖川宮へ五攝家が行かれますと、此方は左府殿御成、向うからは左府さん還御。

斯う云ふ風に、此方は謙遜へんげんつて殿と云ひ、向うは尊敬して様と云ふ。所が、其時分は様の方が宜しい、殿の方が悪いのですけれども、公文書は殿です、様は書きませぬ。併し、攝家や、宮様、大臣には殿とは書きませぬ、様と書かなければならぬ。有栖川宮様諸大夫御中、一條様諸大夫御中、斯う行かなければならぬ。向うさんは謙遜つて殿、此方は尊敬して様、所が豫て申し上げます通り、徳川様は別な勢です。公方様より有栖川殿へと書いてあります。此見識は別です。天子様を後へ書いて來ます、公方様より禁裏へと天子を後へ書いて來ます。公方様より皇后へ、攝家五軒と宮様へは、公方様を上へ書いて、有栖川殿を下の方へ書いてある。五攝家へもさうです。天子様は同等に扱うて居る。暑中御見舞として進せられ候、攝家親王へは、暑中御尋として遣され候、清華の大納言以下へは、暑中御尋として下され候、家來扱ひ、徳川様はそれ程の勢でした。

殿と様との別

進じられ候、遣され候、下され候、と三つに區別してある。そこで、向の様づけに對して、此方は殿にした、又公方様と云ふのを取つて仕舞つて、此方では公方と書きませぬ。此方からは、わざく、大樹様へ有栖川殿よりと並べて書いてある。大樹様へ一條殿よりと並べて書いてある。さうして、御見舞として進せられ候と同等に書いてある。向から落して遣され候と書いて來よる。徳川さんでは、詰り宮様、五攝家を、御三家の紀州さん、尾州さん、水戸さん、御三卿の清水さん、田安さん、一橋さんと同等に見て居る。御三家御三卿へ行くのを見ると、宮様、五攝家へ行くのと同じである。公方様より尾張殿へ、公方様より清水殿へと、暑中御尋として遣され候と書いてある。それと同等に見て居つたのであります。

それから、勅使にお目に懸ると云ふ様な時にもひといものです。徳川様が上段の上に居つて、勅使が下段に平伏すると云ふやうな有様です。將軍宣下の時に、徳川さんを内大臣、征夷大將軍に任ずると云ふ詔勅を、武家傳奏が持ちまして、江戸に下りました。其時にも、將軍は上段に立つてゐらつしやる。高

勅使と將軍との會見

倉さんは、將軍様の装束をつけに江戸へ参られますと、下段において御對面の
みです。併し、一廉金は貰うて歸る。將軍宣下の時に、家定將軍の時には、九條
さんと一條さん、家茂將軍の時には、二條さんと近衛さん、それには可なり意見
があつた、勅使に立つて御對面になる。それはどうもいかぬからと云ふので
……彼の中山騷動が起つた。光格天皇様は閑院宮様の御子様で、典仁親
王は親だに依つて、太上天皇にしたいとおつしやる、是は御尤な話です。伏見
宮様の例を以て太上天皇にしたいとおつしやる。伏見宮の例と申しますと、
足利の末に、後花園天皇は伏見宮様後崇光院の御子様で、此方は太上天皇にな
つて御座る、其例を以て閑院宮様を太上天皇にしたい、時の關白鷹司輔平さん
は、光格天皇の叔父様、親御さんの弟御です。其方が關白さんで、典仁親王を太
上天皇にして戴きたいと云ふことを、徳川さんに御相談になると、ならぬと言
つて來た。それから、再度御相談になりました所が、太上天皇の事は御勝手に
なさい、御勝手になさいと云つても、御所の方では、太上天皇にするには供へを
せぬければならぬ、米ですが、それが要ります。それが無いことには、太上天皇

典仁親王
と尊號のこ

のお供へが出来ませぬ。僅か五百石ですが、どうしても承諾させぬ。それ
から、中山愛親卿が議奏で、關東へ向けて勅使で行つたです。時の御老中が、伊
勢桑名で十萬石松平越中守が御老中の頭で、矢張り中々承知を致しませぬ。
それで、中山が丸勝ちに勝つたやうに、本などには書いてあります、實は丸負
になつて歸つて居ります。こんな狂人を置いてはいかぬと云ふので、京都へ
歸ると蟄居になつて仕舞つた。光格天皇様の思召は立ちませぬ。矢張閑院
宮一品典仁親王で居られる。明治天皇の時に至つて、漸く明治十七年三月十
九日に、太上天皇の尊號を贈られまして、勅使が行つて、一品典仁親王を御改め
になつて、慶光天皇典仁親王墓と云ふのが御陵となつたものであります、さう
して、中山愛親は、正二位でありましたのが従一位を贈られたのであります。
天子四代目に始めて御望が達せられた。金は一文も要りは致しませぬ、徳川
さんはそんな勝手なことをして居る。又勝手なこと、云ふのぢやありません
ぬけれども、徳川家齊將軍は一橋から出て、御本家をお繼ぎになつたのであり
ますが、其親御さん、一橋様を准大臣に致しました、御所から宣下になつて居り

ます。そんな勝手なことはありませぬ。其點は甚だ徳川さんは宜しうございませぬ。

御書初

元日の節會の外でございしますが、お書初があらせられます。是は色々お歌もあらつしやいますし、又俗に申す、天筆和合樂、地筆増長樂、又君が世は千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで、さう云ふことが、お書初あらせられます。是はどなたも御承知の通り、今では、御維新前から無論であります。が、あれは古今集には、御承知の通り、君が世は千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで、と云ふことはございませぬ、是は、我君は千代に八千代にとなつて居ります、それが本で、古くから、君が世は千代に八千代にとなつた。是は銘々共が直すことは決して出来ませぬ。それはそれと致しまして、君が世は千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで、そんなこともあらせられます。

二日

それから二日でございしますが、二日には、前日の通りの烹雜のお祝は、元日の通り、御拜萬端も、前日の通りで宜しうございします。凡て召上り物も、前日の通

兩役の御
對面

雲井、補
略の獻上

所司代の
參賀

り、是は申上げる迄もございませぬです。それから、二日の日には、兩役と申し、議奏と傳奏、近習、小番御免の近習殘らずでございします。六十歳以上になると小番御免になる。其小番御免の御人と外様の人が御對面になる。是は、まア御對面だけでございします。それから、二日の日に、彼の圖書寮にあらせられます、お公卿さんの雲井及補略二冊を、天子のお側に向けて獻上致します。是は一月一日に書いたことになつて居りますが、其實は、前年の十二月の月末にちやんと書いてあります。さうして、書きますのは、誰が書くかと云ふと、職事の職掌でございしますけれども、多く六位の藏人の職事が書かれます。それをお側へ向けて差上げます。それは一年の間、お上の御座右に置かせられます。二月になると、一月は雲井及補略を、天子のお側へ向けて獻上して、昨年雲井及補略を下げて、當年の新しい雲井及補略を、お上の側へ獻上して、御座右に一年の間置いておかせられる。此日は、京都の所司代と申しまして、五萬石以上の御大名でございしますが、徳川さんの代りに、京都二條の北隅の方、今では人民の家になつて居りますが、それが所司代屋敷、御維新時分は酒井若狹守、淀

御掃除始

稻葉の殿様さう云ふお人が御出になりまして、若狭の殿様は十萬石、淀の殿様も十萬石、五萬石以上の御譜代の大名がなられて、さうして、凡て朝廷の御用を伺ひ、朝廷から傳奏を以て、所司代に向けて御沙汰になる、所司代から東京の御老中に通牒しまして、夫々達します。其所司代と申すものは、此時に初めて参賀を致します。年始の御禮を申し上げます。さうして、此日は一月二日で、朝廷は儀式でございまして、御掃除始でございします。本當に掃除は致しませぬが、采配を持ちまして拂ひまして、箒で掃く眞似をいたします。是が濟みますと、勝手次第に、毎日掃除して宜いのであります。元日は掃除はしませぬ。是は銘々共微賤の身分と雖も、大晦日に掃除をして、元日には掃除をいたしませぬ。朝廷でも、前日にお掃除に相成りまして、元日はお掃除はしませぬ。二日が御掃除始になるのであります。是は一般の御規則であります。

三日
親王華族
大臣の参
賀

さうして、翌三日の日には、宮さん方の御参賀であります。親王家三方、並に華族、大臣の御参賀でございします。此華族の大臣と申しますと、今では男爵もございしますが、此華族と云ふものは、實際九軒より外でございませぬ。久我さん、

三條さん、西園寺さん、徳大寺さん、花山院さん、大炊御門さん、菊亭さん、廣幡さん、醍醐さん、此九軒です。是は清華とも云ひ、華族とも云ひ、格別の家柄でございしますが、清華でも、大臣になつて居りませぬと、御参賀はありませぬ。凡て大臣になられますと、御参賀があります。五攝家が、昨日申上げました通り元日で、三日が宮さんと、清華の大臣、これが矢張、公卿門の門臺に於いて下乗、参内殿へお出でになると、表使が即ち御服所ゴクゾウに於いて御簾を掲げ、奥へお通りで、暫く休息の上、劔璽間に於きまして御對面で、天盃を賜はりまして、さうして、晝の御料理を賜はります。此日は、宮さんと清華の大臣とでございします。清華も、大臣になつて居らぬといけませぬでございします。

四日紫宸
殿の掃除
始
外様堂上
の年禮
武家傳奏
の年禮
政官列参

それから四日でございします。四日は、紫宸殿の御掃除始であります。お掃除がございします。七日の節會がございしますから………。それから、尙此日に、外様の堂上が御禮を申し上げます。唯御禮のみでございします。それから、四日の日は、武家傳奏と云ふのが、御承知の通り二人でございします。それが、京都の所司代の家へ向けて、年始に参られます。それから、其四日は、政官列参シヤウカンレツサン、何の

ことかと云ふと、太政官の太の字を言はずに、それで、昔から通用して居る。政官列參は地下でございます。是は朝廷と、此時分でございますと、准后さん皇太后御所、それから、攝家五軒へ向けまして、年始の御禮を申上げますが、是は昔からの式になつて居ります。凡て御所は、奏者所へ行つて御禮を申上げます。准后さんも、奏者所へ行つて御禮を申上げて、歸りに攝家五軒へ參りますと、是は拜謁がございます。此政官列參と云ふものは、誰かと申すと、先づ押小路大外記、壬生左大史、是は衣冠著用いたします。其餘は少外記、權少外記、それから史生、外記方の史生と申すと、ちよつと紛らはしいが、外記方の史生、それから、右大史、左少史、右少史、其處へ向けて、又官方の史生と云ふものが又一つある。それから、官掌が攝家五軒へ向けて、年始の參賀を致しまして、是は上段に於いて、攝家へ拜謁を仰付けられます。是は表向の御禮でございます。

五日披露
始

それから、一月の五日の日には、披露始、天子へ向けて披露を致します。披露始は、お公卿さんの位階に限つて居ります。堂上の位階で、官はございませぬ。地下は、此日は致しませぬ。堂上の位階を披露致します。此處で宣下になる

千秋萬歳

人は、残らず、此日に宣下になるのでございます。例へば、從五位下の人、是從五位上、正五位下の人、正五位上、正五位上の人、從四位下、從四位下の人、從四位上、さう云ふやうに宣下になるのが、五日の披露始、是は官はございませぬ。凡て位階ばかりで、地下と社家と僧侶とは、此日はございませぬ。お公卿さんばかりでございます。是は御承知でありませうが、職事から議奏へ出しまして、議奏から關白へ出まして、關白と天子と御對座で、關白さんから、是々とおつしやると、それに向けて、天子が御點を遊ばして宣下になる。同日に民間でも、萬歳が千秋萬歳を舞ひます。是は、即ち大和國で、村は忘れましたが、奈良の方より少し向うであります。それが三人御所へ行きまして、參内殿の前で、鼓を打ちまして、さうして、千秋萬歳を舞ひますのでございます。それは俗に申す、一本の柱が伊勢天照大神、二本の柱が二の宮權現、三本の柱が山王權現、四本の柱が四の宮權現、さう云ふ具合に、神さんの名を一本の柱から十本まで言ひまして、それが濟みまして、お目出度と鼓を打ちまして舞ひます。それを參内殿で觀覽になります。尤も觀覽にならぬ時でございます。御所の典侍さん、内侍

さん、命婦さん、一同皆参内殿で、それをお上始め御覽になります。さうして、ここでお上から、御太刀一腰、萬歳に賜はります。即ち、それは献上太刀でございます。それを表向、天子の御目前に於いて戴きます。それから下つて参ります。勤使^{カンツカヒ}の方で代金を戴きます。代金の方は内證で、太刀を戴きますのは表向であります。尙此日は、御所に限りませぬ、宮さん、並に五攝家へも、皆出て参ります。さうして、是は御所は五日に極つて参ります。又宮さんでも、五攝家でも、五日に極つて居りまして、是亦献上太刀を下さいます。有栖川宮様では、献上太刀を下さいます。それから、お臺所へ行きまして、代金と餅を下さいます。さう云ふのが例になつて居ります。

そこで別のことですが、一月には少し錢をやりまして、吾々の家にちよつと来て打つて呉れと云ふと、皆打つて呉れます。それで、今日の御時節になると、彼の献上太刀を一つ、記念の爲に遺して置きたいとおつしやるお方さんがあります。儲無いものでございます。九條さんあたりは、相當古い物を御保存になつて居るので、或は九條さんにあるかと思つて、伺つて見ても、そんなも

献上太刀

のではないと云ふ。近衛さんでも、二條の離宮の藏に、澤山色々な物をお預けになつて居りますけれども、そんなものはないと云ふ。二條さんには尙更ない。御維新後、こんなものは邪魔になる、焚物にしたら宜いと云ふので、棄て、仕舞つた者が多いだらうと思ひます。それで持つて居る者はございませぬ。私は大和の萬歳の處へ行きまして、ひよつとしたら持つて居るかも知れぬと思ふ。一本五錢もやつたら、悦んで呉れると思つて居ります。又お大名にも、徳川さん始め、澤山なお大名にも無ければならぬのでありますが、是もころつと變つて居りますから、ございませぬ。何處かにあると宜いかと思つて居ります。京都の木具屋に尋ねても、そんなものは知らぬ。どんな物か、此方から教へてやらぬければ分らぬと云ふ譯です。

〔問〕武家のは違ふと云ふやうなことはありませぬか

〔答〕献上太刀は皆同じです。木に紙を貼つてあるのです。

〔問〕寸法は分つて居りますか

〔答〕分つて居ります。何でもないのでありますが、何處ぞにないかと思つ

て、偕探すと無いものですな。まあ萬歳の家に行つたらあるかも知れませぬ。或は焚物にしてないやら知れませぬ。

御湯殿始

それから此日がお上の御湯殿始、天子も、皇后様も、此日に始めて御湯にお這入り遊ばす。這入る這入らないは偕措いて、御湯殿を沸します。それから此

文殿召使の御禮

日は、太政官の中で文殿召使、是は名字が青木と申す者一軒でございます。召使が外記方二軒、官方二軒、是が攝家まで御禮を申上げる。

六日年越

それから、六日が俗に申す年越、六日年越。是はちよつとしたお祝のみの方で、お三方の上に菱葩ヒシハナヒラを載せて、お上の側に持つて行くだけであります。十四日も同様であります。

七日七種の御粥

それから七日でございます。是は俗に申す、吾々の家でも致します、七種のお粥でございます。餅を中へ入れまして、それを供御に奉りまして、又御内儀のお局始め、一同奥向にても戴かれます。是は前日の六日の晩に、ちやんと拵へて、七日の朝これを煮まして、さうしてお上へあげます。それから同日に、北陣キタと云ふものがございます。ちよつとお話が長うございますが、此北陣と申

北陣

しますと、是も型ばかりで本物ではございませぬ。参内殿の前に、北陣を其日に拵へます。拵へると云うても、唯平地へ向けまして、今日の椅子を、檢非違使の數だけ列べます。檢非違使は七軒、親子合せますと十四人になります。十四人なら十四脚、十三人なら十三脚、参内殿の庭先へ向けまして、西向に列べます。それが北陣の拵へ方で、圍も何もない、今日で云ふと朝の八時、其時分の五つ、辰の刻でございます。檢非違使が列を立てまして、公卿門から這入り、北向に参りまして、参内殿の前まで参ります。是は官の順でなく、位階の順で、少尉が上で、大尉が下手に行く、と云ふやうな事がありますが、位階の順で、四位、五位、六位と列びます。それから、看督長カドクナガ、火長、檢非違使の使廳とが隨行して並ぶ立ちます。さう致しますと、俗に申すカウベと云ふ職がある。カウベと申す者が白丁ハシチヤウを著まして、参内殿の傍の御所の前でございます藏の横に、カウベが白丁を著まして隠れて居ります。それから、それを使廳が其處へ行きまして、其カウベを連れまして、檢非違使の前へ蹲らせませぬ。檢非違使は西向です。カウベは東を向いて、斯うやつて居ります。(蹲踞して見する)。さう致しますと、

檢非違使は即ち裁判官でございます、宣告を致します。首を斬ると云ふことの申渡を致します、さうしますと、梅の楯を持ちまして、使廳が首を斬ります。首を斬ると云つても、烏帽子を叩きます。それで首を落したのです。さう致しますと、カウベがどうするかと云ふと、こそくと、藏の元の處へ走つて這入ります。それで北陣の式は終ります。下鴨町の宮崎町に警察がでございます。其警察から三軒目がカウベの家でございます。姓名は石田辰之助と申します。毎年其處から極つて出るのです。毎年出ますと一石貰ひます。それで下鴨でもカウベの名前は言ひませぬ。カウベさんで通つて居ります。カウベの家は、何處だと云ふと、彼處だと云うて、カウベは名になつて居ります。士族ではない百姓です。あなた方がお訪ねになるならば、下鴨へ行つてカウベとおつしやれば、直に教へて呉れます。それが濟みますと、檢非違使が又位階の順ですつと立ちて、公卿門を出まして、それから、我が家へ勝手に歸ります。是が濟まぬことに於きましては、京都の町奉行所で、徳川さんの方での裁判が出来ぬのであります。北陣が濟みますと、今日で言ふ懲役と云ふものはござ

白馬節會

いませぬが、遠島とか、死刑などを、徳川さんで致します。それ迄は致しませぬ。それが濟みますと、白馬の節會でございます。白馬の節會は晝であります。午前の十時に始まりまして、午後の申の刻、今日で言ふ四時に濟みます。元日の節會の通り、大臣始め大中納言、參議中將、少將、少納言並に地下の官人、關司が出まして、元日の節會の通り取扱ひます。唯一つ變りますことは、日華門から馬を引出しまして、天子の御覽に入れる。此時が、今日で言ふと、宮内省の主馬寮と云ふものがあらせられますが、其時分には左馬寮、右馬寮、それも名ばかりでございますが、其處に居ります白い馬を、左馬頭と右馬頭、即ち武官でございませぬ、武官の束帶で、左馬頭が左を歩き、右馬頭が右を歩いて、二人列びまして、其後へ馬を引出して、紫宸殿の前へ引きます。

(問)白馬の節會に馬を引くのは誰でございませぬか、別當が引きますか。

(答)馬の口は舍人と書いて置けば宜しうございませぬ。

(問)別當と云うて居りませぬでしたか。

(答)云うて居つたかも知れませぬが、聞いて居りませぬ。

そこで、お上は御覽になります。さうして、つと西の月華門へ引いて出ます。さうして、朝廷へ献上を致します。朝廷へ其馬を上げるのかと云ふと、さうではない、表はさうですが、直に元の借りて来た處へ向けて、返して仕舞ひます。是は内證です。左馬頭が忌服とか、右馬頭が忌服とか、或は病氣でございませぬ。左馬頭が五位で、右馬頭が四位と雖も、是は官で立ちますに依つて、左馬頭が上席へ立ちまして、右馬頭が次席でございませぬ。先年私は覺えて居りますが、右馬頭が從四位下が上で、竹内子爵、其人が右馬頭、左馬頭が倉橋子爵で、此人が忌服か病氣で出ることが出来ませぬ、二條さんの諸大夫の西村と云ふ人が、從五位上で左馬助でございませぬ。五位で赤い装束であります。右馬の方は四位ですから、黒い装束、地下堂上の隔はありますが、左馬助が上に立つて、右馬頭が下席に立つ、是は致方がない。それで、白馬の節會の御式の、元日の節會と異なるのは、馬を引くだけが違ふだけでございませぬ。

八日内々
門跡の参
賀

御修法

それから、八日になりますと、内々門跡が御参賀でございませぬ。内々門跡と申すは、宮門跡のこと、劍璽間に於いて御對面、天盃を賜はり御料理を賜はります。此日迄は、坊さんは御所へ向けて這入ることは出来ません。此日に始めて坊さんが御所へ這入ります。此日から御修法と申して、御所は前日までは、白馬の節會、紫宸殿の節會の御形になつて居りますが、此日から節會の御場所を皆取片けて仕舞ひまして、紫宸殿を更に佛壇に直します。立派な佛壇になります。私は實地拜見をして知つて居りますが、彼の紫宸殿へ向けて、佛さんの掛物を立派に掛けます。さうして、此處で御修法と云ふ御法事があらせられまして、此日から十四日まで一週間、午前と午後とに御法事がございませぬ。其時に取扱ひます御導師と申しますと、京都府の宇治郡小野村の隨心院の准三后の御受持でございませぬが、其御方が大僧正で之を行ふ。七日の間、陣座を殘らず圍ひまして、さうして、隨心院さんの御居所になる。尤も、家臣も其處に詰めて居ります。眞言宗です。眞言宗と云ふと、御室の仁和寺、嵯峨の大覺寺、勸修寺村の勸修寺さん、醍醐村の三寶院さん、小野村の隨心院さん、皆眞言宗

です。そこらの院家並に院家以下の僧侶が出て來まして、大勢してお經を讀む、其お經最中は拜ませられませぬ。お經が濟んだ時分に行きますと、御場所をお差支ございませぬければ、拜見さして戴きたいと云ふと、隨心院さんの御家來が、銘々共を紫宸殿へ連れて行つて、拜禮をさして下さいます。現在私は拜禮致しましたが、紫宸殿が立派な佛壇になりましたして、澤山な御燈明も上げてございますし、佛さんでございますから、生の物はない、皆煮いてお膳へ載せて立派に供へてございます。是は隨心院さん始め、其他の者が戴くのでございませぬ。天子様は初日、中日、末日とに、それへ行幸になり、御拜禮を遊ばします。さうして、此日は女官と云ふと、ちよつと具合が悪いが、隠居の女房が御禮に參内を致しまして、さうして、天顔を拜します。隠居の女房と云ひますと、今日で申すと、高倉さんとか、小倉さんとか、さう云ふお方です。女官とせず、女房、隠居の女房が御禮に出て拜禮をする。

九日黒御所外様門跡の參賀

それから九日の日に、黒御所が參賀をなさいませぬ。女子のこととでございませぬから、御臺所の門から這入つて、さうして、奏者所へ行つて、奥へ通つて、年始の

隠居の女房の參賀

御禮を申上げて御對面があらせられます。それから、此日は外様門跡の參賀でございませぬ。外様門跡と申すと、攝家門跡であります、其外様門跡に拜謁仰付けられる。

十日諸禮

それから十日の日には、諸禮と申して、典藥寮の醫者などが、此時に衣冠裝束を著まして、參賀致しまして、御禮を申上げます。是は地下でございませぬから、拜謁はありませぬ。奏者所へ行つて、奏者番に御禮を申上げて歸りますのが、是が毎年の例になつて居ります。

十一日神宮奏事始

それから、十一日になりますと、奏事始、曩の五日の日は、堂上の披露始、十一日は神宮の奏事始、伊勢の大神宮様の神官の位階を宣下になる。其奏事始が十一日、是も官はございませぬ。位階ばかりでございませぬ。それで前同様勅定あらせられまして、位階を宣下になる。

十二日賀茂奏事始

それから、翌十二日が、上下賀茂の社家の位階の奏事始、是も位階ばかりであります。

十五日

それから、十五日でございませぬが、此日は、七種のお粥の通り、天子の供御に奉

左義長

りまして、それを一同に賜はります。それから、此日には、左義長と申して、小御所の池の側に於いて、天子様の御書初の天筆、並に准后さんの御書き遊ばした御筆を、残らず燃します。それが、小御所の御庭の池の側に向けまして、青竹の上に葉を付けた儘で、薪を積みまして、其處で燃し奉る。之をトンドと申します。是が十五日の御式でありまして、其日に雨が降ると順延でございませぬ。十六日になります。十六日に雨が降りますと十七日。是は外で焚くので、雨が降るといけませんから順延になります。

十六日踏歌節會

それから、十六日は踏歌の節會、是は元日の節會、白馬の節會の通りであります。外に變れることはございませぬが、紫宸殿の前に舞臺が出来て、其處へ向けて、今日の士族の娘が十人位居りませうが、それが舞ひまして、お上の出御の時に御覽に入れて居ります。舞姫が舞ひますだけが元日と違ひます。外に變る處はございませぬ。

十八日御歌會始

それから十八日でございませぬ。唯今では十日でございませぬが、例年十八日、二十三日に當つたことも覚えて居ります。十八日が御歌始であります。此

時分の御歌始は、矢張り冠を著まして装束を著て、さうして、天子始め列座になります。今日は有難いことに、銘々の微賤の身分と雖も、御歌を勝手に詠進せよと云ふことが、新聞にも出ます。いつも大抵豫選が七首か六首ですが、當年は十何首と云ふ御選歌になりました。寔に有難いことであります。併し、御維新までは、御歌會始は、攝家と宮さんと、大臣、堂上の外は、決して詠進は出来ませぬ。此御歌會始も、今日みたいには、大臣並に宮さん、堂上方に至るまで、御身分が御身分でありますからと云うて、残らず御歌會始に詠進するのではありませぬ。其中で、當年は早く言へば、五攝家では、九條さんなら九條さん、もう一人近衛さんなら近衛さん、宮さんなら、例へば有栖川宮さん、閑院宮さん、大臣では誰、清華では久我さん、三條さん、それから大納言、中納言、參議から殿上人に至るまで、堂上の中で何人と云ふ風に、御歌會始に、三十人位より詠進がございませぬ。皆と云ふ譯にいかぬ。例年人は變ります。さうして、御歌會があらせられまして、即ち今日と同じやうに披講を致します。中々、此時分の御歌會と云ふものは、後に御料理を賜はりまして、随分御大層なものです。其代に、二十人か三

十九日鶴
の庖丁

十人位であります。

それから十九日になりますと鶴の庖丁。御厨子所預の名字が高橋、官は其時々の官でございますが、近頃のは高橋左京権亮と申しました。位階は從四位下でございます。それから御厨子所の番衆と、御厨子所の小預、高橋は御厨子所預、小預と云ふものは大隅と云ふのが二軒です。番衆と小預とが、其高橋に附屬しまして、鶴の庖丁を高橋が致しまして献上致します。それから同日に舞御覽であります。是が始まるのが今日の刻限にすると朝の十時、巳の刻から始まりまして、午後の四時、申の刻に終わります。是は紫宸殿の前に向けまして、舞臺が出来ます。黒塗の舞臺で、四方に欄干が付いて立派なもので、左方が東、右方が西であります。左方と右方と別れまして、さうして、其處で舞を舞ひます。其時には紫宸殿の真中へ向けて御簾が掛りまして、御簾が下してあります。其御簾の中には、天子様が御高覽でございます。天子様から東の方が攝家親王、大臣の御席で、是も御簾は上げてございませぬ、下したなりでございます。それから、天子様の西の方が大典侍始め、典侍の局、内侍の局等が、其處

舞御覽

一般人民
の拜觀

で拜觀をする。是も御簾が下してある。其西には、大中納言以下の五位の殿上人に至るまで、是は御簾無しであります。それ故、誰が見て居ると云ふことは能く分ります。そこで、舞臺の左方が上りまして舞を舞ひます。尤も廻廊に於きまして、笙、箏、篳篥、笛、皆樂人さんが残らずお吹きになる。左方が舞臺を下りて廻廊へ行かれると、右方が西から舞臺へ上られる。右方の方で、又笙、箏、篳篥等を吹いて、さうして舞を致します。其時でございます、人民一般に拜觀を許されます。其時に可笑しうございます。日の門の北隅に穴門がございます。即ち内侍所へ這入る門です。穴門がございまして、其外で肩衣を貸して居ります。下は袴なしでございます。まさか、穢多は存じませぬが、人民一般でございますから、諸方の百姓も、皆麻上下の上だけ、下の袴はないのです。それを金何ぼと云うて、ほんの僅のもので貸し與へまして、それを著まして、そこで、高下駄でも履いて居ると、藁草履を借りて、東京で言ふ駒下駄は構ひませぬが、高下駄でも履いて居りますと、藁草履を貸します。さうして、是は内侍所の隣の穴門から、つと西へ行きまして、承明門の扉の外で、北を向きまして皆拜

諸大夫の
地下官人
の拜觀

觀を致して、是はもう拜觀して直ぐ歸らうと、一日居やうと、本人の勝手次第でありまして大勢参ります。其時にでございます。諸大夫或は地下の官人、是は烏帽子狩衣を著用致して行きまして、さうして、日華門から這入りまして、それから廻廊の内、西を向きまして、さうして、お上が紫宸殿の真中にあらせられる。そこで拜禮致します。それから、私も毎年も行きますが、折々拜觀に参りました。是も終日拜觀して居らうと、直ぐに歸らうと勝手次第、是は一般人民と違つて、日華門から這入りまして、日華門の北隅の廻廊で、皆謹んで拜觀を致します。此日は甚だ御盛なもので、此日に限りまして、五攝家五軒宮さん四軒、清華の大臣方を表向に召されます。舞御覽遊ばされるに依つて、参内するやうにと云うて召されます。此日は、中々御所で御馳走がございまして、御盛なことあります。

二十日僧
侶の年禮

それから、二十日の日になると、比叡山延暦寺の僧侶、それから南禪寺、五山の東福寺、萬壽寺、建仁寺、嵯峨の天龍寺、京都の町にございます相國寺、是が五山でございます。それだけの五山の長老、今日で言ふ管長の僧侶が、年始の御禮を

五山の僧
侶の著衣

紫衣

致しますと、小御所に於いて天顔を拜します。それから、序にお話致しますが、此五山の僧侶でございますが、是は又妙です。衣が萌モエと申して、青色もござい、ます、黄色もあります、又赤い俗に言ふ緋の衣、あれもござい、ますし、又萌黄もござい、ますが、紫色ではないのです。凡て香衣、五山は凡て香衣の長老、今で言ふと香衣の管長、南禪寺は紫衣でございますが、此五山と申すものが香衣に限ります。紫衣になりたければ南禪寺の住職にならぬければいけないのです。東福寺の長老さんが、紫衣の長老になりたいと云ふと南禪寺の住職になる。其實は南禪寺に行かぬが、名ばかりが南禪寺の住職で、南禪寺住職になると、紫衣は、今日と違ひまして、天子から宣下でございます。紫の衣を賜はります。それ程紫衣と云ふものは、やかましいです。五山ではいけない、南禪寺の住職になつて、初めて紫の衣が著られる。併し南禪寺住職と云ふ者は、二人はいけません。一人よりいけない。それで、東福寺にある時もある。或は萬壽寺、又は相國寺、天龍寺に、南禪寺の住職がでございます。本當に南禪寺にあることもございます。一人でござい、ますから、後は皆前の南禪寺の住職と申します。南禪

寺の住職になる時に紫衣宣下でございませぬ。それ程紫衣と云ふものは、むづかしい重いもので、天子から宣下にならなければいけません。唯今は御覽遊ばせ、私東福寺へ、今年の四月に行きました。九人も紫の衣を着て居ります。それから相國寺へ行つて見ますと、十人も十一人も著て居ります。嵯峨の天龍寺へ行きましても、八人も九人も著て居ります。建仁寺も同様であります。丸きり紫衣と云ふものは、安賣になつて仕舞つて、ちつとも値打がない。東福寺などは、既に九條さん、一條さんの御菩提所で、私共は度々東福寺へ参ります。が、さう云ふ風でございませぬ。紫衣は今日は値打がございませぬ。今あなた方は、皆紫の衣を着てござるに依つて、黒い衣を止めて、小僧まで皆紫にした。二度衣を拵へる世話がないぢやないか、斯う安賣になつては、紫はちよつとも有難いことではない、却つて黒い衣、香衣を着て居らつしやる方が、恭しい。紫は殆ど値打が落ちて仕舞つた。昔は東福寺でも、南禪寺住職にならぬことには、此紫衣はならぬ。東福寺には、紫衣のある時とない時とある、あなた方今の坊さんでは分らぬが、私等は小さい時から知つて居る。殊に一條さん、九條さん

のお寺である。又相國寺は、伏見宮さんのお寺であつて、何もかも知つて居る、忘れもしませぬ、よう覚えて居るからお話したい。東福寺の寺中に靈源院、今でもある。靈源院の常長老と云ふ人があつて、此人は偉い學者だつた。六十七以上になつて南禪寺住職になつた。東福寺住職で南禪寺住職、靈源院常長老、紫衣にならしやつた。それ程恭しいものだ。今日の有様を見て御覽なさい。紫はちつとも有難いことではない。其時分の紫は、天子から戴きますので、勝手に著ることは出来ませぬ。それが今申す通り、一山に九人もある。寔に以て紫と云ふものは、値打がない。黒い衣を止めて小僧から皆紫の衣になさいと言つて笑つたことがある。もう東福寺でも、南禪寺住職になつて紫衣を著ると云ふことは、知らぬ人が多うございませぬ。御時節が變りますと、妙なものです。さうした處が、今の紫衣はどうするかと云ふと、管長が勝手に許可をします。今東福寺住職、管長ですけれども、それが辭命を書いて渡すのだから、何でもありません。東福寺の末寺が日本國中にある、それに管長から辭命を渡して錢を取る。紫の衣は金何圓出せ、斯う云ふ色の衣は金何圓出せ

と、末寺の錢を取る、それでは、寔に紫の位がないやうになつたに依つて、他の衣の方が、却て見識があつて宜いと、笑ひ半分に言うたが、坊さんも甚だ驚いて仕舞ひました。寔に錢金さへ出せば、何時でも、紫でも香衣でも著られる。今日は南禪寺住職と云ふものは、更に値打がないです。それから、まあ天龍寺みたいな大きな寺は、借措きまして、銘々其の寺に至りますまで、小さな寺でも、紫の衣を着て居らぬ坊さんと云ふものは一人もない。よくも紫が安くなつたもので、何處の坊主も、紫を着て居らぬ者は一軒もない。東京は存じませぬが、京へ入らつしやると、一軒も紫を着て居ない者はございませぬ。寔に紫と云ふものは、値打がない。黒い衣の方が却て値打がある。ひどいものです、世が變れば變るものですな。

それから此日であります。民家では、小豆の粥と云ふものを、一月十五日に今でも致します。朝廷では、小豆の粥と申しますのは、二十日でございまして、此日に餅を入れまして、お粥を召上る例でございします。

二十一日の
僧侶の拜禮

正月の二十一日になると、大佛の智積院と云ふ寺がある。千本松原の蓮臺

二十日の
小豆粥

御樂始

寺と云ふ寺がある。六角堂の觀音さんのある處に小池坊、花のお師匠さんの寺がある。堀河に日蓮宗の本國寺と云ふ寺がある。即ち、それ等が御禮に出まして、天顔を拜し奉ります。

それから、朝廷の御樂始、笛を吹いたり、琴を弾いたり、簫箏築を吹きます、御樂の日でございします、是が濟みましたら、勝手に朝廷では皆御樂を遊ばして宜い。それから日は定まりませぬが、知恩院大僧正が參内で、小御所に於いて拜禮を致します。

知恩院僧
侶の拜禮

二十六日は、泉涌寺の長老が、今日の管長が參内致しまして、小御所に於いて天顔を拜します。

二十六日
泉涌寺長
老の拜禮

それから三十日、此時が清涼殿のお掃除を致します。何時でも清涼殿を使へるやうに致しますのが、三十日でございします。

三十日清
涼殿の御
掃除

(問)十五日の 初をトンドで燃して仕舞ふ、私の方ではそれが高く上ると其年に手が上ると申しますが、御所ではそんなことはありませんか
(答)そんなことは聞いたことはありませんが、如何にも高く上ると手が良う

官位勅問

なる筈ですな。

それから、一月日定まらず。官位勅問、是が堂上、地下、それから、社家、僧侶、残らず官位宣下になる。一月二十二日のこともあり、二十一日のこともあり。二十八日のこともある。日定まらず。此時に、今申上げる官位は、残らず貫ふので、之に就いては位階ばかりでございませぬ。二十日から三十日の間官位勅問、其時には、お公卿さんも、地下も、坊さんも、社家も、皆貫ひます。此時は、初めての宣下でございませぬ。

神官の位階

其時分、諸國の神官は、從五位下です、勅授です。所が、周防、長門の神官だけは正六位下です。何でさうかと云ふと、長州さんの御分家、徳山さんが從五位下です。今日子爵華族です、若し神官が從五位になりますと、殿様と同様になるものですから、それで、長州さんの御願で、私の支配地の神官は、六位に願ひたいとおつしやるのです。それで、周防國、長門國の神官は正六位下です。正六位では大和介、薩摩介です。さうでない從五位なれば、薩摩守、大和守となれるですが、長州さんの特別の御願でさうなりました。

(問) 上へ昇つて行くことはありませぬか

(答) ありませぬ、それで、お終ひ。又昇るお社は、極つて居ります。賀茂とか、八幡とかは、昇ることの出来るお社で、從三位から正三位まで行くと云ふやうな社は、極つて居ります。下鴨の社司と、奈良の春日の社司は、從二位まで行きます。

五位、七位、六、七位、八位の差等

五位と六位とは、其間に非常な違ひがあります。六位と七位の間は、又ひとらでございませぬ。それで、其時分には、從五位になりたがつたものです。五位になりませぬと、御所へ馬に乗つて入ります。六位ですと、外で馬から降りて、馬を引かして入らなければならぬ。それから、姿を御覽になりましたも、太刀は五位は金装梨地です。六位は黒漆銀装です。とんと違ひます。又其時分の七位は、ひどいものです。魚屋、或は蕎麥屋の親父、そんな者が皆七位になります。七位より無位無官の方が、餘ほど良いです。今日の七位八位は、結構です。今日正八位をやらうとおつしやれば、有難うございませぬと頂戴いたします。其時分の七位八位ならば、無位無官の方が、餘ほど良うございませぬ。何故と申

圖書寮の
史生

しますと、下駄屋、魚屋、そんな者が七位になるのでございます。どうしてなるか、圖書寮の例で申しませう。圖書寮には、史生が三人居ります、近頃の史生では、御維新で士族になりました舟木と云ふのは、笹菱屋長左衛門といふ小間物屋、また小島といふ史生も同上。安田と云ふのは下駄屋です。下駄屋か、蕎麥屋か、そんなものです。此三名は、皆圖書寮の長野と藤井とへ出入りの商人で、さう云ふ所に居りましても、家は皆金持です。唯七位が欲しい、大和大掾と云ふ官が欲しい、白い著物が著たい、装束が著たいと云ふので、金をどんと出しよる。長野や、藤井は貧乏です。藤井は圖書寮は無祿で、鷹司様の御近習で食つて居りました。長野は扇に繪を描いて食つて居りました。そんなもので、史生は皆金持で、史生になりたいと言へば、何時でも入れます。旦那様、どうかあなたの下役にして下さいと、魚を賣りに来て頼む、それを長野と藤井が承諾すれば、前の奴を免じて仕舞ふ。私が史生であるとしませうと、下橋敬長、圖書寮史生を免すと云ふ辭令を渡して仕舞ひます。さうした所で、正七位下と大和大掾と云ふ官位は、天子の宣下ですから、何ば長野、藤井でも、勝手に取上げる譯

にはいきませぬ。是は職事へ願はなければならぬ。職事から順を経まして、議奏、傳奏、五攝家へ、辭さして呉れと云ふことを、願はなければならぬ。それを關白さんから天子へ申上げることになつて、辭官返上位記と云ふことになる。さうすると、魚屋なら、魚屋を長野の家か、藤井の家へ呼んで、苗字はありませぬから、藤原何某とか、源何某とか書いて、圖書寮史生に補すと云ふ辭令を與へます。判任ですから、それで宜しい。さうして、此者に命じましたと云ふ事を、職事へ届けて、地下次第へ書入れて貰ひます。これも勝手にはいかぬ。矢張、勅問日に朝廷へ出さなければならぬ。さうすると、正七位下に敘す、伊勢大掾或は武藏大掾に任すと云ふことになる。そこで、地下次第に書き入れます。史生はやらうと思へば何時でもやれます。さうして、上のお役人さんは二人ですけれども、史生は皆金持です。唯それになりたいのです。七位の装束を著る、それが嬉しうてならぬです。家へ行つて見ますと、ちやんと、菊の御紋の付いた高張提灯を立て、置きます、一方では蕎麥屋をして居たり、下駄屋をして居たりします。それでも、天子の御直臣には違ひありませぬ。それで、悪い

事を致しまして、徳川様の今の巡査が踏込んで召捕ることは出来ませぬ。若し悪い事でもありませんと、徳川の捕手が行つて、外へ呼出して、門口へ出た所を、御上意と繩を掛ける。家へ這入ることが出来ぬのです。それからまた、無心者が来ませぬ。今の御時節と違ひまして、お公卿さんにも、亂暴な者が澤山ございまして、冬も單衣を着て、新しく買ふことが出来ない。又それが自慢で、此頃も折々無いではありませんが、繪を描いたりして金を貸せと云ふ、貸さぬと、そこらに在る茶碗や、何かを打つけて割つて仕舞ひます。さう云ふ亂暴者が入りませぬ。それで成つて居ります。兎に角、七位にはさう云ふ者がなるのでございませぬ。それと有難味がないです。無位無官の方が餘ほど良いです。さうして、圖書寮の中でも、史生は呼流しです。又藤井の家などに始終来て居る、私共が参りますと、下橋さんにお茶上げいと言はれて、お茶を持つて来ます。歸る時には、史生が玄關の式臺へ平伏します。私共は知らぬ顔をして、辭儀もせず、降りてやる。そんなもので、七位と云ふものは、とんと値打がありません。甚しいことは、七位になりますと、攝家と、親王と、大臣から、御目通

りを止められます。それ程七位と云ふものは悪かつたです。それから又、當時子爵の高倉さんは衣紋の家です。所が、六位以上か、無位無官の人でなければ、グワイトツ會頭にさせぬ。無位無官の人ならば、つき出しに従六位になされる。所が、七位の人は六位にならない。それで、斯う云ふことがございませぬ。藤井總博と云ふ正七位下伊豫掾、是は代々の家で、蕎麥屋のおやぢや、下駄屋のおやぢとは譯が違ふ。さうして、装束を着けることの名人です。高倉さんでも、これを會頭グワイトツにしたい、所が悲しい哉、七位である爲に、いけぬです。正七位下伊豫掾であるばかりに、會頭グワイトツにいけませぬ。前田さんの衣紋、方木下彌三郎と云ふ人は、無位無官で、立派に會頭に行きました。それを本人も、眞に口惜しがりました。正七位下と伊豫掾を返上して、其家を長男に相續さして、自分は、今では、公爵の西園寺さんの御家来になりました。西園寺さんの御家来で、無位無官です。其事を高倉さんに御届すると、固より名人でありますから、會頭になると云ふことで、初めて會頭になりました。高倉さんの代理をする様になつて、銘々が其人に装束の稽古をしますので。本人も、お蔭さんで會頭になりましたと、悦

二月一日
現任一覽日
及一日
五日
八日
祝

んで居つた様なこともありました。所が明治三年に史生をして居た者は、大變仕合をして士族になりました。それより前の者は士族にもなれませぬ。今日は七位でも八位でも結構です。正八位でも眞に有難いのでございます。それから、二月一日は現任一覽、今で言ふ職員録、地下次第、社次第、僧侶次第、都合四冊を奉る。二月一日、十五日、二十八日は、俗に申すお祝日でございます。御所なり、並に五攝家、宮さん、大臣、堂上方に至るまでも、此日はお祝致します。お祝と云ふと、何か事々しうございますが、常の御膳より良いと云ふ位で、例へば、御所に詰めて居りまして、お公卿さんは、常は焼物がなくても、此時には焼物が付く、鯛とか鱧の切身とか、さう云ふものが付きます。一日、十五日、二十八日には、お公卿さん方も、其時には皆お宅でお祝をする。誠に恐入つた感心なことが一つございます。岩倉右大臣具視公、彼の御人は、豪いお方であつて、殊の外お盛になりましたが、昔を忘れぬ爲に、後は存じませぬが、御維新後、私の所は貧乏で、一向食べる物は碌なもの、は食べて居らぬ。併し一日、十五日、二十八日は、難澁をして居た中にも、鯨と刻昆布とを煮いて食べた。それが主人始め

家來に至るまでのお祝だ。御維新後、之を忘れてはいかぬに依つて、他の御馳走が澤山あつても、其時のお祝の一日、十五日、二十八日だけは、これを必ず付けたと云ふ。それを忘れてはいかぬとかつしやつたと云ふ。これは中々感心やと思つて居る。さう云ふ譯で、お公卿さんでも、亦吾々の様な輕輩の者でも、此三ヶ日はちよつとのお祝を致します。味噌汁と小豆飯を炊く時もあり、又小豆飯を炊きまして味噌汁、今の鯨に刻昆布位でも付ける。朝廷などでも、従つてさう云ふ風で、下々のお公卿さん、お公卿さんは下々とは申しませぬが、お公卿さん以下士分に至るまで、ちよつと、鯛或は鯛位を、此三ヶ日だけは付けました。

それから、一日はお居間におきまして御拜があります。御信仰の神様を御拜遊ばされます。内侍所と申しますのは、年中御代拜は、白川さんに限つて居ります。天子様も、偶には御拜遊ばされますけれども、内侍所へ一々行幸遊ばされませぬ。唯今と違ひまして、白川家の御受持になつて居つた。是が一日から日々でございます。此日でございます、攝家、親王、華族の大臣、攝家のみな

一日の御

攝家親王
華族の參内

らず、宮さん、華族の清華の大臣、是が参内を致しまして、さうして、關白さんは、八景間へ通り、あとの攝家と、親王さんと、清華の大臣は、麿香間へ通り、麿香間へ御通りになりまして、さうして、先づ議奏に面會をして、序にお上へ申上げて呉れと、議奏に頼んで歸られるのは、直に歸るか、と云ふとさうでない、必ず天子様が、今日拜謁すると云ふ時分には、御對面遊ばされますに依つて、残らず麿香間に向けて御残りになる。さうしますと、午前十一時過頃に、御學問所に於いて、天子様が御中段へ、攝家、親王、大臣は同じ中段から下段にかけて、官位の順に列んで、其處に拜謁になります。さうして、元の麿香間へ向けて引取つて、其處で、晝の御膳を賜はります。其時は、二汁五菜の御馳走を賜はります。それを賜はりました後、又お菓子が出ます。尤も此配膳は、堂上の殿上人であります。即ち四位五位のお公卿であります。さうした所が、清華の殿上人があります。清華は御承知の通り、格別の御家柄にて、殿上人より大臣に昇る御家につき、清華の殿上人は、攝家、親王、大臣の配膳を免せられます。

(問)實際やるものでございますか。

配膳役

(答)やります。

清華だけは免せられます。あとのお公卿は、皆配膳に著く、實際配膳したお公卿さんは、大方死にしまして、山科さんが残つたが、是も御歳八十二か三で死にました。實際配膳をしました人は、誰も今日は生きて居りませぬ。此配膳に著いた人は、古いお公卿さんは居らつしやらぬが、山科さんの御話に、實に配膳は怖いものだ。何で怖いかと云ふと、初に宮さん、攝家、大臣が麿香間に入ります。それで、麿香間の入口の廊下まで、非藏人が茶、煙草盆、お菓子を持つて参ります。所が、麿香間の廊下が、ちよつと高うございます。疊が十八疊敷いてございます。其高い麿香間の上に乗つて、非藏人が兩方の手で立つて持つて行けば、樂だが、冠裝束を著て居る、指貫を穿いて居る、さうして、攝家、大臣、宮さんの前へ膝行して行かなければならぬ。煙草盆、お茶、お菓子を持つて行くのは、樂だが、御膳でございませと、二汁五菜の御膳で、お三方へ載せて持つて行く、無調法でもあつたら、大騒動だ、下には氣を付けなければならぬ、御膳の上は氣を付けなければならぬ、誠に辛いものだ、と云ふ、山科さんの御話でございませ。今

でこそ、何とも思うて居らぬが、中々配膳と云ふものは辛い、やり損なつたら大騒動だ。併し宮さんの樂ラクであります。宮さんは叱られない、怖いと思はぬが、五攝家はやり損なつたら、どんなことをやられるか知れぬ、其處では叱らないが、後で例へば、私が何かお願ひをする、宮さんは權威がないから、邪魔をしないが、五攝家はならぬと言うて仕舞ふ。それが怖くて叶はぬと云ふ。宮さんは、邪魔する權威がないから、別に少々無調法しても、叱られないけれども、攝家五軒は辛い、迂マかりしたら直にやられます。餘程是は注意をしなければならぬ。實際稽古をして配膳を致します。それから又、小便に行かれます。さうすると椽へ出て、兩方の手へ水を注ツけてやらなければならぬ。それからお臺の上に手拭がある、其手拭を渡さなければならぬ。麝香間程、怖い所はないと云ふ御話でございました。それから、滞りなく配膳が濟むと、非藏人が兩側に居て渡す。中々、宮さんでも、五攝家でも、食べやしない。食べても、二汁五菜、御膳は皆残つて居る。さうすると、内々番所へ持つて行つて、私等は皆戴く。お菓子お菓子は虎屋のお菓子、五攝家、大臣、宮さんへ七つ出る、皆私等が貰ふ。それを

攝家親王
大臣の退

樂みに、配膳するのだと笑つて言ひました。それから、下橋色々な話がある。御所から、非藏人が御所の玄關に走つて行く、私等は後から、宮さんなり、大臣なり、攝家のお供をして行かなければならぬ。非藏人が御退出を觸れる、位の順で皆ずつと退る。さうすると、五攝家だけは、銘々共が御玄關まで送らなければならぬ、非藏人は地へ降りて、兩手を突いて平伏する。宮さんは途中で別れて仕舞ふ、非藏人が地へ降りて平伏する。宮さんは殿上人が送ると云ふことはない。そこは宮さんは樂である。叶はぬのは、五攝家、大臣だと言ひました。豪い見識を有つて居るものです。

(問)御手長は、

(答)お手長は配膳が役です。

配膳は、お手長の本當の配膳、俗に配膳と云ふものがある。其事を申すと、天子なら天子、攝家なら攝家、宮さんなら宮さんに御膳を上げる時に、お手長が付けます。お手長があとに居て、付けてお三方へ載せて、上席の殿上人がお側へ上げます。大臣なり、宮さん方が御取りになる、お三方に載せて、上席が前に居

配膳、手

つて、下席の方がお手長になる。二色になる。宮さんなり、攝家なり、大臣なりが麿香間、關白は八景間ですが、配膳は一人に二人、お手長が一人、配膳が一人、十人出ると、殿上人が二十人要ります。

〔問〕配膳は座り切りでございませうか。

〔答〕座り切りです、二の膳を持つて、お手長が後から主席に出します。

〔問〕召上る時分にお代りと云ふことはありませぬか。

〔答〕お代りは致しません。

〔問〕お代りの本と云ふものは何處にございませうか。

〔答〕二汁五菜皆一緒に置いてございませう。

〔問〕二汁五菜と云ふものは、汁は別に出るのではありませんか。

〔答〕別に出るのです。一つは味噌汁、一つはすまし。

あとの菜が五つ、それで二汁五菜、それから御膳は、のつけに一膳食べられる。

あと一度、三度も上らぬさうです。二度目は配膳の人に向けて出される、配膳がお手長に渡す。

〔問〕一人々々に御飯を入れて出されるのですか、大きな物を持つて来るのですか。

〔答〕皆付きます。

攝家と、大臣と、親王様がお出ましになると、お膳が五つございませう。本膳二の膳、二汁五菜でございませう。そこへ向けて、配膳の三方が一つ、之に一つ飯櫃、一つは湯が入れてございませう。隣の人に付けることは出来ない。有栖川宮さん、若宮さんなら若宮さん、親御さんの御膳を以て、若宮さんに付けられない。皆別々でございませう。九條さんの親御さんのを、息子さんに付けることは出来ません。それで、一日は妙でございませう。参内遊ばされますが、御對面なしにお申置きになつて歸られます。それでも、數だけは揃へて置きます。攝家五人、親子共十人、宮さん四人、親子共八人、御對面があつてもなくても、直御歸りになつても、それだけのお三方はちやんと拵へて置く。

〔問〕それは臺盤ですか。

〔答〕座つて居りますから、疊の上にお三方を置くのです。

それだけのものは、直に歸られる人はまる残り、ちよつとも手が著かない。お公卿さんの得でございます。詰所へ持つて行つて、自分が食べる。山科さんの御話を聴くと、五攝家、宮さんは三杯は上らぬ。大概二杯位。あとお湯を上つたら、それで宜いのです。二汁五菜を、味噌汁でもちつと位吸はせられる。他のものでも一箸位著けられるが、立派な鯛などは滅多に箸りなさることはない。恐れながらお行儀なものだと申されました。一日はそれだけでございます。

兩役の御膳

それから、同日兩役と言ひまして、議奏五人、武家傳奏二人、御對面だけでございまして、是は御料理を下さります。平日の通りで、議奏、傳奏は、通例のお公卿さんと少しは違ふ。是は酷いものです。味噌汁に御膳、焼物、煮物、香物位、酷いものです。どんと落したものです。さうして違ふ話ですが、所司代はどんと宜しうございます。それに口向、執次、使番、小間使數人でございますが、其あとは酷いものでございます。御膳に干物や、刻昆布に、揚豆腐が入れてあるときは上等です。焼豆腐が半分位切つて入れてある。さうして、醬油でない鹽で煮い

口向、
次、使番、
膳以下の御

てある。味噌汁は毎日呉れますが、味噌汁の中へ何か入れる、一日になると、お祝日でございますから、其上に魚が付きますが、鯛が付いたら上等で、潤目が付いたら宜いのです。仕丁は一汁一菜、味噌汁に香の物、士分執次は同じく香の物を載せてあります。士分は一汁二菜になる、味噌汁と、煮物と、香の物、使番は宿直せぬければならぬ。官員さんの宿直ですと、宿直になると、辨當を持つて行かなければならぬけれども、御所の宿直は、朝御膳に、晝御膳に、晩御膳も皆御所で賜はります。其一汁二菜、それが一日、十五日、二十八日は、潤目か鯛か付けば宜いのです。

(問)宿直料と云ふものは出ますか

(答)宿直料は出ませぬ。

今日の出ますが、三度の食事はございませぬ。御出勤の時に、家から辨當を持つて行くか、或は辨當をお取り遊ばすかしなければなりません、御所では樂です。皆御所ですて呉れます。攝家、宮さん、大臣、そこらになると、皆家から辨當を持つて來ますが、其他の者は持つて行かぬ、其段は御所は結構です。そ

これは、今日は總體結構な御時になり、そこへ向けて總體お人さんが、そんなことを言うては悪うございませうが、平民は今日中々盛で、商法人は、官員さん所でない、もつと奢つてござる、總體今日は皆奢つて居ります。昔は、常時古い人が言うて居ります、酷いもので、私の耻を一つ申上げます。先づ有栖川宮さんの御家來が、參内遊ばされるお供をして行きます。私は一條家の參内するお供をして行きます、其辨當と云ふものは、其時分はお美味うございませうが、今はそんな物は食べられませぬ。先づ辨當の飯は白いのではない、わざと辨當の飯は黒いのです。何處さんでも黒い。それから、其菜は何ぢやと云ふと、今申上げた執次の場合と同じで、焼豆腐と刻昆布、香の物が一切入れてあります。揚豆腐が入れてあつたら餘程良いのです。そんなもので、晝の御膳を御所で銘々共が食べて居ります。其時にそれがお美味うございませう。なか／＼、其辨當を食ふのを、皆待つて居た位でございませう。さうした所で、二條さんの根岸正懋タカ、もう二三年あとに、八十一か八十二で死にましたが、それが、京に居られました、家の妻に言うて、昔のあれが、どうもお美味うてならぬから食べたい。

それから、炊き様を言うて、米の黒いやつを買うて、白いのと黒いやつとを混ぜて、それを一緒に炊かせて、家内中食べました。其菜は、どんなかと云ふと、揚豆腐、焼豆腐、刻昆布を入れまして食べましたが、食べられは致しませぬ。其時分は、それがお美味うて堪りませぬでしたが、今食べると食べられない。それを思ふと、銘々共が奢つて居ると言つて居られたが、如何にもさうです。

それから、彼の元日の節會、白馬の節會、踏歌の節會、さう云ふ時に、皆御所の廻廊に幕を張つてあつて、其處に參役サシヤクが座を敷きまして、其處へ向けて圓座を作りました、火鉢を置きまして、さうして、御用のない時は、其處で休憩して居ります。四位とか、五位とか、六位とか、七位八位の人も居りましたが、其時に、其處の辨當はそんなものですが、さうして、いろ／＼なことで酒を飲んだり、茶を飲んだりする、着は何だと云ふと、尾張大根、そこに向けて、棒鱈が入れてある。そんな物を、酒の着にされて居た、其時分はお美味いのです。今日はそんな物を食べる人もない、それだけ、今日の御時節は奢つて居ると思ひます。昔と違ひまして、今日は辨當でも、そんな物が入れてあると、小言を言ひますが、其時分には、そ

んな物を入れても、小言を言ふ者はない。それは一人もありはしなかつた、そんなものでございます。

それから、其日は徳川さんから御使で、御所へ見えます。高家と云ふものが……高家は、武鑑を御覧になると分りますが、二十六軒ある。二十六軒の高家が順番であります。高家が三軒、斯う云ふ時は、通例の平高家で、從五位下侍從兼右京大夫、侍從兼宮内大輔、さう云ふ御方が来る。例年正月、御使は高家にて大名はありません。天子の御使は、勅使、將軍の御使は、上使、是は大名なり。高家の時は御使と稱へます。所司代が連れて御所へ參内せられます。尤、是は御所へ見えることでもあります。衣冠で、五位の御装束を著て来る。所司代と一緒に公卿門から入つて、公卿門の南の方の平唐門を通つて、諸大夫の間に出られる。諸大夫の間に於いて、傳奏に會はれまして、徳川さんから献上の御太刀、馬を高家が出されます。それを即ち、傳奏が受取つて、關白さんに御覧に入れて、さうして、議奏から天子の御側へ向けて披露を致します。是は前に申しました献上太刀でございます。本當の太刀ではございませぬ。さうして、

徳川將軍
の使者高家

お馬も代金でございます。代金を添へて、目錄に書いて献上を致します。それに公方様より禁裏へと書いてございます。准后さんへも同様、徳川さんから献上致します。さうすると、小御所に於きまして、天顔を拜し奉つて天盃を戴きます。さうして、次へ退りまして、時刻になりまして、彼の御膳を下さります。此御膳は結構です。徳川さんのお勤めを悪くすると……お諂言言つて宜いか、御尊敬と言つて宜いか存じませぬが、是は五攝家と同じやうに二汁五菜、所司代も、高家も、結構な物です。大納言以下のお公卿さんは、こんなものは食べはしませぬ。此配膳は非藏人が致します。さうして、あとは非藏人の役得で、あとのお下りは貰ふのです。それで歸られます。歸りがけに、准后さんへ向けて、所司代と高家が行つて、徳川さんの献上物を持つて行つて取次に渡して、直ちに歸ります。所司代は、二條離宮の北の方に所司代屋敷がある、それから、二條の城の南の方に、高家の屋敷がある、今でも、跡に黒い門だけ遺つて居ります。それが、高家一同の今日の官宅であります。そこへ向けて、高家が歸ります。其時に、高家が攝家、親王、大臣方へ太刀、馬を献上いたします。そこ

等に向けて、皆太刀、馬を献上される。其時に大名がお出でになると、攝家でも、宮さんでも、大臣方でも、得が行きます。高家が行きますと、此方が貧乏します、と云ふものは、御太刀一腰、御馬一匹、代銀二枚、四十三匁、之を奉書へ包んで、御馬代、白銀一枚と書いてございませぬ。さうしますと、其馬代を包み替へて、もう一枚殖します。五攝家、宮さん共、右の一枚を貰つて二枚に致します。太刀は太刀で返します。そこへ向けて、鯛二連付けなければならぬ。さうして、高家屋敷へ向けて、有栖川さんなら有栖川宮、一條家なら一條殿のお使が持つて行つて、此度關東御使、御上京御苦勞に思召します、御太刀、馬御進上に付きまして、お返しとして御太刀、馬を贈らせられる。其時は向から進上、此方から贈られる、一等落して贈られるので宜いのであります。高家は上京になると云ふことを樂みに來る。其時はまだ宜しい。大名の位記口宣は、皆高家に渡します。大名から一廉の御禮が入ります。高家の悪口を言ふのではないが、それを樂みに參られます。何だと云ふと、大澤右京大夫……三千何石、あとの高家は品川式部大輔三百石、中條中務大輔千石、高家は即ち東京に於いても貧乏です。

京都のお公卿さんと同じです。さう云ふ事を、高家は樂みに來られます。一廉錢儲になる。其高家がさう云ふものですから、何處へ行つても、お公卿さん取扱で、天顔を拜し、天盃を下さる。それがあなた、可哀相に、叱られるか知れぬが、どんなに悪くても、堂上同格に依つて、宮さんへ出て、お公卿さん扱ひ、五攝家、大臣へ行つても、お公卿さん扱ひ、高家などは、御所では、品川式部大輔、中條中務大輔と、帳面に奏者所で書いて居りますが、五攝家、宮さんでは、呼び流しには書きませぬ、中條中務大輔殿、品川式部大輔殿、中山大納言殿と云ふのと同じくお公卿さん扱ひ、所司代は酒井若狹守殿、御所では呼び流しで酒井若狹守、五攝家、宮さんは呼び流しに書きませぬ。其高家が、今日は可哀相に士族です。殺生な話ですな。位階でも呉れれば宜いが、無位の士族です。さうした所が、何處やらの話ですが、國學院でしたか、何處やらの大學生の話です。もう高家は氣の毒に難儀をして居る、他所の二階に居ると云ふやうなことで、武田大膳大夫正四位上左近衛少將でしたか、それが二階を借りて居らつしやる。可哀相に、子爵にならずとも、男爵にはされさうなものでしたが、全く、あれは萬石以下

で旗本扱ひにされたのです。旗本は皆士族になりました。官位のある人は皆廢されました、高家もさう云ふもので、士族になつたら、官位は皆廢されて仕舞つた。それ程身分のある人で、さうして高家が出て來ますと、是は餘計な話を致しますが、宮さんへ行つても、五攝家へ参りまして、御馳走になるのでございませぬが、お公卿さんが出て來たら、大納言、中納言でも、五攝家へ行くと、勝手に上らぬので、高家が出て來ると、諸大夫が下座して出迎を致します。さうして、宮さん、五攝家でも、高家を通して、御同間で御對面になる。それ程高家と云ふものは尊敬せられました、私共同様に、無位の士族で殺生なものです、是は御氣の毒で堪へられませぬ。其時分には、銘々共士族は、下橋と呼びつゝあつたものですが、今でこそ其時節が變りまして、銘々共同等になつたが、餘り酷い譯です。高家のことを言ひますと、お氣の毒で堪りませぬ。一萬石以上だと大名で、子爵の華族になつて居りますけれども、一萬石以下の所で、旗本にせられて仕舞つたのですが、そこで、おまけに官位は廢せられました。身分は士族、誠にお氣の毒でならぬです。是も時^{トキ}時節でございませぬ。それで、大澤と云

ふのが三千ちよつと餘石、それが在所は、此方の家は麻布で、遠江國に知行所がある。是は旨いことに、一萬石あれば華族になれると云ふ所から、前の大澤右京大夫と云ふ賢い人でございませぬが、才が廻り過ぎて、私共は一萬石であると言つて上申した。其爲に華族に取立になりました。さうした所が、朝廷でお調べになつた。今の大藏省で御改めになつた所が一萬石はない、駄目です。それから、大藏省から検査になつて一萬石はない、五千石はあつても、一萬石にはならぬ駄目だ。さうした所が、旨いことを申した。此海が私の領分です。それを魚を捕つて上がりますと一萬石上がる。それはいかぬ僞だと云ふので、從四位をお取上げになつて、士族に落されて仕舞ひました。そんなことがございませぬ。全く、それを見ますと、一萬石ないのは、高家は御身分は良くて、旗本に扱はれたのですな。

それから二月になると、卯の日が二つ、或は三つある時もある。其一番初めの卯の日が、乙訓郡大原村大原野社、當時官幣中社になつて居ります。其大原野神社の祭で、勅使が立ちます。春日様の支社であります。それから、二月に

は申が三つございませぬ。中の申、二つあると上の申、奈良の春日祭、是は中々容易ならぬものでございまして、日本國中のお祭で、此お祭に優るお祭はちよつとございませぬ。是は容易ならぬお祭です。此お祭は、先づ是は上卿、次に勅使、上卿は攝家の大臣、大納言の中でございませぬ。是は朝廷から、春日さんへ上卿の仰せを蒙りますと、先づ神事を致しまして、此三夜でありまして、今日、明日、明後日と門へ向けまして、神事也、僧尼重軽服不淨之輩不可參入と、門の右の柱に掛けます。幅が手にて示す是位の幅がございまして、長さが是位、右の柱に向けて掛けてある、掛けてあると、其札を出しました家は、坊さんも、尼さんも、忌服の家も、其處へ入ることは出来ませぬ。それから、春日祭はさう云ふこととございませぬ。前日に上卿は勅使を隨行さして……勅使を隨行さしては恐入りますが、上卿の權威と云ふものは大變なものです。上卿は攝家です。近衛さんなら近衛さんの家から、今日は八坂神社、其時分の四條の祇園神社まで行列でございませぬ。其行列がなか／＼容易ならぬものでございませぬ。先づ先拂ひが一人行きます。それから、御所の六門番が附きます、下に／＼と云ふ

て、徳川の同心が附きます。それへ向けまして、走雑色が白張を著まして、二行に四人立ちます。其次に、前驅が六人でございませぬ、六人、七人でございませぬ、七人、それから、五位以上は緋傘、六位は六位傘、何だと云ふと、五位は赤い傘、柄は黒塗、六位傘は柄は白い、竹ではない、木です。六位の者が參れば六位傘、それが一行に行きます、其後に向けまして、眼目の所だけ申上げると、其處へ向けて、のつけに左右に武將、左近衛將監、右近衛將監、右近衛將監、左近衛府生、其行列を言ふと、大分長くなりますが、中將將監二人は五位、將曹府生は六位、それから、知家事チケジと云ふものが附きます。知家事と云ふものは、一條さんなら一條さん、近衛さんなら近衛さんの六位の侍、それが装束で、それに雑色が附きます。其後が殿上人、お公卿さん、さうして一行に……色々其時に變りますが、例へば、五位の侍、從某と書いてある。その行列を言ひますと、真中に居られて二行に雑色が四人、白丁二人、朱傘持と、沓持と、白丁で、斯う列んで居る。其次に、五位の殿上人がございませぬ、兵部大輔が五位でしたら何と書いてある。隨行員は、前に同じ、侍從の通りであります。其次に、例へて申すと、今度は左近衛

右近衛の少將、中將、某朝臣と書きます。是は四位でありますに依つて少將、是は某朝臣、さうして、是は隨身中將は四人、少將は二人、童が真中で、隨身が兩方であります。それから、雑色が四人、傘持、沓持、白丁二人、今の中將と同じことでもあります。其後へ向けて、前驅諸大夫のつけ六位と遊ばせ、次に五位と遊ばせ、それに雑色が二人、白丁二人附く、其次に、四位の諸大夫亦同様、それから、其次に向けて、左近衛番長、右近衛番長、二行に立ちます。其次に向けて、車代轅、それを昇きます者が十人、或は十二人、車の兩方に車副四人居ります。さうして、それが濟むと、雨皮持退紅、雨皮持の装束を退紅といふ、其次に傘持白丁、それが濟むと近衛代と云ふものが六人二行、それが濟むと、雑色が十人二行、此方に五人、此方に五人居ります。其次が、白丁が六人、或は八人、六人なら此方に三人、此方に三人、それが濟むと、扈從の公卿大納言、參議の中で、之にも走雑色が二人附きます。前驅の傘持が三人、六位の前驅諸大夫、五位の前驅諸大夫、四位の前驅諸大夫、さうして、それが車代轅を昇きますものが、八人とか十人、後に雨皮持退紅、傘持、さうして、其後に大納言か中納言で、雑色が十人、此方に五人、此方に五人、雑色と傘

持沓持の間に、衛府の長と書いてヨフの長と呼びます。是は將監、將曹、府生の武將の中で一人、將監は五位、將曹は武將でしたら六位、それから、白丁が四人、若し中納言が有つたら同様、參議がございますと、參議の中將だと武官です。是が、參議は車代轅に乗りて行きます。大中納言は車副二人、參議は車副一人召連れます。其後に雨皮持退紅、傘持、さうして、其處へ向けて隨身が四人、右左に二人づゝ、雑色が八人、左に四人、右に四人、それへ向けまして、白丁が二人、或は四人附きます。それが濟むと、群行と申しまして、それはどんなものかと云ふと、傘も釣臺も皆行く、何の爲かと云ふと、釣臺の中には焚きます炭とか、或は湯沸し、土瓶茶碗も入れてあります。なか／＼、一荷や二荷ではありませぬ。それだけの物を皆入れると、なか／＼、釣臺は澤山要る、傘も随分澤山要ります。其傘を入れてある、一々行列の残らずの傘を持たなければならぬ。これを群行と言つて居ます。それから、其後に勅使は中將で、左近衛中將、右近衛中將の中で正四位下、從四位の人が皆行列を立て、行きます。それから、中將だつたら中將の行列で行きます。それから、八阪神社(祇園社)で、それが著更へまして、今

度は旅装束になります。お供の人は、羽織野袴を穿きます。諸大夫六位の侍が駕籠に乗ります。それから、其行列を申すと長くなりますから、略して置きます。旅装束に著更へて、伏見街道を奈良へ行列を立て、行く、上卿は奈良の興福寺が旅館になる、興福寺へ向けて幕を張つて、近衛さんなら近衛さんの御旅館、九條さんなら九條さんの御旅館と云ふ風に、勅使は勅使で、勅使某の御旅館なら御旅館と書いてございます。それから、是が前日で、其當日に至りますと、今日で言ひますと日が暮れます、六時か七時に……六時には暮れて仕舞つて居る、さうしますと、松明で御旅館の興福寺から、又祇園までの通りの行列を立て、奈良の春日さんへ向けて、今度は夜でございませぬから松明です。さうすると、奈良の一の鳥居の所まで、神官神主從二位中時眞卿オカトキマサ始め社司氏人、束帯で御出迎へてございます。それから、其時です、上卿と勅使は、其時の參議以下外記史、史生、官掌、召仕、そこへ向けまして内藏助、是は中々立派な行列であります。それから、そこへ向けまして、左馬助或は右馬助、どつちか一人で宜い。それから、そこへ向けまして、彼の内藏寮の史生と云ふ者が附く、其日は豪いも

のです。史生でも一廉お供を連れて行く、毎晩うどんを賣つて居つても、其時はお供を連れて行きます。それから、院の雑色二人、是は六位でございませぬ。是は即ち、關白さんは氏の長者で、春日さんは、藤原氏の司ツカサでありますから、お馬を御奉納になる。是は京から奈良まで牽いて行きます。さうして、夜六時から行列を立てまして、今日の刻限にすると八時時分には、御社へ進みまして、それから、作法が總てでございます。其作法の事を申上げると、中々長くなりますから略します。それから、春日さんに向けて、彼の神供シノクを奉ります。ちよつと他のと違つて、春日さんのは、幅もこんなもので、少し短いか知れませぬ。黒もじの臺盤へ置いてございます。之に神饌が置いてあります。一の御殿は常陸の鹿島さん、それへ向けて、朝廷から御供の神饌は、上卿自ら上げます。さう言つても、上卿は束帯の儘で、斯うやつて居る。さうして、之を勅使と前驅の諸大夫、神主、それだけ寄つて、一の御殿の春日さんへ御供へになる。さうして、上卿始め勅使、前驅、諸大夫、神主が下へ降りて行きます。降りて來ますと、今度は下總の香取さんへ御供へになる。是は、上卿は關係は致しませぬ。勅使が笏

を持つて直立して、さうして、神主と前驅諸大夫は、之を持ちまして、下總の香取さんの前に供へる。それから、又降りて来て、今度は第三の御殿天兒屋根命、官幣大社の河内の牧岡神社にお供へになる。是は勅使始め前の通り供へます。それから、降りて来ると、今度は比賣神の、即ち春日さんの妃、是は同様、勅使始め前驅諸大夫、神主が持つて行つて供へます、尤も供へる前に、神主が御扉を開けます。それで、四つの御殿に於いて、残らず上げて仕舞ふと、上卿が前へ御出でになり、御幣を左右に振つて、拍手を打つて祝詞をお上げなさる。其祝詞は、上卿さんのお側へ向けて、彼の内藏助が持つて参ります。上卿さんは宣命を上げます。さうして、上卿さんが内藏助へ渡す、内藏助は元の座へ歸ります。それから、今度は左馬助か、或は右馬助か、或は其下の左馬大允、少允、右馬大允、少允、是はどちらでも宜しうございますが、その四人の中で宜い。是は五位の人もある、六位の人もある。是は春日の社で、馬を五遍か七遍、大分長い間牽廻します。さうすると、左馬助は徳大寺さんの諸大夫物加波正四位下で、左馬助懷産朝臣が、左馬大允と右馬大允とを連れて、社前に牽かせて行く、其馬と云ふも

のは、天子から春日さんへ御供へになる馬でございます。それが濟むと、氏の長者の馬、それが二匹、院の雑色と云ふ官人が二人、是が同じやうに牽きます。それが濟むと、今度はお神樂です。此お神樂が餘程長うございます。是は奈良の富田と云ふ家でございます。此倭舞が長うございます。それから、總ての事を終りまして、春日さんの御扉を締めて、神饌を下げます。残らず濟むと、大抵夜が明けます。さうして、旅館へ歸られます。それで、春日さんに御寺務と云ふ方が、二人とも坊さんでございます、春日さんの御寺務でございますから、神官も残らず支配する。大乘院の宮さんと、一乗院の宮さんでございます。是が坊さんで、法衣を著て轎に乗つて、春日さんの御社へ行列を立て、参ります。春日さんのお祭に限つて、御寺務が二人必ず居られる。御寺務は、春日さんを支配して居る人ですから、なか／＼、春日祭と云ふものは容易ならぬものです。是は上卿は千石の御下行米、勅使が三百石、内藏助が百石、左馬助が百石、容易ならぬものです。あとはどんと落ちます。大抵十石、或は七石、此お祭は、なか／＼大したお祭であります。徳川さんも、餘程御身上が之に澤山要りま

す。其時分千石と云へば千圓ですが、其時分の千圓と云ふものは容易ならぬ
ものです。それから、其晩夜が明ける所で、皆それ〴〵旅宿へお歸りになり、諸
方見物も勝手にしなされる。それから、當り前で言ふと、束帶の官服を著更へて、
旅装束で、奈良街道を京都へ向けて我家へ歸らねばならぬ。斯う云ふ順序で、
なか〴〵徳川さんもお物が要ります。日本國中のお祭に一番大切のものに
なつて居ります。御維新で、今の春日祭は何でもありません。上卿勅使は、今
の春日さんは兼帶で、大抵正二位、従二位のお公卿さんが束帶で行きます。そ
こへ向けて、辨代、外記代、史代、召使代、左馬右馬允代、内藏寮史生代、衛士代九人
でございます。樂人は京から来る。此樂人は本當の樂人でない。それが八人で、
倭舞を昔の通りにやります。それで、其時分は旅宿は、左馬は左馬、右馬は右馬、
内藏は内藏、外記史皆旅宿が悉く違ひます。今は奈良の菊水と云ふ宿屋に皆
一緒に居ります。昔はそれ程立派なものでありましたが、今日はこんな小規
模のものになつて仕舞ひました。

○禁裏の御交際

それから、禁裏の御交際、官方、武家、社寺とありますが、此御交際と云ふと、偉い
立派で長いやうであります。實際御交際と云ふことは、先づあらせられない
と云うて宜い、何故と申すと、宮さん方から御献上物があれば、お返しがある。
御湯殿上日記に書いてあります。品物を元へ返す。五攝家でも同様元へ返
す。それから、大名方から御献上物がありますと、是は宜しうございます。例
へば、太刀馬に極りませぬ、品物は、それ〴〵武家であると、傳奏を経まして、傳奏
から御所に持つて行かれる。お大名は、朝廷の奏者所に持つて行かれまして、
さうしてそれを献上致します。

武家は今申し上げた通り、それ〴〵献上物もございませぬし、大きに朝廷は御得
の方で、恐入つたことでもあります。お大名様が御損なことでございませぬ。お
大名さんが、例へば、銀十枚御献上になれば、朝廷から銀一枚か二枚お返しにな
る。十枚を二枚にすれば、八枚は朝廷に残る譯で、大名からの結構です。宮

さん方のは御損が行きます。御損はいきませぬが、包替へて行きますに依つて紙だけ御損のやうになる。並に攝家、清華、堂上方も同様であります。此社寺は宜しうございます。お寺は魚を献上することはない。第一に昆布、或は果物等も、奏者所へ向けて、坊さんが持つて行きました献上致します。お社も、諸國のお社は宜しうございますが、詰らぬ京のお社は、物を持つて來て呉れぬ方が宜い位なもので、お返しだけが御損になる。諸國の神官さんであると、吉田家、或は白川家、それぐ、持場所の献上になる。それは、年始とか、暑寒とかには致しませぬ。上京でも致しますれば、天子に献上したいと云うて、吉田さんなら吉田さん、白川さんなら白川さんが持つて行く、それには朝廷からはお返しも何にもない。諸國のお社家さんは宜しうございます。京のはいけませぬ。却つて、御所が御損が行く、お寺はさう云ふ類の献上ですから、お返しも百匹位のお返しで、滅多に一圓のお返しはない。多くて二百匹のお返し位なもので、どちらかと云ふと損はございませぬ。朝廷の、宮さん始め御交際と云ふものは、斯う云ふことより外にはございませぬ。

○宮殿の制

常の御殿

今日は宮殿の制から申します。御承知の通り、御座所は總て常の御殿でございませぬ。御間數若干でございます。其中に主な間が劍璽の間で、上段、中段、下段とありまして、上段の上に、恐れながら御剣を御祀になつて居る御間がございませぬ。さうして、恐れ乍ら常の御殿の中にも、天子様の平日在らせられる御座の間が、十五疊敷詰であらせられる。其北にございませぬ御間を、俗に大文字御覽の御間と申します。御座の間の南に八疊敷かと思つて居りますが、其八疊敷の御間が、關白さんと御對面の御間でございませぬ。それへ出御になりまして、天子様が東向に御座り遊ばして、關白さんが西向に御座りになる、其外の方に傳奏、議奏、職事等がお出になる、關白さんと天子様は向ひ同士、今日で言ふと、御用談を申上げるやうな事でございます。官位勅問の時なども、八疊敷の間に於きまして、職事が議奏へ向けて、官位小折紙を差出されます、さう致しませぬと、議奏が其官位小折紙を、關白さんの御側へ出されます、關白さんは、天子と

官位勅問

競望

向ひ同士におなり遊ばして、宣下になる人には、扇の要カクメにて、印シルシを關白さんがお付けになると、其側へお上カミが親指の御爪點を遊ばします。即ちそれが宣下になる、位階は捨てられると云ふ事はございませぬ、年限が定つて居ります。何處の家は三年、何處は四年、何處は五年、或は遠くなると、何處が十年と云ふ家もある、位階はさう云ふもので規則通りでございまずに依つて、悉く關白さんもお上も御點を遊ばします。官の方は一闕二望と云ふ事はありませぬ、一闕二望といふ事でございまずれば、もう競望となる、即ち競ひ望むでございまず。是は十人競望することもあるれば、或は二人より無い事もある、又は十五人競望する事もあります。重い官にすれば大納言、中納言、參議、従つてお公卿さんの官、竝に地下官人の官に至りますまで、皆競望でございまず、そこで難かしくございまず、轉任は無論當り前でございまず、轉任が出ましたら、轉任は滅多に他所へ行きませぬ、大抵其處へ行きます、何だと申すと、俗に謂ふ次第上りでございまず、今日の御時節でもさうであられますが、今日は又、少々其制度も變つてあられました、御維新前は有名無實とは云ひながらも、矢張事實の所で轉任

轉任

家例
勘例
傍例

宣下になるので、例へば、武官の場合で言ひますと、陸軍大佐の人が陸軍少將が空いて居るから、大佐が出しますと轉任でございまず。是は他から出しましても、他の者には轉任ゆゑ宣下なし、轉任の人へ宣下になられる。さうした所で、是も序に申上げますが、中には轉任を他所へ取られる事もある、是はたまさかであります、競望の強い所があれば、その方へ宣下になるによつて、轉任の功もなくなる、随分どうも、私の知つて居る人で、さう云ふ目に遭つて怒つて居る人もあるが、致方もない次第であります。それから、轉任が一番強うございまして、其次は家例でございまず、家の例に依つて人が出しますると、其次に強うございまず、其次には勘例と申して、其家に例がないのは、同等の人の中から例を借りる。それが勘例、今日は借例シヤクと書いた方が宜い、例へて言ふと、勘例は甲さんが右近少將になつてござる、私の家は右近少將がございませぬ、甲さんの例を借りますと、即ち之が勘例になる。それから、もう一つ、又傍例、是は一寸難かしくございまず。傍例と申しますと、我れの同等の所にございませぬ、同等の所にあると勘例でございまず。それで、我れより一二等上の所の例を借

勅問日

ります。傍例は、我れより下の所にありさうな事はありませぬ、それが一番弱い、即ち轉任、家例、勘例、傍例、斯う四つある。さうして、官の方は、其例で天子へ披露致しますまでに、關白さんと議奏と、それから攝家四軒と、さうして職事と御相談爲すつて、内々是は、之をやらなければならぬと云ふ事は定つて居ります。けれども、表面は天子様の御側で、其例に依つて關白さんが印を遊ばし、天子様が御印遊ばして宣下になる。さうして、其日は勅問日と云ひまして、職事は五人でございますが、其中の一人が、勅使で攝家へお出でになり、其小折紙コオリガミを、残らず一番文庫に入れて、近衛さん、九條さん、一條さん、二條さんに持つて行きます。鷹司さんは關白さんで、御參内遊ばして居るから持つて行くには及ばぬ。御所で何もかも御覽になつて居るから………、攝家五軒へ勅使がお出でになると、小折紙を調べるのは諸大夫で、是が諸大夫の職掌、例が間違つて居るか居ないかと云ふ事を、それ／＼諸大夫が今日で言ふと調査を致します。それから、近衛さんは左大臣なら左大臣さんから、これを勅問の事を申上げる、さうすると、諸大夫が先に調査致して居りますから、別段に御覽になりませぬけれど

も、表は御覽になります。諸大夫が見るのは内證でございませぬ。例の判断が間違つて居りまして、左様な事は言はぬ、總て天機に委すと言ふ、諸大夫に異存がございませぬ、此大納言は何處へやつて下さいと云ふ事を言はれる、併しそんな事は滅多にない、總て天機に委す。さうすると、勅使は其例を承繼いで歸りまして、攝家四軒へ行つて、御所へお歸りになるのは、即ち今日の刻限で言へば、六時か七時、日暮になる、それで、御用召で、ほられる人も、宣下になる人も、残らず禮服着用で出て居ります。職事が朝廷にお歸りになると、そこで勅答でございませぬ、彼の攝家四軒は、何れも御異存ございませぬに依つて、天機に委すと云ふ事を申上げます。さうしますと、關白さんが議奏、傳奏、職事を連れて、常の御殿へ御出でになつて、さうしてお上が、今申上げました、平日在らせられる南の御間の八疊の間でせう、其處で關白さんが小折紙へ印を付け、天子が親指で印をお付け遊ばす、即ち宣下は、それからお上に御覽に入れると、終に關白さんが残らず議奏へお渡しになる、議奏が職事へ渡される、それで御用濟で、それから職事が非藏人口へ出まして、さうして宣下になる人には、例へば今日の御

時節で言へば海軍の少將に宣下になるお目出度、口宣案は明日拙宅へ向けて受取りに来るやうに、^(落)ほられる人は：：：小折紙を出されたけれども、他へ宣下になつたから、之を返すと云ふことで返される、さうすると、禮服着用したなりで歸つて行きます、さうすると宣下になりました人は、有難うございますと御禮を申し上げます。直に攝家五軒へ向けて御禮に行きます、勿論夜間でございます。其晩に限りまして、攝家五軒、議奏五軒に、傳奏二軒と、又職事五軒とが、夜十二時過まで玄關を開けて置きます、門は締めて居ります、そこへ御禮に行きます。御禮を済まして宅へ歸りますと、明の朝三時にもなりませぬが、略二時になります、何で遅くなるかと云ふと、十七軒も歩かなければならぬ、それが中々東京見たいな廣い町では、そんな譯には行きませぬが、御所の中でございまずに依つて、其夜の中に歩けます、それから、翌日でございまず、朝廷への御禮は：：：地下は奏者所へ向けて、名札を持つて御禮に行く、歸りがけに、准后さんへも、名札を持つて御禮に参ります。それから、自分が頼みました、即ち陸軍大佐が少將になりたいと思ふと、少將を頼みました披露をする職事です、それ

へ向けて口宣を戴きに行きます、朝の十時頃でございまず。職事へ向けまして参りまして、昨夜は有難う、其時の口宣を戴きに出ました、お禮も官家のものでございまずと安いもので、鯛二連差上げます、田舎の神官等も澤山参ります、口宣を戴きまして歸りまして、それで官位勅問は終ひでございまず。

其様な勅問が澤山ございまず、是は官位勅問見たいなうるさい事でございませぬが、總て攝家五軒へ向けてお問合せになる。例へば、當年でございまずれば辛酉でございまず。此前の辛酉は、私の若い時分でございまして、辛酉の改元は私存じて居りますが、萬延二年が文久元年になりました、三月十八日でございまず。萬延二年を改めて文久元年、さう云ふ事は、勅使は攝家五軒だけで済みます。それも又大切なものでありまして、年號改元と云ふやうな事は、中々うるさいものでございまず。それから、甲子辛酉の改元がお目出度い、辛酉即ち文久、萬延二年が文久元年になる。それから、文久四年が「きのえね」で、甲子のお目出度い改元であります。それで元治と云ふものが出来ました、僅か四年の間に：：：今日は恐れ乍ら御一代御一號であらせられます。誠に

御吉凶がありましたも、天子様が代りませぬければ、ずつと同じ年號であります。其時分には、御凶事があられますと無論改まります、甲子、辛酉にはお目出度に改めると云ふ恒例であります。年號が改りますと、中々是はうるさいものでございまして、先づ前に上卿の宅へ向けまして、參役のお公卿さん、清華、堂上、大納言、中納言の方々でございしますが、其稽古をしなければならぬ、近衛さんの上卿でございしますと近衛さん、一條さんが上卿でございしますと一條さんへ行きまして、稽古を致します。稽古の言葉も残つては居りますが、中々其稽古を聽いて居ると面白い、其時は烏帽子狩衣で行かれます。そこで、陣座ヂンザの型を拵へまして、それから、矢張笏の代りに扇を持つて難陳ナンチンをやります、其難陳の書いてあるものは、こなたにも納まつて居りませうが、先づ年號の數が即ち十でございします、明治と云ふ年號も、其時分から出て居ります、それから、漸く明治と云ふものが出来ました、此間付けました大正と云ふ様な年號も、其時分から出て居ります。實は文久に定まるのであります、それには非難を付けるのです。上卿は黙つて斯う聽いて居られます中で、稽古をして行つて本當にやり

難陳

ます、一方は討つ、一方は賞めるのです、汝申さるゝと雖も、明治の號何々、明の字は何に障りがある、治の字は何に障りがある、之に依つて、然るべからずと言つて仕舞ひます。さうすると、一人が明治にしようと思ふと、汝申さるゝと雖も、明の字は「あきらか」で宜いとか、治の字は「をさまる」とか、誠に然るべしと又やります。それから又、文久にしようと思つて居る人は、汝申さるゝと雖も、文久の字はどう云ふ譯で宜い、久は「久い」どう云ふ譯で宜い、それで斯う云ふ風に定め様と言ふ、それを捨てやうと思ふ人は、汝申さるゝと雖も、文は何に障りがある、久は久いと云ふ字だけれども、何に障りがある、斯うやります、まあ、それから大正の大はかう、正はかう、或は慶應の慶はかう、應はかうと、既に定つて居ります、が難陳を致します。わざとそれを取らうと云ふ者と、それを捨てやうと云ふのと二つになります。それから、十人なら十人、區々に稽古して居りますからやります。さうして、一番終に、上卿さんが黙つて聽いて居りて、汝申さるゝと雖も、文久然るべきや、それで、お辭儀をしてお終ひ、それで、上卿は奥へお進みになつて、さうして、お上へ申上げる。前から文久に定つて居るのですけれども、

さう云ふ譯で、年號の事は、是は徳川さんに相談せぬで勝手にやつては付けませぬ、幾つか年號を書いて、此中で、どれにしようかと云ふ事を、徳川さんに伺ふのです。傳奏から所司代を経て御老中、御老中が將軍さんに伺ふ、それから御老中から所司代、所司代から傳奏を経て關白さんに、文久なら文久にせいと云ふ事を言うて来る、是は内々で御話をする、實は難陳せぬでも定つて居るのであります。さう致しますと、翌日檢非違使が恩赦に行かなければならぬ、牢屋敷は、今では監獄、今離宮の側にございますけれども、元は六角通にございました、六角通に牢がありました、士分の人は揚屋、さうでないものは、通例の牢に入れて置く、それを赦しに行かなければならぬ、牢屋敷へ行きますにも、あの牢屋敷は、今では野原になつて、稻荷さんだけ遺つて居る、なか／＼流行る稻荷でございますが、其門は長屋門でありまして、其恩赦の日には幕を張りまして、掃除をして、途方もない綺麗にしてございます、お蔭さんで、其時に私も附いて行きまして、初めて牢屋敷の中を見て來ましたが、綺麗なものと思ひました、さうしますと、翌日でございます、檢非違使が七軒でございます、親子で倍になつて

恩赦

十四人、それが残らず袍、袴、帶、劔で、裝束の著けやうが違ひます、四位五位の檢非違使が袍、袴、帶、劔に極つて居る、六位の檢非違使が平禮烏帽子、白張の上下、それが表は晒で裏が絹でございます。それか、黒塗の銀装の太刀、さう致しまして、馬に乗りまして行列を立て、牢屋敷の門の外で馬から降りて、それから、中へ入ります、中へ入りますと、即ち今日で云ふ監獄の役所でございます、其役所の前で檢非違使が、北陣では西へ向きますが、こちらでは、檢非違使が東に向きまして胡床に掛けて、残らず東を向いて居ります。さうして、看督長、火長、使廳残らず出られまして、其側の胡床に掛けて並ぶ立ちます。さうしますと、方内と申す人が上雜色と云うて、都の四方に一、二、三、四つ、之に下雜色が二人、方内が罪人をそれへ向けて連れて來ます。さうして、此方内は元は職原抄の藏人所の條にございます雜色でございます。それが徳川さんの御代になりましてから、それも御所から徳川さんへ附いて仕舞つた、さうした所が、身分が雜色でございますに依つて、鬘斗目麻上下、鎗箱を連れます、さうして、徳川さんの方では、どう云ふ身分にしてあつたかと云ふと、卒の同心の下にしてある、御所へ出

ると上へ出る、徳川さんは下のものにして居ります、其方内が罪人を牢から出しまして、檢非違使の前に連れて來まして罪人を座らせませぬ、さうしますと、今日の裁判所の白洲で、判事さんの裁判を申渡の通、檢非違使の一番頭の人、正五位下正四位上左衛門大尉右衛門大尉と云ふ二人が、それを宣告する、宣告をしますと、それで罪が赦りませぬ、檢非違使が引取りましてから、門から出していません、私はいなす所は見ませぬ、私は檢非違使が宣告をして居るのを見まして、檢非違使が歸る時に、私は一緒に歸りました、其時は多數はありませぬ、五人の時もあり、三人位の時もある、どうも私の想像では、豫て無罪にせぬければならぬ奴を、それまで残して置いて、そこへ出すのぢやないかと思ふのです。是は私の想像ですけれども、詰り軽い奴を出すのです。それに違ひないと思ひます。それから、檢非違使が七軒、親子共に十四人、又行列を立て、馬に乗つて我家へ歸ります。それが改元のお祝でございます。改元のある度毎に恩赦で、牢屋敷へ向けて檢非違使が參るのでございます。

黒戸

それから、御所のお黒戸は、御一新後はございませぬが、皇后様、其時の准后さ

んのお黒戸間は、今も遺つて居りますが、吾々で云ふお佛壇でございます。これへ向けて、佛さんがお祀りになつてございますので、お黒戸間と云ふのが一つございます。

(問)御黒戸は御位牌があつて、日々御供を供へるのぢやないのですか。

(答)それは女官が上げます。表ではありませぬ。うちら限りであります。

そこへ向けて御膳も皆供へます。お黒戸へ向けて御佛がございませぬ。日々御供が上がる、それは本當でございます。勿論お局さんの方で、表には關係がないのでございます。

御學問所

それから御學問所でございます。是は豫て八條前大納言さん……私はそのんことを言うて、今でこそあれだけの傳手があれば行けますが、前々には銘々共決して行ける所ではありませぬ。八條前大納言隆祐さんは、明治天皇さんに孝經、大學などを申し上げました。其時には、御學問所の御上段に天子が在らせられて、中段にまで行つて、さうして御本を上げたと云ふことです。八條前大納言隆祐さんから、立派に聽いて來たのだから、是は間違ない。其御學

問所へ例月一日、五節句に、攝家、大臣、親王さんが御参内になります。關白さんは八景間、攝家、大臣、親王は麿香間にお通りになります。お揃ひになりますと、後に御學問所に於きまして、お上と御對面になる。お上が御上段をおすべりさせになります。お中段に向けて御降り遊ばして、御同間になつて、五攝家、宮さん、大臣に向けて、今日で云ふ拜謁、其時分は御對面、天子は南面で、大臣、宮さんは西面にずつと列びます。そこで、こちらから御機嫌を伺ふ。今日はお目出度いと御禮を申し上げます。天子がお受けになります。それを済ましますと、關白さんは元の八景間、大臣、親王は麿香間にお引退りになります。そこで、二汁五菜の御膳を賜はります。昨日申上げた通り、殿上人が配膳をする。それを終りますと、大臣、親王が御退出になる。其順序は、昨日ちよつと申上げた通りでございます。お公卿さんなどの御對面は、御學問所でございますが、大名の御對面は御學問所ではありません。小御所コゴロで御對面があります。けれども、常ではありませぬ、お公卿さんなども、一月の御對面だけでございます。

近習

それから、近習キンシユ、今日の侍従の役を致します者は、内々番所へ詰めます。近習

と云ふ詰所が一つございます。それが今日の侍従の役をする。近習と申しますと今日の侍従と違ひまして、近習には、大納言、中納言もある、又參議もある、二位三位の人もある、又從四位の人もある、從五位の人もある、侍従の人が、近習でないのが澤山でございます。侍従ぢやに依つて、近習では決してないのであります。それで近習は、今日で云ふ侍従の勤めでありまして、職事と云ふ役がございませぬ、晝は職事をお勤めになります。是も職事は五人で、順番に、夜は近習の方に向けてお廻りになる。近習五人が日勤で、夜は御用がないから非番の人は歸られる。非番の人は近習の詰所へ入つて仕舞ひます。職事が一二人、近習に加はります、近習はそれで宜しい。

内々番所

それから、其次に内々番所がございませぬ。是はお公卿さん、御承知の通り、雲上明覽にもある通り、大抵十人は宿直をする。是も大納言始め、下は從五位下の人までもお出でになる。是が月に六遍の宿直でございます。六日か七日目に代る代る宿直になる。お公卿さんは、月に一遍御所に宿直にお出でになる。朝からでございます。今日の刻限にすると、八時から翌日の八時まで

あります。それから、要らぬ話ですが、出たてのお方さんは、人の代番を言ひ付けられる、度々代りに出なければならぬ。古い方になると、月に六遍の出勤を、出たての人に代番を言付けますから、折々しか出や致しませぬ。

外様番所

それから、外様番所、是も矢張日に十人はお出でございませぬ。外様と云うても、今日の立派な清華キョウカの大臣さんは外様であります。さうして、今日頭中將油小路さんは、立派なお家でございませぬが、外様であります。内々と外様と、どつちかと云ふと、それは内々の方が宜しい。清華は九軒ございまして、其中八軒だけ皆内々で、西園寺さん一軒だけが外様であります。是が何でも話を聞きますと、大分に古い所に御失策があつて、それで内々から外様に落されたのですな。油小路さんも、そんな事だらうと思ひます。それで、臨時帝室編修局でも其話をしましたが、具に雲上明覽で、此家は斯う、此家は斯う、これは大納言に行ける、是は行けないと云ふやうに申した所が、藤波さんが、私が西園寺さんは同じ清華でも、あと八軒は内々で、西園寺さんだけは外様と云ふのは、お氣の毒であると申したら、幸ひ西園寺さんは心易いから、何の不調法があつて外様

に落されたか、聽いてやらうと云ふお話でございませぬが、何ぞあつたので、さうでなければ、一軒だけが外様と云ふことはないと思ひます。尤も地下から堂上にお取立になつた者は、皆外様であります、内々には這入れませぬ。さうして、此議奏、傳奏、近習、これには御役付の中でございませぬから、それにおなりは内々外様を論じませぬ。今日で云ふと御人選で、矢張議奏、傳奏として然るべきお方さんで、官も大納言から參議までよりいけませぬ。四位の殿上人はいけませぬ、抑從三位の參議がありますが、大納言から中納言、參議の中でありませぬ、是は近習の人からなる、内々からもなる、外様からもなる、其代に御役を免せられると、外様の家は外様に復る、内々の家は内々に復します。子供から唯今も朝廷にあらせられますが、天子のお側のお稚兒チゴさん、十四五のお子さんよりお勤めでございませぬ、是は直ナに元服致しますと近習でございませぬ、内々の詰所へは出や致しませぬ、外様の詰所へも出ませぬ。是はお側勤のお蔭さんでございませぬ。現在石山基正さんが、十四から孝明天皇様のお側に勤めて居りましたが、元服後ツキダ突出し近習でございませぬ。今でもさう云ふお方さんは、侍從

六位藏人の詰所

にならせられて出て居ります。

それから、其處へ向けまして、外様の次に、六位の藏人の詰所と云ふものがございませぬ。六位四人が詰めます。此六位の四人と申すのは、六位の藏人でございませぬに依つて、六位の職事シキジであります。職事の下役で雑事を取扱ひます。職事の日野さん、萬里小路さんとか、さう云ふ方が、六位々々と呼流しに言はれます。職事の下働を六位の藏人が致します。それが即ち、六位の藏人の詰所に居ります。それが三代極筋ゴクジンが續くと、堂上に御取立、外様番所へ這入ります。さうして、其次の詰所が非藏人の詰所でございませぬ。是は百人からもございませぬが、非藏人口と云ふのがございませぬと奥に居る。非藏人は何かと云ふと、職事の詰所に居る者、近習の詰所に居る者、身分は皆同等でございませぬ。皆とは言ひませぬが、九分まで筆の達者な者でございませぬ。議奏が何を書け、傳奏が何を書け、職事が何を書けと云ふやうに：：：、即ち非藏人の詰所に日記がございませぬ。内々のことは、凡て非藏人が、職事、議奏、傳奏から命せられますに依つて、非藏人が書きます。此御役所にもございませぬと思ひませぬが、あれを

非藏人の詰所

御覽になると、内々のことは詳しく分ります。さうして、非藏人は、是は三番でございませぬ、三日目に出勤をして、今日明日と非番で、明後日が當番。斯うなる。又番頭バンダウが三人ございませぬ、番頭は即ち、近習から職事、議奏、傳奏に近い處に居ります。是は取締でございませぬからして、詰所に一人充必ず居ります。それが非藏人一般の支配を致します。中々、番頭と云ふものは、むづかしうございませぬ。其番頭から、非藏人が家來みたいに扱はれて居ります。番頭に付て申しますと、是は申上げたかと思ひませぬが、橋本安藝と云ふ人が、非藏人の番頭で、六位の藏人になられる家です。私の京都の宅の近處に居る人で、心易いので、私に話しましたが、非藏人と云ふものは、お公卿さんの下で、お公卿さんが命令して使ふ、其姿は細纒の冠を著て、六位の闕腋ケツアキ大口、木綿の表袴、當り前は絹袴ですが、宮中に居ります時は、それを著用致しまして、宮中のお掃除から、お公卿さんのお休みになる蒲團を敷く、翌日は蒲團を疊みます、お公卿さんに三度の御膳を持つて行く、お公卿さんは、内々も、外様も御膳を持つて行くと、御自分で付けて上る。それが濟むと、非藏人が皆片付けます。御臺所へ持つて行き

ます。非藏人はそんな役で、身分は六位でございますから宜しいですけれども、此方の役所で云ふと、給仕の役であります。それが非藏人の職掌です。番頭が橋本安藝、松室豊後と云ふ人が、非藏人の番頭でございます。毎度御話を聞きました。それから、言はぬでも宜いことでもあります。序でございますから申上げますが、鷹司さんの諸大夫の種田兵部少輔さんが代参に立ちまして、非藏人口にお出でになりました。外ではございませぬが、種田さんは痲痺持でございます。大聲で頼みませう、頼みませうと言はれます。詰所に於きましては、又堂上の三石さんが来よつたと云ふので……堂上の三石と云ふと侮りまして、頼みませうと言つても、態と手間取るが、詰所内の習慣になつて居る。それで、種田さんが大きな聲で頼みませうと言はれても、三石が来よつたと思つて誰も出ない、非藏人が詰所に大勢居るが、澤山言はせてやれと態と出ない、それで、詰所に人が居らぬと思つて大きな聲をする、能く分つて居ります、それから、丁度二三十遍も頼みませうを言はしたので、ほん出立ての十五六歳の者を取次に出しました。さうすると、鷹司殿御使とやられてびつくりしました。

非藏人の
失策

十五六歳の者、お前では分らぬから番頭を呼んで来い、斯うなつた。其日の當番は私で、橋本安藝で、四十餘りの人で番頭になる位ですから、しつかりした人です。私が番頭ですと、非藏人口で、種田さんにのつてお辭儀をしました、挨拶どころではありませぬ。大體君は番頭ぢやないか、詰所に居らぬのかとやられました。ちよつと私も便所へ参つて居りました。そんなら、次席の者を何で置いてゆかないか、斯う申されました。あんな小さい者を出して間に合ふか、斯うなりました。後來は注意致します。どうか、今日の處は御内分に願ひます。いかぬ、決していかぬに依つて、職事を呼んで、謹慎とか、何とか處置すると、斯う云ふ譯で、そんなことになりました。今日の大騒動でございます、どうか、全く今日の處は私が悪い、私が直にお取次に出ますれば宜いのです、あんな小さなものを出して、度々案内を請はして……實は平堂上の御使と思ひまして……それがいかぬ、平堂上の使と何處が違ふ、頼みませうと言ふに、直出ぬのがいかぬ、二十遍も三十遍も言はず必要はない。それはいかぬと、どうしても、御承知がございませぬ。それで御用のことだけは、一々御用を言はれて議奏へ

申上げ、それから、種田さんは、非藏人口へ座つて居られるので、段々断りました
が、どうしても御承知がございませぬ。今日鷹司さんの御殿へ、是から出て來
い、今日私は當番で詰めて居りますので、暫時も離れることが出來ませぬ。そ
れは知つて居る、次席の者を置いて、鷹司さんに今出て來い、一緒に連れて行く
と、攝家の見識でおつしやるに依つて、行かなんたら、どんな目に遭ふか知れな
い。それから、段々色々とお断りを申して、どうぞ、今日は御内分に、御處分を受
けますことは致方もありませぬ、明日は必ずあなたのお宅へ出ます。そんな
ら、私の宅へ向けて出て來い。それから、翌日種田さんの家へ行きました處が
散々に叱られました。どだい、其處らに居られやしまぬ、終に申上げて處分す
る。まだ私の胸に持つて居て、鷹司さんに申上げないが、申上げたら君は尻が
上つて仕舞ふ。斯う言はれる。そんなことになつたら叶ひませぬ、段々お断
り申しまして、それから又、親族に頼み、種田さんの宅へ向けて断りに行きまし
た、色々しまして、漸く鷹司さんに向けて申上げて貰はずに、内々で種田さんだ
けで濟まして戴いた。三日四日も、種田さんの宅へ参りました、種田さんの言

はれるのは御尤です。平堂上と侮つてはいけませぬ。頼みませうと言つた
ら直ぐ出るが宜い。五攝家の御使でも、宮さんの御使でも、平堂上の御使でも、
扱ふのは同じ事だ。度々言はせるのはいかぬぞ。それは理の當然のことを
言はれる、是が表向になると、私は番頭を免せられ、番頭の役領を取上げられる
ので、直に家に關係します。種田さんを神さんと同様に致しますと、大笑をし
て私に話されて、あなたにも御願ひ致しますが、一條さんの御使でございまし
たら、小さい聲で頼みませうと言つて戴きたい。是は五攝家の御使で恐い、び
つくりする、どうぞ、それだけは御願ひ致します、大きい聲で言はないで呉れと
云うて、大笑を致しました。番頭の役は免せられる、祿は取上げられる、種田さ
んは癩癩持だから、怒り出したら、それをやられます。攝家と云ふものは、見識
なものでございます。そんなことは、序の話でございませぬ。非藏人は、凡てお
公卿さんには、本當の配膳はしませぬ、議奏と、傳奏と、職事と、それだけは本當に
配膳を致します。内々、外様、大勢の前へ皆列べますと、御自分で付けて上る。
お酒も飲まれます。それが濟みますと、御膳を片付けて御臺所へ持つて行く、

非藏人の
職掌

夜寝る時は蒲團を敷く、夜が明けると蒲團を片付ける。さうして、其間を掃くのが職掌、今一つは宿直、是は今日のお役所にもございますが、其時は、宿直は何處でも、我が宅から蒲團を持つて来る、蒲團の葛籠と云ふものがございまして、それに蒲團を入れて、下部が非藏人口へ持つて来まして、それを非藏人が受取る。さうして、翌日片付けて、それを下部に渡すのが、非藏人の職掌、それから、攝家、親王、大臣方が、麝香間で、お茶並に御膳を上りますと、麝香間の小口まで、非藏人が、三方を持つて行く、さうして、お公卿さんの殿上人が、お側で配膳を致しませぬ、濟むと廊下へ出しまして、非藏人がそれを持つて行きます。さうして、御菓子殿上人の詰所、御膳は非藏人の詰所へ持つて行くと、皆でそれを戴かれる。それが濟みますと、非藏人が御臺所へ三方を持つて行く、非藏人はさう云ふ役でございます。それから又、今申上げる五攝家始め、堂上方の御使が来ますと、取次をする、それから又、攝家、親王、大臣などが御参内になり、御退出になる時は、御退出を觸れて、下座して御送り申上げるのが非藏人の職掌、平日は其職掌でそれより外に何も職掌はございませぬ。紫宸殿、或は清涼殿の場所へ出ます

職掌は、非藏人は致しませぬ。

○口向諸役人

御附武家

それから今度は口向諸役人を申します。是は本をお控へ置きを願ひます。口向御附武家衆二人、徳川家の旗本御附人、上の御附は相國寺門前町が今日の官宅、其時分の役宅でございませぬが、其處に居りまして、下の御附は、今日で云ふ高等女學校になつて居ります寺町荒神口の角が役宅。それが月番です。七月が下の御附が月番ですと、八月は上の御附が月番。さうして、凡て御用を取扱ひますのは月番の職掌でございませぬ。非番の方は相談は無論でございませぬが、役宅に於きまして御用は取扱ひませぬ、御用を取扱ふのは、凡て當番でございませぬ。是は中々見識なものでございまして、此處に御附二人と申します者が、御内儀の口向を總括し、取次以下士分残らず、口向及仕丁に至るまでの進退黜陟を掌る。凡て御用談は、武家の傳奏と相談をし、武家傳奏も、徳川家へ御用談の筋は、御附の詰所へ（祇候間）傳奏が罷出て、御附武家と相談をする。それから、御附が役宅から朝廷へ向けて參上致します時には、中々偉い勢なもので

御附の參内行列

案内同心

す。先徒士三人、次に槍、それから駕籠に乗りまして、昇夫が四人で、近習二人、兩側に召連れまして、後に草履取と傘持、其後に押と申して、羽織を著まして一本差した下部が二人程でございませぬ。さうして、先へ向けて案内同心を一人充付けて行きます。案内の同心は、京都に常住居りますが、徳川さんの御家來です、其同心と云ふものが、不都合のないやうに、先徒士三人の先に立ちまして、羽織袴で、さうして案内を致します。さう致しませぬと、御附は徳川さんから來た人でございませぬので、どれがお公卿さんで、どう云ふ身分の人やら、どれが宮さんで、或は、どれが五攝家だと云ふことは、區別が分りませぬから、案内同心と申して、京都に常住で、御附こそ東京から交代しまして、京都へ出て來て、御附から出世して町奉行になる。其上にまだ出世すると、東京へ歸りまして、徳川さんの旗本の御用を致します。さう云ふやうに、旦那は始終代りませんが、與方同心は代ることはない、京都のことは黒人でございませぬ。其案内同心が先へ付いて、五攝家なり、宮さんなり、大臣、堂上方がお出でになつても、不都合のないやうに致します。さうして、御臺所門から出勤致しますが、御臺所門は今でもござい

口向諸役人

一三三

仕丁の預

ますが、門番所に主殿寮の警手が居りますが、其處には與力三人、同心三人、與力が繼上下、同心は羽織袴で座つて居ります。與力の後ウシロに槍が掛けてございませぬ、御附が駕籠から降りまして、御臺所門を這入りますと、支配頭でございませぬ、依つて、與力同心は土下座を致しまして平伏致します。さう致しますと、彼の武家玄關と申す處から御附が上ります。さうすると、仕丁の預と云ふものが五十三軒ございます。これは苗字帶刀です。私が預でしたら下橋仕丁です。他の仕丁は、名ばかりで苗字はありませぬ。預だけは、羽織袴で大小を差します。他の仕丁は、法被にバツチ、尻からげであります。預と云ふものが、武家玄關で御附さんお上りと云うて、大聲で觸れる、惡口に、日が暮れもせぬに月は出やせぬ、と惡口を言ふ人がございます。御附さんお上り、さう致しますと、御附が武家玄關から上りまして、祇候の間へ向けて御附が通ります。其處へ御附が通りますと、中詰チユツツが茶、煙草盆を持つて行かなければならぬ。中詰は四位の人もある、五位の人もある、六位の人もある、有位の官人がなつて居ります。それから、傳奏に會ふならば傳奏を呼んで來い、偉い見識なものです。從一位

中詰

御附と五攝家大臣と禮との路頭

前大納言、正二位大納言を詰所へ呼付けます。さうすると、大納言が來ます。さうして、御用談を致します。さうして、中詰は給仕役でございませぬに依つて御附が晝御膳を上ります、其配膳を致します。徳川さんの御威勢で二汁五菜、五攝家、宮さんの通り、偉い勢なものでございませぬ。それから、今日の刻限で午後二時、昔の刻限で未の刻限に、御附が退出致します。中詰が武家玄關まで送つて行きます。尤も預は尙更のこと、それから、元の通り武家玄關から降りて、御臺所門へ行きますと、與力同心が平伏して居ります。それで、駕籠に乗つて歸ります。それから、中詰は宿直がないので、御附が歸ると用がないから、直に我が宅へ歸つて仕舞ひませぬ。それから、御附は案内同心が行きますから、都合なことは決してございませぬが、彼の五攝家やら、大臣、宮さん、そこらに途中で遇ひませぬ、身分は地下でございませぬので、なんぼ御附は偉い見識と雖も、駕籠から飛んで下りまして、五攝家なり、宮さんなり、大臣なり、御禮節を致します。地下は四位の人でも、攝家、大臣、親王には平伏致しますが、御附は膝の下まで手をやつて御辭儀を致しますが、御附の人が御辭儀をして居る前に、槍を斯う立

てます。大體槍を立てるのは無禮千萬であるから、こかさぬならぬと云ふので、五攝家、宮さん方はこかさぬことは知つて居りますが、態と有栖川宮さんだからこかせ、一條さんだからこかせと言ひますけれども、是は己の槍ぢやない、公方さんより拜領の槍ぢやに依つて、こかさぬと言うて、槍持を前へずつと立て、居ります。さうして、其證據には言抜けがあります、私の槍なら駕籠の後へ持つて行く、拜領の槍だから駕籠の先へ持つて行きます。それ程の勢である。それから、お公卿さん大納言、中納言、参議、公卿殿上人、そこの人が歩いて居りますと、駕籠から下りて禮をしなければならぬが、下りや致しませぬ、擦違ひです。勝手に行きます。大體言へば、禮をしなければならぬ、それをしませぬ。それから、施薬院と云ふ旗本がございます。是は烏丸の一條の突當りにございます。醫者はしませぬが、表は施薬院坊さんです。位は法眼、徳川さんの旗本でございます。三百石で偉いものです。之に遇ひますと、御附が駕籠から飛んで下ります。さうして、辭儀を致します。大納言、お公卿さんには擦違をするのに、偉い勢なものです。それから、口向は御内儀の總括を致します

御附と施
薬院との
禮節五攝家の
家領

に依つて、中詰は祇候間の御附の詰所に這入つて行ける。何故であるかと云ふと、晝御膳を食べる。配膳をしなければならぬ。出勤する時は、茶、煙草盆を持つて行く、執次になると役は重いが、御附の詰所へは這入れぬ、外に兩手を著いて物を言ふ、それ程、御附は見識のあつたものです。

〔問〕五攝家の家領は二千八百石とありますが、これは時々依つて違ひますか

〔答〕それは家附でございますからして、自分のものでございますが、徳川家からは朝廷の十萬石の中で、三萬二十一石六斗が天子様のもの、後を他に割るのです。

〔問〕土地で貰うて居るのですか

〔答〕土地です、水損早損がございますに依つて、當年のやうに天氣が良うございますと、どつさり來ます。

〔問〕安政では、近衛さんが二千八百石、九條さんが二千四十三石になつて居ります、處が慶應になると、九條さんが多くなつて居ります。

(答)それは九條さんは特別に千石御加増になりました、九條さんはお得です。今日はそれが公債證書に直つて居ります。九條さんは三千石、前の尙忠公の關白の御功勞に依つて千石増したので。そんなことは滅多にございませぬ。何でも文久あたりが増しました。

(問)其外、こつそり自分で持つて居ると云ふやうなことはございませぬか

(答)ございませぬ。近衛さんは二千八百石で、池田伊丹と云ふ良い場所であるから一萬石から上ります。九條さんは三千石になりましたけれども、二千石は這入りはいたしませぬ。伏見さんは御覽遊ばせ、千何石で四百石這入りはいたしませぬ。一條さんは二千四十四石であります、八百石より這入りませぬ。そんなもので、皆少うございませぬ。本當に這入るのは御藏米だけです。

(問)三十石公卿と云ふのは御藏米ですか

(答)三十石公卿は五斗俵です。さうして是は朝廷の三萬石の中からでない、徳川さんから別に出します。二條の藏から………斯う云ふ極めになつて

居ります。今日新規華族ですな、新規御取立になつた者には、徳川さんから三十石、二條の藏から出す。其代り餘計な米は出さぬ。例へば、あなたが華族になると、新規に御藏米が三十石、徳川さんから付ける。それより餘計は付けぬと云ふのです。

池尻町尻

(問)池尻を「イケガミ」と言つて居りますが、初は「イケヅリ」と言つたのではありませぬか

(答)初から「イケガミ」であります。町の方は町尻ツツです。

朝廷以下の御石高

朝廷の三萬二十一石六斗は、御附が總括して居ります。それから、今申上げました通り、一條さんは二千四十四石、有栖川宮さんは千石、伏見宮さんは千三百石か四百石、それが伏見宮さんでは四百石しか上アガりは致しませぬ。一條家は八百石より上がらぬ。たまに千石入つたのは、私が覺えましてから一度よりございませぬ、大抵八百石。九條様は後に千石御加増になりました、三千四十三石、それで大方千石入つたらうと思ひます。皆さうです。水損、旱損がございますから、表向の高より餘計納まると云ふやうなことはありませぬ。餘

計納まるのは、近衛さんだけでございます。それから、清華の廣幡さん五百石ですけれども、是が又場所が良うございますから五百石から上納まります。近衛さんと廣幡さんは、正味の方が宜いのです。あとは、名儀より半分から悪いのです。さうして、朝廷の三萬二十一石六斗、是は水損、早損はございまして、徳川さんからそれだけはきつちり呉れます。それから、天子様が御隠居遊ばすと仙洞御所に居られる。さうすると、一萬石と云ふものが、徳川さんから附きます。大宮さんが出來ますと、徳川さんから五千石附きます。前の仙洞さんの親御さんですと、矢張一萬石附きます。仙洞さんがお二人ありますと一萬石づつ、大宮さんが御二方ありますれば五千石づつ、御二方で一萬石、さう云ふものは常には要りませぬから、それを以て天子様の方を補ひますから、天子の御料は、水損、早損なしに三萬二十一石六斗が、ちやんと上ります。其米を、朝廷の御臺所門の前に御藏がございまして、其處へ入れます。尤其處へは五千石より入りませぬ。あとは二條の御城の、徳川さんの米倉へ御預をして置きます。さうして、御所の御藏が空きますと、せんぐり二條の御城から持つて

朝廷の用命

参る。さうして、其三萬石を取締つて居るのが御附でございませぬ。

それから、總て朝廷からの御用がありますと、御附と傳奏と相談して、關白さん並に五攝家へ申上げる。五攝家へは後で申上げ、關白さんへは即座に申上げる。さうして、傳奏から御附、御附から所司代、所司代から御老中と参りまして、今度は御老中から所司代、所司代から御附、御附から傳奏へ行くと云ふやうにして、朝廷の總ての事が行はれます。斯う云ふ順序になるので、御附の見識は容易ならぬものでございます。

執次、使番の任命

それから、執次始め使番に至ります迄の任命のことを申しますと、執次なら執次に仰付けられますと、日を定めて當番の御附の宅へ喚びます。さうして、御附の前で誓文をせなければなりません。御附の役宅で、簡條を讀み聞かせます。さうして、勘使、御膳番、修理職、板元、賄、鍵番、奏者番、使番、番頭などが、御附の前で小柄を抜いて血判を致します。御附は、それ程に見識がある。今の時節では、檢印で済まず、實印で済みますのであります。其時分には指を切つて血判をやらせる。それは何でと申すと、お前方には、それ／＼役料が下すつてある、

盗人をするなと云ふのですな、委細畏まりましたと血判をするのです。怖ろしい見識のものです。

それから、御附は、五攝家、大臣、宮様方へ、年頭暑寒には必ず行きます。他のお公卿さんへは行きませぬ。議奏と傳奏とへは行きます。さうしますと、中々勢ひのもので、五攝家、宮様方の玄關の中央を提げ刀で通りまして、年首の御祝詞を申上げる、青侍セイジと云ふ役が取次に出ますと名刺を出す。青侍は地下ではございませぬが、御附と云ふ役がございませぬに依つて、下へは降りませぬけれども、御簾の吊つてある所まで御附を送ります。宮様へ行つても、五攝家へ行つても、大臣方へ行つても、御附は、それ程鄭重な扱ひを受けました。それから、先刻申上げました通り、御附が途中で攝家、大臣、親王方に遇ひますと、地下の人でございませぬと、三位の人と雖も、御輿側の近習が通らしやれと禮節を致しますが、御附には通らしやれは言はぬです。六位の藏人同等の扱ひです。六位の藏人と御附と、南禪寺の長老、五山の長老にお遇ひになりますと、攝家でも、宮様でも、駕籠の戸は引きませぬが御簾を掲げます。御鄭重なものです。御附は

御附の交際
際待遇

徳川さんの權威で威張れるのです。それから、御所では、攝家並に大臣、親王の外、大納言の御方でも、平の御膳ですが、攝家、親王家へ、御附が參上致せば、六位藏人、南禪寺の長老、五山の長老と同じに、足の附いた御膳で出すことになつて居ります。御附になると、何もかも御取扱が良いのです。

執次

其次が執次、執次は七人。七人が總て口向の御附の相談役です。御附が祇候の間に參りまして執次を呼びますと、執次は次の間に兩手を著いて、御用談を致します。御附にかゝつてはひどいものですが、其執次になるとえらいものです。執次を仰付けられますと、其宅へ向けて、預アツカリと申す仕丁が、日々二人づつ詰めます、若黨ですな。それが、執次の御所へ出勤を致します時は、必ず羽織袴で、大小を挿して供を致します。雨の降つて居る時は、草鞋、天氣の好い日には、藁草履、足袋無しで執次の供をする。それは朝廷出勤の御用ですが、執次が、吾の勝手に北野の天神さんへ詣る、祇園さん、稻荷さんへ詣る、或は吾が寺へ詣ると云ふ時にも、必ず供に連れて行きます。執次も中々勢ひなものです。併し御附にかゝると敵ひませぬ。それから、お内儀の例へば、使番番頭が一人

缺員になります。奏者番或は賄御膳番、勘使、鍵番などが死んだりして缺員になります。さう云ふ場合には、黙つて居てはいけません。執次の家へ行つて、どうぞ私をしてお呉れやすと頼まないといけません。執次七軒へ頼みに行かなければいけません。此七軒が承諾しますと、御附へ申します。一人頼みに来れば宜いのに、五人も六人も行きます。さうすると、御附が執次に、どれにやらうと相談しまして、下橋なら下橋を、勘使にしてお呉れやすと云ふことで、内證でまゐります。さう云ふ風に、御附と執次と相談して、御附が傳奏へ向けて之を申します。御附は、お内儀を總括する役でございますに依つて、傳奏には彼れ此れ言ふことは出来ませぬ。それを其儘關白さんへ申上げて、それから、例へば井上なら井上と云ふ人を、御附の詰所祇候の間へ喚びまして、執次を申付けると云ふことを御附が言ひます。それから、其執次以下口向の侍は、仕丁は數にも入りませぬが、途中で御附に遇ひますと、まるッきり家來扱ひです。御附は駕籠に乗つて、拜領の槍を先に立つて若黨を連れて來ます。其時に執次始め御附に對しまして、下駄を藁草履に穿きかへて、膝の下まで手を下げてお辭

儀をします。御附は駕籠の扉を開く、まるでお公卿さんが、五攝家に會つた時のやうで、えらい勢のあつたものです。それで、執次は御附の命を受けまして、お内儀を總括し、又執次以下の黜陟を致します。執次が勝手には致しません。御附に相談をして掌ります。それで、執次以下の役が空きますと、執次へ頼みに行かぬと、なれば致しません。投つて置いたら、他のものが入つて仕舞ひます。そこへ行くと、執次の勢もえらいものです。

中詰の中に、執次の家が十二軒あります。勢多、町口、小佐治、澤村、以上四軒は檢非違使が兼ねる。それから渡邊、是は内豎です。是は一軒よりありませぬ。次に土山二軒もう一つ渡邊と云ふのがあつて、以上三軒は近衛府。それから東辻、是が内舍人、井上、是が瀧口、蟲鹿、是は太政官右大史、其十二軒の中七人が執次になる。あとの五人は、取次でない中詰でございます。執次が空きますと、あとの五軒から入る、執次にならないと、中詰になつて、御附の配膳をせぬければなりません。執次は配膳を致しません。中詰になる家は三十軒ありますが、其中、是だけしか執次へは行けぬのです。

其次が賄頭、徳川さんよりの御附人で、賄頭は一人の時と二人の時とあります。多くは一人です。徳川さんの旗本の格式になつて、御家人ゴケモノが出て來ます。是も矢張、京都に役宅がございまして、其役宅から日々出勤を致します。掌ることは、勘使と一緒に申し上げます。同じやうなことをする。

其次に勘使兼御買物方です。是が四人であります。是は徳川さんの御附人、御家人が二人、それから、中詰から昇進する勘使二人、是は執次に行けぬ、中詰の人が勘使になる。勘使は御膳番にはなりません。執次の家の人は勘使になりませんが、是は執次になるものでございまして、それにはなりません。朝廷の三萬二十一石六斗は、御附が總括して預つて居りますが、其實は勘使が預つて居ります。賄頭と勘使とで預つて居ります。是は今日の御時節では、ちよつと比較が出来ませぬが、勘使は事こそ小さうございまして、けれども、今日の宮内省の内藏寮と調度寮を兼ねたやうなものでございまして。其處で、朝廷の三萬二十一石六斗をほんまに預つて居ります。天子の三度の御食事のあがり物から、天子様のお使ひ遊ばす紙、墨筆、其他總ての御道具から、炭割木に至ります

まで、其處で買ひ集めます。それになりますと、執次になるより役得が多い、何ぼ好いやら分りませぬ。皆金持になります。其代り、餘ほど正直でないといけません。勘使は、徳川さんの方は、向で人選をいたしますが、中詰から上りますのは、皆堅苦しい阿爺さんで、御維新までは、瀧口の安見宗矩と、近衛府の鈴木宗城と云ふ人が居りました。さう云ふ堅苦しい人でないと上れませぬ。結構な役得があります、當り前に取つて居たら宜いのです。それで、信用のある堅苦しい人が入れてあります、入れるには、御附と執次が相談してやるのでございまして。口向では、他の役人より勘使が宜しうございまして。妙なことで、勘使になると一人歩きはならぬ。執次に預が附きますやうに、必ず若黨を置きまして、御所へ出勤の時には、必ず若黨を連れて出るのです。餘程堅い人が勘使になるので、御所で、お公卿さんの使ひます筆や、墨までも、皆賄頭と勘使とで取扱ひます。

其次が御膳番、是は五人でございまして。中詰から昇進致します。執次の家の外でございまして。是は外に關係は致しませぬ、天子の御膳一方です。御上

が召あがりします三度の御膳を、御膳番が板元吟味役と立會ひまして取扱ひます。板元と申す者が、料理人でございませうに依つて、天子様の召あがりします御魚から、味噌汁から、香の物に至ります迄の御料理を致します。板元が煮炊をする物は煮炊をし、煮炊をせぬ物はせぬやうに御料理を致します。固より板元は黒人でございませうから、孝明天皇様は孝明天皇様、明治天皇様は明治天皇様の御口に合ふやうに拵へます。それが出来ると、板元吟味役へ出します。板元吟味役がそれを點檢致しまして、それを御膳番に渡します。其處に御三方が並べてございませうから、吟味役から御膳番が受取りまして、御茶碗を布巾で拭ひまして、御三方へ載せませう。焼物から何から、御料理一切残らず載せて揃ひますと、御膳番がお内儀へ持つて行つて、御末オスエに渡します。御末はそれを受取りまして、命婦に渡します。命婦は之を典侍局、内侍局へ向けて差出します。さういたしますと、典侍内侍が御上の御側へ持つて行つて、御配膳を致して御上が召あがりします。御上が御膳を濟ませられますと、元の通の順序で、御末へ向けて、御三方が下つて來ます。御末は七人居りまして、一番の頭を尾張

と申します。お頭が一番餘計でありませうが、あとの六人は、平等に御残りをご分配致します。さう云ふものは、中々、御末の宅などでは食べることが出来ませぬから、其宅へ向けて持たしてやります。それは仕丁が持つて行きます。是が御末の役得で、娘を御末に上げて居る家では、毎日御馳走が食べられる。白い好い御膳が食べられます。それが毎日朝、晝、晩です。三度々々家へ持たしてやります。御所はお貧乏と云ひますけれども、其邊は中々よくしたものです。御膳番の職掌は今申しただけです。

其次に、雲上明覽には書いてありませぬが、中詰です、三十人の時も二十五人の時もございませう。二十人以上若干員、是は三番でありまして、二十四人ならば今日八人、明日八人、明後日八人と云ふ風に出まして、朝の今日で云ふ九時、其時分の五つ、辰刻に出まして、御附が何時出勤しても宜しいやうに準備をして置きます。さうして、今日の十時に御附が參上して、祇候の間へ著きませうと、中詰が茶、煙草盆を持つて行きます、それから、御附の詰所の外に、代るく控へて居ります。さうして、御附が傳奏に用があるから呼んで來い、執次に用がある

中詰

御膳番岡田義綱と進藤右近と異名

から呼んで来いと言へば、中詰が呼びに行かなければなりません。晝になると御附が御膳を戴きます。其膳を中詰が御附の前へ配膳を致します。詰り御附の給仕でございませぬ。御附が午後三時未刻に退出を致しますと、中詰も宅へ歸ります。中詰の用はそれだけで、宿直もありません。御膳番が空きますと、御附と執次と相談して御膳番にする。御使が空きますと、御附と執次と相談をして勤使にする。執次の家は、勤使と御膳番にはなりません。執次の家以外の中詰から、御膳番と勤使とになります。御膳番に岡田義綱と云ふ人がありました。右兵衛大尉瀧口の官人で有職者です。其人に牛と云ふ異名がありました。其異名は天子様も御存知で、牛かとおつしやる。それから、使番の中で、取次をして、御日並、日記を付ける役をした進藤右近番長、此人には夜明と云ふ名が付いて居る。何で夜明だと云ふと、朝早く起きたやうな眠たさうな顔をして居ります。所が、それが中々名高いです。自分も夜明と云うて悦んで居ります。御頼申します、夜明が来ましたと自分で申します。天子様も私を夜明と云うて下さる、有難いと言うて悦んで居ります。

座田の兩家

(問)御膳番の座田と勤使の座田とは同じ家ですか

(答)父子です。勤使の座田の息子の内舍人座田右京權亮太氏ヒロウヂ。

(問)國基と云ふ書物を書いた人でありませぬか

(答)國基といふ書物を書いた人は、院雜色座田正六位下右兵衛大尉紀維貞、明治四十五年一月二十六日に贈正五位になりました。内舍人の座田は、大分書物などを著して學者です。歌の先生です。御維新後區長になりました、明治二十五年五月八十歳にて死にました。上賀茂の社家で、内舍人の官人で内職が御膳番です。

牛

(問)牛と云ふのは何で、い、い、い、

(答)牛は黒いものです。大きな男で、咽喉が大きい、色が黒いので牛と云うたのです。牛と夜明は、天子様も御存知、一條さんあたりへ来ても、牛が来ましたと申します。さうかと云つて通つたものです。岡田と云ふより、牛と云ふ方が宜いのです。

公卿の異名

其時分には、御所のお公卿さん、非藏人、使番には、皆異名がございました。併

し、それは御所限りで、世間へ迄も異名で通つて居るのは、牛と夜明よりございませぬ。今の河鱒さんは、祖父の異名は何と云うたか聞かして呉れと云ふことでありましたが、私は覚えませぬ、正親町さんをはちと云ふたのは覚えて居りますが、河鱒さんの祖父さんの異名は何と云うたか覚えませぬ。それから、東園さんの鮎屋と云ふのも覚えて居ります。何時でも鮎の話になさるので鮎屋と申しました。

修理職

其次が修理職、是は二人、それから、定加勢ヂョウカセが普通一人ですが、二人のこととも三人のこともあります。是の掌る所は、朝廷の百圓以下の御普請でございませぬ。それから、節會、新嘗祭の節に、廻廊、御庭へ、下役を連れて行つて幕を張ります。それが修理職の役です。それから、葵祭の時に、天子様が南門から葵祭の行列を御覧になる。其時に御簾を掲げて御覧遊ばすやうにするのが、修理職の職掌。それから八月十八日には、朝廷の氏神様の御祭で、准后さんの方の朔平門を開きまして、それに御簾が掛ります。それを修理職が掌ります。それから、百圓以上の御普請は、修理職には決してさせませぬ。徳川さんの方で致しま

す。修理職は百圓以下の御普請であります。中々役得があつて結構なものでございませぬ。それから、大工が見積つて百圓以上になりますと、修理職から執次へ申出で、執次から傳奏へ申上げ、傳奏から所司代、所司代から御老中へ出、御老中から下知が來まして、定御修理と云ふ徳川さんの御家人が出張して掌ります。是は京都常住でございませぬ。それで、修理職は職名ばかりにて、官位はございませぬ、口向を兼勤して居ります。御使番の出身では、修理職と云ふものが一番貫目のありますもので、無位無官の使番から、修理職に向けて昇進致します。使番は、修理職に出世するのが一番好いのです。中詰は、執次に行くのが一番好いのです。使番は、修理職へ行くのが一番好い。さうして、修理職に行くのと、之にはちよつとうるさいことがある。修理職は、口向の者でありますから、御附から言付けますが、其實は官人、平田出納の判任でございませぬ。依つて、御附の方から出納へ向けまして、例へば、中川なら中川、西池なら西池を、修理職にして呉れと云ふことを言うてやります。さうしますと、平田出納は、内々極つて居るのでありますから、御用有之に依り禮服着用、平田出

納の宅へ出て来いと言うてやります。そこで麻袴で出て行きますと、修理職に補すると云ふ辭令を渡します。本人は關白さんに御禮に行く、平田出納は職事へ向けまして、中川なら中川を修理職に補す、右の通り申付けたから御届する。そこで、職事が始めて地下次第に書入れる。無位無官の官人でございませぬ。それで、修理職は口向の役人でありながら、表は藏人所の平田出納の判任ですから、地下次第に入つて、口向は兼勤となるのですけれども、其實は口向が主で、地下次第には名ばかり残つて、地下次第の用はありません。それから、定加勢は平田出納には關係はございませぬ。判任官ではありません。何處へも届けぬで、御附限りで濟んで仕舞ふ。それで修理職になりますと、下役に仕丁が附いて居ります。それで、金になつて好いのは勘使と修理職です。御膳番は、御膳の御餘りを貰ふ譯にも参りませぬ、執次も固より役得はありません。勘使は御附が總括して居りますが、今日の内藏寮に相當するので、御買物萬端のことをやるので、中々宜しうございませぬ。修理職も百圓以下の御普請ですと之を掌り、それから又、五攝家、内辨、外辨、さう云ふ御方から、元日の節會、白馬、踏

賄方

歌、新嘗祭等の場合には、相當の挨拶を下されます、中々宜しうございませぬ。

それから、其次は賄方でございませぬが、是は五人、或時は六人で、使番より昇進する、有位有官の官人から兼ねて居ります。有位有官の使番、無位無官の使番、兩方から出世昇進する。此賄は、賄頭と勘使との下知を受けまして、朝廷の御買物は賄が總て掌ります。役所の筆墨、御上の御筆、御墨等は、勘使、賄頭が、是れ是れを買入れいと云ふことを命じます、さう致しますと、御買物は總て賄が掌ります。是は別に正直な人でなくても、賄頭、勘使が監督して居ります。私は知りませぬけれども、通例の人であつたら出来ませぬ。

板元吟味役

其次に板元吟味役でございませぬが、板元が十五軒ございまして、其中吟味役が三軒でございませぬ。それで、板元若干員、其板元の表係が若干員、見習が若干員、此軒数が十五軒でございませぬに依つて、十五人でなければならぬかと云ふ御尋ねが出来ますが、さうぢやない。板元に限りましては、親子三人あれば三人共出るので、親が出、息子が出、孫が出、三人共御扶持を下さいます。次三男ではいけませぬが、長男であれば出られます。それ故に、多い時と少い時とあ

ります。吟味役は三軒と極つて居りますが、十人の時も、五人の時も出来る。但し、板元は十二歳位から出勤をいたしまして、御魚の料理から、御膳の炊様から、精進物の煮様を、皆稽古して、皇后様の御口に合ふ拵へ方、天子様の御口に合ふ拵へ方を、上の人に教へて貰ふ。それ故に、三人づゝ出られます。所が、執次始め使番に至る迄は、親が役附を致しませぬければ、息子は二十歳になつても出ることが出来ませぬ。親が執次になつて居りますと、息子は中詰に出られません。親が勘使か御膳番になつて居りますと、息子は中詰に出られません。親が中詰では、息子は何時まで出ることが出来ませぬ。使番でもさうです。親が使番では、息子は三十にならうが、出ることが出来ませぬ。修理職、賄奏者番、鍵番等に役附がなければ、勤は出来ませぬ。けれども、板元だけは三人も出られます。板元は結構です。その代り、板元のことを穢多村と申して居ります。何で穢多村かと申しますと、板元から始めて板元でお終ひです、吟味役になるだけ、他の役はちよつと出来ぬ死ぬまで板元であります。さう云ふ風に見習の間に稽古をしますので、料理は上手です。魚を切るにしても、香の物を

切るにしても、蕪を切るにしても、左の指を定規にして、一寸にも、五分にも、三分にも、自由に刻みます。えらいものです。私どもには、逆も出来ませぬ。鯛なども、三つにおろして呉れと云へば三つ、二つにおろして呉れと云へば二つに、綺麗におろします。それから、大根や、蕪で、櫻の花や、牡丹の花を造る。それを、出刃庖丁でやつて居ります。十二位から稽古するのでありますから、さう云ふ事も出来ませぬ。板元では、福田芳峰と云ふのがまだ生きて居ります、私と同年代です。あとは皆死んで仕舞ひました。今日の御時節で、えらい幸を得まして、京都の女學校から師範學校、料理屋、そこらへ料理の先生で行きます。午後に行つて三十分か四十分教へて、月謝が月に二百圓位入ります。今其人一人よりありませぬ。それは手に入つたもので、花などを切りましても、綺麗に拵へます。或時福田さんちよつと願ひますが、鯨を拵へて下さらぬか、宜しうございますと云つて拵へて呉れました。それも道具などは選びませぬ、揚豆腐や、高野豆腐を、行平の蓋の上へ載せまして、私共には動いて逆も切れはしませぬが、それでちやんと切ります。手がよく動くですナ。其人に煮いて貰うた

ら、それはおいしい、鹽加減もよく出来て居ります。さうして、教へて呉れました。兎角素人は物を知らぬからどうもならぬ。大根にしても、蕪は尙更、どのやうなものでも、初鍋に入れたれば、直ぐに醬油を入れて煮く。それを素人は御存知ない、初に水で煮て、煮えた所へ醬油を入れる。そんなことをしてはどらうもならぬ。初に醬油を入れて煮いたら、中まで鹽がしみてうまく食べられる。唯黒豆と白豆は、そんなことをしたら堅うて食べられませぬ、其他は水で煮てから、醬油を入れたのでは味が無うて、食べられませぬと教へて呉れました。

鍵番

今度は鍵番、是は阿呆のおやぢです。鍵番は五人或は六人ですが、大抵は五人です。是は使番の中の、有位有官の使番と無位無官の使番より昇進する。是は阿呆だと云ふのは、甚だ失禮な言葉でございませぬが、阿呆で宜いのです。お内儀の女子と接しなければならませぬから、しつかりした人では却つていけませぬ。それから、若い人ではいかぬ。必ず老人です。五十六の、もう隠居する前位の者が言付けられます。さうして、律氣の人間でないといけませぬ。

ぬ。阿呆の役です。けれども、妙なもので、鍵番が空きますと、矢張、執次へ鍵番にして呉れと頼みにいきます。何でと云ふと、三石の役料がある。それを欲さに御願ひに行きます。此鍵番は、御存知の通り、御錠口に四枚の戸がございませぬ。錠がかりる。彼處へ詰めます。板間に三疊程疊を敷いて、御屏風を圍ひまして、其中へ入つて居るのです。今では障子が入りましたけれども、昔はあんな物はございませぬ。屏風で圍ひまして、冬は其中へ火鉢を入れる。夜も其處で寝るのです。二人宛詰めて居りまして、天子様が御寢になつたことを、奥から言うて來ますと、あれを締めて錠をおろして仕舞ふ。朝御上がお眼覺になつたことを、奥から知らせますと、鍵で開けます。さうすると、今日で謂ふ女孀が出て來て、御用を命ずると云ふ阿呆な役です。それより外に用はない。それで阿呆な老人のなる所ぢやと、昔から言つて居ります。

奏者番

其次が奏者番、是は四人或は五人、是も何方かと云ふと、阿呆の方が宜しうございませぬ。官人より兼勤の使番、及び無位無官の使番より昇進する。さうして、今日の刻限で朝の八時、辰刻に出勤して、夕方の四時まで詰めて居ります。

是は宮様、五攝家、清華、堂上から、献上物を持つて来る、又お大名方の献上物は所司代の手を經、傳奏の手を經まして、奏者所へ持つて來まして、奏者番へ差出します。さう致しますと、奏者番がそれを受取つて、帳面に付けて表使に出します。表使からお局さんへ出します。奥向お局さんから、御上へ披露すると云ふ順序でありますが、ちよつと悪口ですが、献上物がありますと、例へば甜瓜などが青竹の籠に入れて上がります。其中に十あると三つは奏者番がはねて仕舞ひます。西瓜などが、お臺に載せて七つあると二つははねます。それから、江州の木部の錦織寺、眞宗ですが、此處から瀬田の蜆を寒中上げますが、三升上がりますと、五合は先に取つて奥へ廻すのです。殊にちよつと取つて置けませぬやうな物、例へば、上賀茂から杉を献上いたしますが、其杉までも一本は取つて仕舞ひます。それがもう内證ではありませぬ、人の見て居る前でも取るやうになつて居ります。黒御所の尼宮さんから、よく昆布などが上がります。それでも二三枚は取るです。さう云ふことが奏者番の役得です。是も若い人はありませぬ。大抵五十か六十位の人です。女子に接しなければな

使番

りませぬから、若い人ではいかぬのです。

其次に、使番の番頭です。使番は若干として戴きます。百人以上でございます。軒數も約それ程でございます。表の年齢は十五と申して居りますが、今日の如く戸籍もございませぬから、十二位になると十五として出ます。さうして、番は三番でございます。百人と致しますと、今日が三十三人、明日が三十三人、明後日が三十三人、それに番頭が一人附きます。番頭は二人で、定加勢が一人、定加勢と云つても、ほんまの番頭です。名だけ定加勢と云ふことになつて居ります。其番頭は、中々見識なもので、使番の詰所の旦那様でございます。番頭が支配をして、番頭の次に筆頭と云ふのが三人居ります。筆頭が番頭の代理をして、使番一切の事務を掌ります。出たての者は皆にいちめられます。中々艱難苦勞をしなければなりません。其代り、妙な所で、番頭と筆頭は、どうしても詰所を離れることが出来ませぬが、あとの使番は三年小口、七年小口と云ふことを申しまして、七年小口と云ふと、故參の方であります。其七年小口の人になりますと、べつたり家に引込んで、新しい者に番代をさせて

番頭

筆頭

御撫物の
御使

碌に御所へ出は致しませぬ、勝手なものです。偶々出勤しますと、暫時詰所に顔を出して居りまして、番頭や筆頭に、御免蒙りますと言つて歸つて仕舞ふ。三十人の中宿直が十人程、あとは時刻が來ると歸つて仕舞ふ、樂なものです。それはそれとして、使番の一番重いのは、御撫物を持ちまして、京都の市中、近村のお社並に佛さんへ参りまして、御祈禱をして貰ひます。其時には、禁中の勅使です。其御撫物は、何處から出るかと云ふと、長橋局から執次に出して、執次から使番へ命じます。使者が執次の命を受けて、禁中の御使で参ります。其時には威張つて行きます。それから、諸神社へ向けて、お内儀の御代参に立ちます。其時には、お局さんから執次へ御沙汰になり、執次から使番に沙汰すると云ふ事に極つて居ります。八幡の八幡様、奈良の春日様、稻荷さん、愛宕さん、北野の天神さん等へ御代参に、禁中の御使で行きます。仕丁を供に連れて、旦那さんで行きます。それから、五攝家、宮様、お公卿様、殘らずへ使ひに行きます。どう云ふことかと云ふと、年首、暑中、寒中に、天子様から宮様、五攝家へ向けて賜物がございませぬ。表向の賜物は、勅使でございませぬから、傳奏、議奏、職事等が持

御代参

五攝家へ
の使

つて行きますけれども、全くの天子の御側からの賜物は、長橋局が受取つて執次に廻します。執次が使番の番頭に命じまして、使番の下席の者が、禁中の使として持つて行きます。禁中の御使でございませぬから、仕丁を供に連れて行く。それは大分宜いのでございませぬ。唯使番で困ることがある。五攝家に使に行くのは、叶はぬと云ふ、何故叶はぬか。宮様方へ行くとは、眞に有難い、煙草盆も下さる、お茶も下さる、所が、五攝家へ参りますと、茶煙草盆どころぢやない、何も出して下さらぬ。使番の間へ、一時間も二時間も待たされる。此方から催促すると、尙待たされる。又催促をされると叱られる、御都合があらつしやるに、何で催促すると云つて叱られる。それから、暑中などは眠たくなつて、ふと眠る。さうすると、顔を墨だらけに塗られる、起きて見ると、そこらは眞黒け、さうして、御使に來て眠ると云ふことがあるかと云つて叱られる。おまけに番頭を喚びにやつて、番頭に迎へに來い、番頭が來ますと、それを叱り抜く、こんな不都合な者を、何で使に寄越したと言はれる。五攝家には、實に叶ひませぬ。五攝家の御家來に、精々お心安く願つて、取持つて貰はなければどうもなりませぬ。

御法樂の
歌の使

せぬと、使番が大きに困つて居ります。それから、使番は宮様始め、お公卿様へ御法樂の歌を持つて行かなければなりません。伊勢、八幡、賀茂、稻荷、春日、北野諸神社への御法樂、それは、御短冊を三つに折つて奉書で包んで、北野の天神さんでございませぬと、奉書の上に聖廟御法樂、伊勢ならば神宮御法樂、春日なら春日御法樂と書いてあります。それを柳篋と云ふものへ入れて、臺へ載せて水引が掛つて居ります。それは、お公卿様残らずではありませぬ。大臣一方、宮様一方、攝家一方、あとは大中納言、五位のお公卿様で、二十人か二十五人、其處へ向けて持つて参ります。それは、お歌の奉行が清閑寺とか、冷泉家とか、飛鳥井とか、職事とか、藏人とか、都合五人の中から、一人がお歌の奉行になりまして、其奉行から執次に渡し、執次が使番の番頭を呼んで、此處へ持つて行けと渡しませぬ。使番の番頭が受取つて下席の使番に、是は有栖川様へ持つて行け、是は一條さんへ持つて行け、是は藤波さんへ持つて行け、是は河鱈さんへ持つて行けと指圖をして、文庫に入れて持つて行かせる。さうして、来る何日まで、御出しになるやうにと云ふ。それを受取りますと、中に題が書いてありますから

其短冊に歌を書いて奉行へお届になります。奉行が職事の清閑寺さんなら清閑寺さん、飛鳥井さんなら飛鳥井さん、冷泉さんなら冷泉さんへ持つて來るのでございませぬ。前日か當日に全部揃ひませぬ。揃ひました上で、小御所で奉行が讀上げませぬ。さうして、其御短冊は一緒にして、朝廷の御藏に入つて居ります。それが毎月あらせられます。伊勢と北野は毎月ですが、あとは正五九月です。伊勢の大廟と、北野の聖廟天神様は、それ程に御尊敬遊ばされたのでございませぬ。稻荷も、春日も、下賀茂も、上賀茂も、皆神社と申しますが、北野は神社ではありません。聖廟と申しました。伊勢と北野は、特別の御尊敬です。其順序で言ふと、御維新の際に、北野の天神様は大社になるであらうと思ひました。今日は中社でございませぬ。又聖廟とは申しませぬ、北野神社と云つて居ります。併し御維新前には、北野の天満宮は格別の御尊敬でございませぬ。御所からも毎月御代参があります。宮様、五攝家からも、毎月御代参があります。あのお社へは、毎月の御代参はありませぬ。聖廟は格別でございませぬ。道真公は有徳の御方であつたことが分ります。御覽遊ばせ、平野の官幣大

社、祭神は此上もなく崇められて居ります。仁徳天皇、高き家にのぼりて見れば烟立つ民のかまどはにぎはひにけりと詠ませられた御方を、平野さんに祭つてございます。それで、北野の天神さんには盛んに参詣がありますから、隣の平野さんにも詣つたら宜からうと思ひますが、餘り詣りませぬ。

典侍内侍
に對する
使番の職

それから、典侍、内侍です。これはお下の命婦には關係致しませぬ。典侍、内侍が神社佛閣へ御参拜になり、又其御宅へ向けて歸らしやります。其時には輿側が使番です。典侍、内侍さんは、男にお顔をお合せになりませぬから、神社佛閣の御参拜、並に御宅へ歸らしやる時には、奏者所の側の御疊まで、綱代駕籠を昇き上げます。其時に玄關の式臺までは、昇夫が昇いて参ります。式臺からは使番が受取らなければなりません。使番が奏者所の前まで駕籠を持つて来て、使番は障子を閉めて外へ出ます。さうすると、典侍さん、内侍さんを、女中が取巻いて出て来て、それに乗られます。さうすると、外に居つた使番が、中へ入つて駕籠を昇いて出て、昇夫に渡します。さうして、己は冠を著まして、天氣の好いときは足袋無しの藁草履、天氣の悪い時には草鞋で股立を取る、それ

が使番の職掌。それから、今はありませぬが、お稚兒チゴさんと云ふものがありました。十五六以下でございます。それが天子様がおしづまりになりますとお宅へ歸ります。十二時頃で、其時に石山さんなら石山さん、東園さんなら東園さんへ、使番が供をして送つて行く。それ故に、使番には途方もない好い役と悪い役とある。官人の使番ですと、六位以上四位もありませんが、お局さんの輿側をするやうな時には、官人の職掌ではない、使番の職掌です。又般舟院にはお位牌がございます。此御位牌、今は妙法院にござります、其處へお局さんが参詣する時にも、使番が供を致します。是も官人の資格ではなく、使番の資格で行きます。向で椀で飯を出します。位階があつても、それは隠れて居つて、使番の職掌でありますから、口惜しいと思つても、椀で飯を食はなければならぬ。今日で言ひますと、丁度仕人でせう。

小間使

昨日使番まで申上げましたが、使番の下に小間使、是は雲上明覽にはありません。小間使は三軒でございましたが、維新の際に御用繁多で、二軒殖えまして都合五軒になりました。是は文字の通り小間使でございまして、御所の御

承知でいらつしやいます、御錠口でございます。今行つて見ますと、障子を嵌めてございますが、あれが屏風で圍うて、疊が五六疊敷いてございます。其次に、小間使が疊を三疊敷いて、屏風で圍うて居ります。さうして、其小間使は何役をするかと云ふと、文字通りでございます。お内儀、お局さん、竝に女孀から出ますお手紙、必ずお文篋に入れてございます。それを小間使に渡します。さうすると、小間使がそれを使番に渡します。使番が、宮さん、五攝家、お公卿様方へ持つて行く、さう云ふことの取次でございます。それから又、典藥寮のお醫者さんが、今では侍醫ですが、毎日天脈を拜診いたしましたして、御藥を差上げます。今日では、西洋藥でございますが、其時分は煎藥でございます。一合半を一合に煎じ上げると云ふ時分でございます。それを入れてございます藥籠ですナ、其藥籠を、典藥寮の下僕が、武家玄關まで持つて参ります。それを小間使が受取に行つて、御錠口へ持つて來て、女孀或は表使に渡します。さうして、天子様へ差上げる御藥を、調合して仕舞ひますと、また小間使がそれを持ちまして、武家玄關へ出て、典藥寮の醫者の僕に渡します。それから規則になつて

居りませぬが、非藏人一般の配膳が、小間使の職掌でございます。それは膳を持つては参りませぬけれども、御所で、非藏人や何かに、御馳走を下さる時の配膳は、小間使の役になつて居ります。それから、午後四時頃になると、御所の奏者所は閉つて仕舞ひます。奏者番が退きます。さうすると、五攝家なり、宮さん、堂上方の御使、お大名の御使は、奏者所へ参りませぬで、御臺所へ廻つて行きます。さうすると、之に小間使が會ひます。小間使に、一條さんの御使とか、伏見宮さんの御使として、献上物や、お文篋を差出します。それを小間使が取次いで、奥の女孀に出して呉れます。命婦、女藏人が、神佛參詣、竝に私宅へ参る時には、供に召連れて参ります。先づ小間使の職掌は、其様な事で、是が士分の一番終ひです。士分は口向、執次以下、小間使以上でございます。所で、其中の高坂主税、市川右衛門と云ふ兩人は、永年の功勞に依つて、使番の格式を申付けられました。即ち使番格です。そんなことは、昔からございませぬが、御維新前に、其二人だけは功勞に依つて、使番格、格は使番で、使番の詰所に列ぶのでございますけれども、矢張小間使、身分だけ使番、今日の言葉で言ふと、使番待遇にし

仕丁

て貰うた譯でございませぬ。是は珍しいことでありませぬ。

其下が仕丁シチヤウでございませぬ。是は御所、皇后さん、仙洞さん、宮さん、一切を寄せまして三百五十七軒でございませぬ。人の數も三百五十七人。さう言へば、それでお終ひでございませぬが、之には澤山差別がございまして、こなたで謂ふ省丁、省丁ぐらゐの仕丁もあれば、又今日そこらで、草取をして居る者と同等のやうな仕丁もございませぬ。其中で、のつけに内侍所侍サムラヒと云ふものが三軒ございませぬ。西川、新見、坂上と三軒ございませぬ。それから、御茶碾と云ふものが一ございませぬ。御茶碾は、御所の奏者所の次の間へ行つて、天子様のあがる御茶を碾きませぬ。是は徳岡と云ふのが一人でございませぬ。それから、六門番が六軒ございませぬ。三門番が六軒ございませぬ。三門番は三つよりないので、六軒と云ふのは、どうかと云ふ御不審がありませうが、六門番は、上番と下番とございませぬけれども、下番は小使同様の者でございませぬ。三門の方には下番はございませぬに、大門の方も潜りの方も、兩方とも同等で、一つの門に同等の者が二人居りませぬ。下立賣門には二人、蛤御門には二人、寺町御門に二人、合せて六人

六門番と三門番

内侍所侍御茶碾

根來同心
大宮御所
舊院番准
后御門番
准后御里
御殿門番
御厨子所
預の
小廁
山の者

山科

でございませぬ。六門番は、潜戸は小使同様の者が居りませぬ。上番は一人でございませぬに依つて六人でございませぬ、それから、根來同心が六軒ございませぬ。大宮御所、舊院番が四軒ございませぬ。さうして、准后御門番、即ち皇后御用番、是が七軒ございませぬ、それから、准后御里御殿の門番が四軒ございませぬ。それから、御厨子所の高橋と云ふ者の小厮コモが六軒ございませぬ。それから、預が五十三軒、あとは通常の仕丁でございませぬ。此中には、澤山の種類がありまして、山の者は、御所なり、仙洞さんなり、大宮さんなり、皇后さんなりの御庭の掃除を致しますし、即ち山の者が出入をすると云ふことが、お湯殿日記にも出て居りませぬ。山科と申すのがあります、御所の御臺所に大きな釜が五つ程ございませぬ。それで、毎日御膳を炊かなければならぬ、お公卿様が宿直します三度の御膳、並に執次始め仕丁に至りますまで、三度々々戴きます御膳を炊きますに依つて、大きな釜が五つ程ございませぬ。山科と云ふ仕丁がそれを炊きます。所が、わごと下を焦しますので、いづつも、こげが出来ませぬ。それをそつと取りませぬと、圓いお鏡のやうな綺麗なものが出来ませぬ。それを持つて歸つて、一枚百文位で

仕丁の所
役

賣ります。それを買つて、細かに切つて網にかけて焼きまして、砂糖醬油を附けて食べると中々おいしい、随分流行りました。それが山科の役得でございます、それから又仕丁には種々な者がございます、釣臺を昇ぐ者もございませぬ、使番の御供をして歩く者もございませぬ、文篋を持つて歩く者もございませぬ、又朝廷の米の入つて居る所の番をする奴もございませぬ、公卿門、御臺所門等に、御附與力同心が詰めて居ります、其處へ行きまして、與力同心の給仕をします、或は煙草盆の掃除をしたり、與力同心の夜分寝ます蒲團の始末、或は與力同心が何處へ使に行け、何を買ひに行けと言へば、其使をします。仕丁はさう云ふことをしたのであります、其仕丁の中に、今日奏任官になつて居る者がございませぬ。

預

又仕丁の内、預といふものは、木綿の紋付ぐらゐの衣服で、麻袴で、昨日申上げた、執次の供をして、神社佛閣へ參詣、或は墓參などの供をいたします。預といふは、上等の仕丁です。前に申上げた御茶碾、六門番は仕丁ではないのでございませぬけれども、御維新の時に、外に入れ所がない、さうして、身分は同等でござ

史生

いますに依つて、明治三年十二月に仕丁に合併したのです。根來同心も、矢張、其時に仕丁に合併して、仕丁は残らず、卒に言ひ付けられました。京都府貫族卒を申付けられ、明治五年に士族に御取立になりました、諸藩の足輕等も、其時に士族になつた。明治五年七月四日に卒と云ふものはないやうになつて、皆士族を仰付けられました。仕丁の仕事を細かに御話申すと、まだ澤山あります、或は御庭の掃除とか、くちなはの死んで居るのを、取棄てるとか云ふやうな類の事は、色々ありますが、際限がありません、此邊で措きませう。

史生は、下駄屋とか、蕎麥屋とか、商法人でありますから、御維新になつても、不自由は致しませぬ。家祿は無くも宜しい。それが御維新になつて士族になり、僅かですけれども、八石の家祿で、公債證書を買つて居ります。仕丁は、三石より貰うて居らぬですけれども、今日の御時節になると、仕丁が却つて宜しうございませぬ。残らずとは言ひませぬ、ひどいものもございませぬけれども、立派な官員になつて、相當に暮して居る。中には奏任官になつて居るものもある。山内芳秋と申す男は造幣局の局長、大分良い所になりました。却つて、小間使以

上執次以下の士分、地下次第にある六等以上の官人は、銘々共同じでいけませぬ。商賣をすることも出来ませぬ。御維新後商賣をした者は、皆損をして居ります。人力曳でもせねばならぬやうな状態になりました。今日地下次第から落ちて、地下次第外で、執次始め使番、其中で華族になつたと申しますのは、青蓮院宮の六位の侍、まだ六位になつて居りませぬ御近習で、伊丹藏人と申すのが男爵華族になつて居ります。息子を春雄と申します。そこらが上等、それから、尾崎三良、是が地下次第外の人で、仕丁同等、仕丁にも劣る暮しをして居たが、今日では六本木にあんな立派な邸を拵へて居ります。

根來同心

根來同心と云ふのは、徳川秀忠公の御息女が、後水尾天皇の皇后様としていらした時に、徳川様から旗本、御家人、根來同心を連れてござつた。東福門院の崩御の後、旗本と御家人は歸りましたけれども、同心だけが六軒残つて居りました、さう云ふものでございまして、依つて、大宮御所の方の、寺町通をお通りになりますと、仙洞さんの裏手に松の木がたんとございます、梨木神社の前の所、今では往來になつて居りますが、元は草原で、梅の木が澤山ございました。

焼飯

其外に番所が二つございまして、根來同心が番をして居りました。それが明治二年に、仕丁合併を仰付けられました、同心を仕丁にして戴いたのは、如何にも殺生だと、今に言うて居りますが、どうも仕様がありません。

(問)焼飯と云ふのを、大變宮様方がお好きで、それは赤い色をして居ると云ふのですが、小豆でも入れて炊いてあるのですか。

(答)それは砂糖醤油を附けて食べるとかいしうございます、一つ一錢で買へました。

(問)宮様が御病氣の折に食べたと云ふことがあるのですか……

(答)御内々は知りませぬ、表へ持出すものではないのでございます。

○地下の官人

三催の分掌外記方

文殿、召使、少納言侍、中務省史、大舍人寮、大舍人寮、史生、内蔵寮兼造酒司、同官人、同史生、同殿寮、同史生、同膳職、同史生、大炊寮史、同史生、掃部寮、同史生、造酒司史、内豎、陣官人、左馬寮、右馬寮、兵庫寮、同史生、兵庫寮、同史生、師資者、同史生、使部、同史生、左方、右大史

地下次第の三催^{サンモヨホシ}の分掌は、初が外記方でございます。外記方は押小路大外記、これは身分は諸大夫でございます。尤も、是は格別の家柄でございます。依つて、正三位まで行きます。從五位下から正三位まで昇ります。四位五位の間は大外記でございますが、三位になると、大外記は不相當でございます。自ら、大外記を辭して仕舞ひます。跡を相續人が繼いで大外記になりまして、自分は大外記の諸大夫になります。諸大夫になると、地下次第の肩書のない所へ入る事になります。四位五位の間は、大外記の職掌を致しまして、後の使部までの所が、大外記の配下でございます。催と云ふ事は、ちよつと奇態ですが、今日催と云ふやうな事を言うたら、人様は御存知ない、無理な言ひやうですが、今日分りよいやうに申すと、催と云ふことは、支配頭とか、取締とか云ふことであります。催とは何ぢやいなと云ふことになりませんが、支配頭、或は一部分だけの取締、さう思召したら宜しうございます。次に少外記から權少外記、史生、文

殿、召使、少納言侍、中務省史、大舍人寮、大舍人寮、史生、内蔵寮兼造酒司、同官人、同史生、同殿寮、同史生、同膳職、同史生、大炊寮史、同史生、掃部寮、同史生、造酒司史、内豎、陣官人、左馬寮、右馬寮、兵庫寮、同史生、兵庫寮、同史生、師資者、同史生、使部、同史生、左方、右大史

殿、召使、少納言侍、是だけは太政官で、是から中務省となる。此處に史生が附いて居ります。旦那さんは何處に居るかと云ふと、これ〱(表を示す)。中務省史生、大舍人寮及史生と遊ばして宜しうございます。其次が内蔵寮兼造酒司、同官人、同史生、寮の下に官人と云ふ者が一人でございます。其次は縫殿寮、同史生、式部省、同史生、大膳職、同史生、大炊寮史生、今度は大炊寮を大膳職が兼ねて居ります。旦那様は大膳職で持つて居ります。大炊寮の史生と云ふものでございます。それから、掃部寮、同史生、造酒司は内蔵寮と兼ねて居ります。依つて、造酒司史生、それから内豎、御璽を預る役です。其次が陣官人、陣の雑事を掌る、又節會の節、開門仕つて候と内辨へ申上る役は、陣の官人です。それから左馬寮、右馬寮、今日の主馬寮です、それから、兵庫寮、同史生、其次が兵庫寮の鉦師、鉦師と云ふのは御即位の時に小さい鉦を撞く役です。それから、兵庫寮の贊者、其次が使部、是で大外記の催は終ひてございます。今度は官方でございます。壬生左大史、從五位下から昇つて正三位に至る。三位になると位が高過ぎますから、左大史を辭さぬければなりません、辭しま

左右少史
左右史生
左右官掌
召使
辨侍
内舍人

内匠寮史
大藏省
木工寮
大藏省史
木工寮史
木工寮官
生人、同史
主殿寮伴

すと三位の諸大夫、肩書の無い所へ入ります。其次が右大史です。右大史以下は士分か侍です。右大史村田春之は、二條様御著陣の節、燈明の油を御装束の袖へ落して、恐入ると二條様へ申上げ、低い身分で、大臣に何でも直接に物を言ふは憚かる可き事なり、依つて右大史辭職仰付らる。其次が左少史、右少史、それから、左史生、右史生、行事官と内匠寮を兼ねて居ります。是は一廉の金持です。其次が左官掌、右官掌。それから、此處に召使と云ふ者がございます。辨侍以上が太政官です。それから、内舍人、内舍人は新嘗祭の節、神饌を天子様の御側へ持つて行く、勅任官の家は内海、神原の兩家でありますが、此二人の中、病氣か忌服がございますと、六位の内舍人從五位下宣下にて、内海、神原の代理を仰付られます。内舍人は品格よろしき者にて、六位と雖も諸大夫と同様、左右京修理大膳亮五位相當の官宣下になります。八省の大少丞、諸寮の助、四府の大尉には無論なおります。それから内匠寮史生、内匠寮の旦那様は此處に居ります。行事官が内匠寮を持つて居ります。それから、大藏省、木工寮、其次が大藏省史生、木工寮官人、木工寮史生、それから、主殿寮の伴方、其處へ同官人、同史

方、同史生
主人、殿史
伯方、寮生
官生、火史
左生、火史
人、右生
火部、御人
使部、御人
土部、御人
水部、御人
鑄立、役人
鑄立、役人
鑄立、役人
左部、近府
兄弟、同府
府部、同府
丁部、同府

藏人方

生。それから主殿寮の佐伯方です。佐伯方官人、佐伯方史生、今度は左生、火官人、右生、火官人。是は御即位の時に蘭奢待を炷きます。其處へ使部です。さうして、衛士、御香水役人、是は御香水清い水を大和國に汲みに行きます。御即位の時だけです。鑄立役人、鑄を立てる役人です。其次が幡、鑄、幡、鑄と申しますのは、八幡の幡と鑄、それから、今度は駕輿丁、左近府兄部、同府沙汰人、其次が駕輿丁、右近府兄部、同府沙汰人、それから、駕輿丁、左兵衛府兄部、駕輿丁、右兵衛府兄部、さうして、四府の駕輿丁、是で官方はお終ひです。さうした所で、駕輿丁の兄部、沙汰人、四府の駕輿丁、是だけが駕輿丁の長です。天子様の行幸遊ばします際は、自分は早きませぬで、下役に昇かせます。唯お側に附いて居ります。こんな者は、昇けと云つても直にへたばつて仕舞ひます。何でと云ふと、是等は今日男爵華族になつて、貴族院議員になる位の身の上の人です。昇かぬならぬのですが、昇いたら直にへたばつて仕舞ひます。それで自分は側へ附いて居つて、人足を雇つて昇かせます。

其次は藏人方でございます。平田出納、身分は侍で諸大夫ではござりませ

地下の官人

平田出納

御藏小舎

所衆、藏人

書寮、同行人

史寮、同行人

同寮、同行人

主水司、同行人

理職、同行人

屋主、同行人

下南座

兼ねて居ります

下南座は紫宸殿へ向けて御筵道を敷きます

下南座が敷

きますと、上南座が巻いて行く

それより外に用の無い役です

それから仕

人、是は今日は「つかうど」と申します

「つかうど」の方が宜いやうですが、其時分

は「つかへど」と言うて居ります

是は外記方、官方の使部です、藏人方では、使部の代に仕人を置きます

それから、釜殿「かなへど」と申します

是は天子様の御湯を、御臺所の釜で沸しまして、それを擔桶に入れて、新嘗祭の時などに神嘉

釜殿

仕人

兼ねて居ります

下南座は紫宸殿へ向けて御筵道を敷きます

下南座が敷

きますと、上南座が巻いて行く

幕末の宮廷

ぬ。位は正六位上より従四位上まで進みまして、特別に正四位下まで行きま
す。それから、内藏寮の年預ネンギョウを持つて居ります。官は内藏權頭、内藏頭の役を
是が扱ひます。是は代々であります。其次に御藏小舎人、其次に藏人所衆トコロシウ其
次が行事所、圖書寮、同史生、今度は内藏寮官人、先にも内藏寮官人があります。
それは、外記方の内藏寮官人にて、是は藏人方の内藏寮官人です。其次に内藏
寮史生、今度は主水司、同史生、それから修理職、其次が戸屋主、是は「へやしゆ」と讀
まなければならぬ。天子様の表向の御沓を預る役です。下南座、是は「しもな
うざ」と讀みます。下の南座があつて上の南座がない、上南座は、所衆の袖岡が
兼ねて居ります。下南座は、紫宸殿へ向けて御筵道を敷きます。下南座が敷
きますと、上南座が巻いて行く。それより外に用の無い役です。それから仕
人、是は今日は「つかうど」と申します。「つかうど」の方が宜いやうですが、其時分
は「つかへど」と言うて居ります。是は外記方、官方の使部です、藏人方では、使部
の代に仕人を置きます。それから、釜殿「かなへど」と申します。是は天子様の
御湯を、御臺所の釜で沸しまして、それを擔桶に入れて、新嘗祭の時などに神嘉

衛士、御車童子

御車副、御車舍人

御車大工、御車大工

御車持、御車持

掛竿持、掛竿持

右近府、右近府

府近、府近

陰陽師、陰陽師

大佛師、大佛師

繪所、繪所

一、二、三、采女

主殿司

内教坊

殿へ持つて参りまして、主殿寮の伴、佐伯へ渡します、伴、佐伯が、それを受取つて、
天子様のお使ひ遊ばすお盥へ入れます。是は表向の御湯で、それが釜殿の職
掌でございます。其次は衛士、是は七位でございます。其次が御車童子、是は
葵祭の時です。御車副、御車舍人、御車大工、御車副、御車大工で御車に副うて居
る。御車棧持、是は御車に上つて行く梯子です。御車榻持、掛竿持、御簾を掛け
ます時に掛物竿見たいな物で掛ける。鑑取、御車に鏡が卸りてございます、其
鑑です。右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、右近府、
國にかへました。大佛師、是は朝廷の御位牌を刻みます。院承仕、是は濱岡、清
涼殿を掃いたり拭いたりするのが院承仕の役です。それから、繪所、佛畫の繪
所です。其次に女役、一采女は御末の頭尾張勤仕す。二采女、三采女は内侍所
の刀ト自ツが兼ねます、主殿司、是は長澤と申して、今子爵華族の六條家の家來であ
ります、其長澤の妻が此役を持つて居ります。それから、内教坊、是は男です
が、神嘗祭だけで、常には御用がございませぬ。是は不開門通五條下る小松屋
安兵衛と云ふ者が、代々持つて居ります。それから、關司、是は二人で、大聖寺シヤウツさ

地下の官人

ん、甘露寺さんから出ると云ふことを前に申し上げました。以上が藏人方で平田の支配下です。

職事の直支配、
非違使、
檢
樂人

瀧口

左右近衛
府

近衛府番
長
女院主典
代

それから、職事の直支配は檢非違使七軒、是は三催は附屬せぬで、職事の直支配です。其次に樂人、是は一番古いのは芝さんの方でございます。之にも書いてございます通、奈良が一番古うございます。一番古い南都方が十六軒、天王寺方二十一軒、京都方十九軒、それから在江戸樂人が十軒です。是は親子です。其次に瀧口、少尉が先で、大尉が後になつて居りますが、是は位階の順でございますから仕方がない。其瀧口が三十五軒、是も親子です。それから近衛府が左右、是は古い所を申しますと、天保五年までは近衛府とは申しませぬ、御隨身と云ふのでありましたが、天保五年に御隨身を改めて近衛府と改稱したのでございます。是が三十軒。親子で……近衛府番長、是は無位で大將の判任です。親子二十三軒。それから、女院主典代、是は有る時と無い時とある。今年有つても翌年は無いかも知れない。即ち女院さんのある間は有りますけれども、女院さんが崩御になりますと無いやうになります。それで、

女院

是は大宮御所の主典代です。大宮御所が女院です。女院と云ふことの元の起りは、御承知の通、光格天皇以來は、光格天皇、仁孝天皇、孝明天皇、明治天皇と云ふやうに、天皇號で申上げますが、それまでは何々院です。後桃園院、桃園院、中御門院、東山院です。往古から御院號が多い、天皇號は少うございます、女院もそれに従つたので、のつけは准后さん、皇后にはおなり遊ばされぬ、それから、皇太后にもおなり遊ばされぬ、さうした所で、御名の上げやうがございませぬので、何々門院と申上げた。それも、大部分の大宮さんは、門院にはなつて居らぬ。なつて御座る御方もあり、なつて御座らぬ御方もある。院號は中々むつかしいもので、天子でさへ何々院です。それで皇太后になられました、御上と御同等にする、と云ふ時に何々院、それから、何々門院と云ひ始めた、院におなり遊ばす皇太后様は、まだ宜いのです、今では院號はありませぬが、此院號を上げたのが、光格天皇の皇后さん、新清和院です。之を女院と申上げて、其主典代ですか、おかくれになれば廢せられます。さう御承知置を願ひます。女院北面、是も女院御在世中で、崩御になると廢せられます。

女院北面

東宮陣頭

それから東宮陣頭、是も皇太子さんが無ければ有りませぬ。皇太子あらせられる節は、陣頭を置かれる。さうして、天皇におなり遊ばされると陣頭は廢せられます。是は重いものでございます。攝家と、それから親王家の諸大夫、上北面、それから陣頭に補せられます。取も直さず、皇太子さんの諸大夫です。其次に東宮侍者、是は六位の侍が任せられて、從五位に宣下があれば、侍者を免せられて、一條さんなら一條さんに向けて歸つて來ます。これになるのが、攝家の六位の侍、それから、内舍人、官掌クワンシヤウの中で侍者になる。さうして、天子におなり遊ばすと、元の内舍人及び官掌クワンシヤウに復る。攝家から行つて居る者は、近衛さんなら近衛さんに歸つて來る。それから、啓内舍人、是も皇太子の内舍人です。さうして、天子におなり遊ばすと歸ります。今度は東宮の帶刀、是は武官でありまして、近衛府、瀧口より之を兼ねる。天子におなり遊ばしますと帶刀を免せられます。是だけは、一時のものでございます。

院廳官インテイカン又後院廳官

院の役人のことを申しますが、仙洞が御存生中は院廳官、仙洞崩御になれば後院と稱す。故に院御在世の間は院廳官、崩御になれば後院廳官、それから、今

啓内舍人

東宮帶刀

院所衆インソウ又後院所衆
院召次インシヨウジ又後院召次

上北面

度は院所衆崩御になれば後院所衆。それから、院召次、崩御になれば後院召次。さうして、もう一つ御不審の起らぬやうに申上げて置きます。院召次を一に御壺召次と稱す。御壺召次と書いてあることがございます。其場合に院召次が無いと思召してはいけません。院廳官は一軒よりございませぬ。院所衆が四軒、院召次が七軒です。それから、此處に上北面と云ふ文句を入れて戴きます。上北面は、攝家の諸大夫より五人、非藏人中の格別の家柄から五人、合せて十人あります。さうして、位階に依つて順位を定めます。上北面はさう云ふもので、十人より居りませぬから、或時は十人宿直を致します。又病氣もございませぬし、忌服もございませぬ。それで、上北面が手不足になりますと、攝家の内へ加勢を申來れば、諸大夫が順番に參ります。下北面が加勢に參るとは出來ませぬ。院御在世中には上北面、院が崩御になれば諸大夫となりませぬ。それから、今度は下北面カホクでございませぬが、是が十五軒で、親子詰込みでございませぬ。彼の西行法師は下北面の家です。今の山形は西行法師の末孫です。山形の三代目が西行法師で、初は佐藤と云ふ苗字で、後に山形と變へました。

下北面